

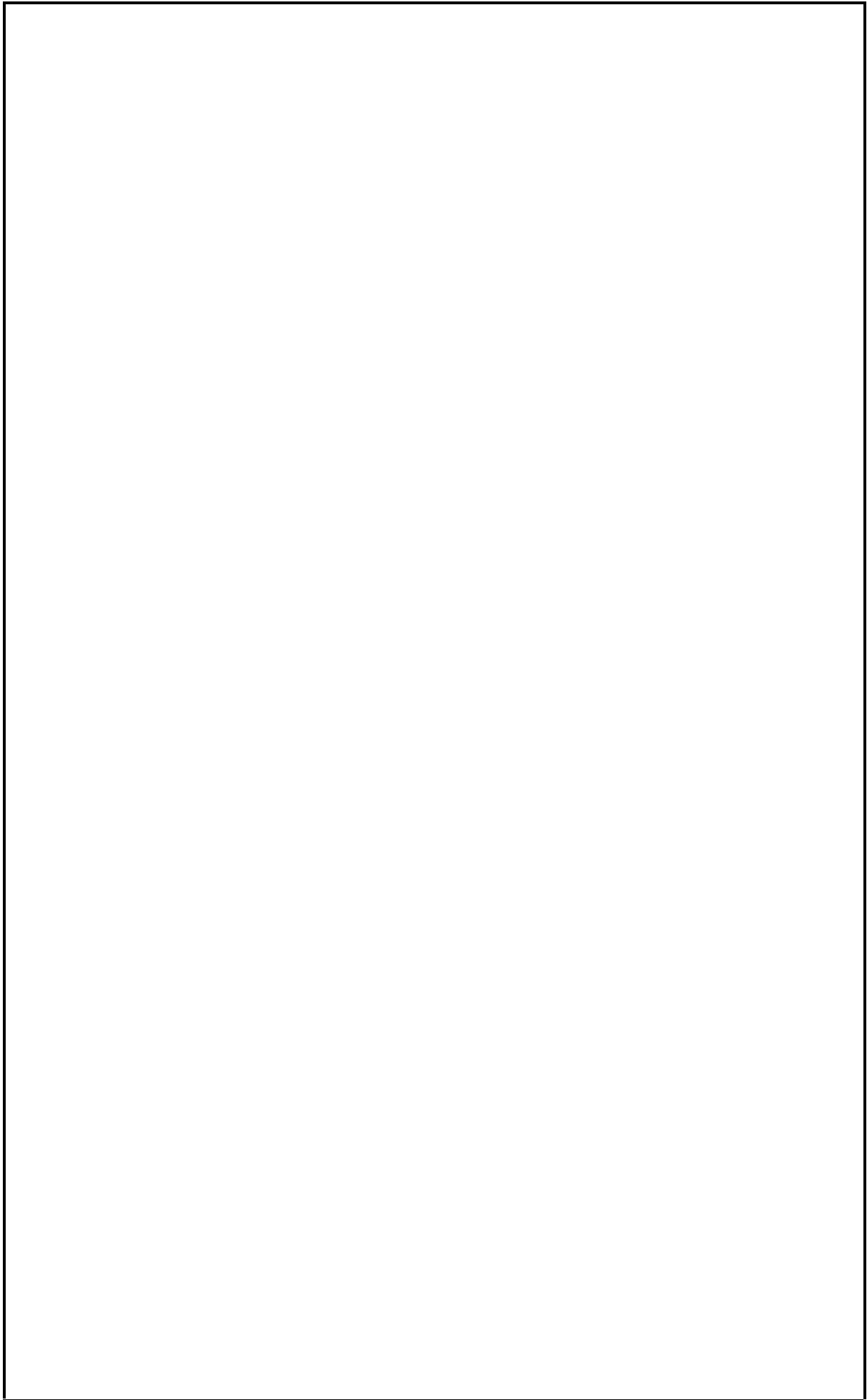
第 1 6 7 9 回島根県教育委員会会議 議題書

令和 8 年 8 月 17 日(月)
日 時
13 時 30 分～

第 1 6 7 9 回教育委員会会議議題

期日 令和 8 年 8 月 17 日 (月)

議 題	
一 公 開 一	
(議決事項)	
第 8 号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)	———— 4
(協議事項)	
第 2 号 令和 8 年度教育委員会の点検・評価報告書について (総務課)	———— 17
(報告事項)	
第 25 号 令和 9 年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者 選考試験の実施について (学校企画課)	———— 95
第 26 号 令和 9 年度 (令和 8 年度実施) 島根県公立学校教員採用候補者 「一般選考試験」第 2 次試験の結果について (学校企画課)	———— 97
第 27 号 令和 9 年度 (令和 8 年度実施) 島根県公立学校教員採用候補者 「特別選考試験 (第 2 回)」の実施について (学校企画課)	———— 99
第 28 号 教職員の働き方改革の進捗状況について (学校企画課)	———— 100
第 29 号 大阪教育大学、島根県立大学及び島根県教育委員会による教員 人材の養成・採用・研修に関する連携協力協定について (学校企画課)	———— 105
第 30 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について (学校教育課)	———— 107
第 31 号 令和 8 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰について (社会教育課)	———— 127
第 32 号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について (文化財課)	———— 128



島根県指定文化財の指定について

1 趣旨

島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、以下の文化財を島根県指定文化財に指定することを、島根県教育委員会会議に付議する。

2 内容（詳細は別紙のとおり）

- (1) 島根県指定有形文化財（古文書）の指定
名称及び員数 山中家文書 100点
- (2) 島根県指定有形文化財（古文書）の指定
名称及び員数 阿部家文書 35点
- (3) 島根県指定有形文化財（典籍）の指定
名称及び員数 雲州風土記（出雲風土記鈔） 4 冊

3 指定理由

令和 8 年 8 月 3 日に開催された島根県文化財保護審議会において、当該文化財を島根県指定文化財に指定することが適当であるとの答申を受けたため。

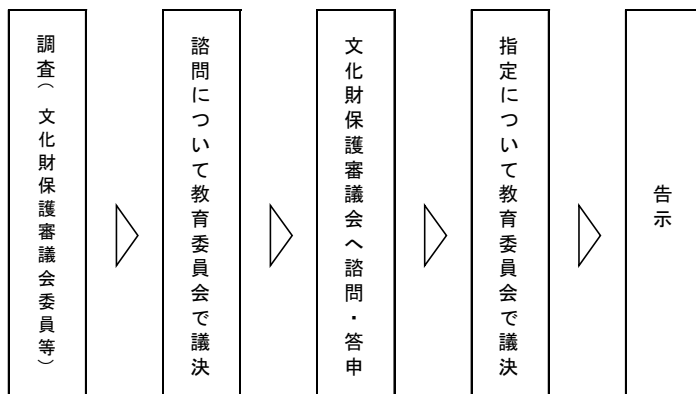
（参考）島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）の関係条項抜粋

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

（中略）

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める島根県文化財保護審議会（以下「県文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

島根県指定文化財の指定の流れ



島 文 審 第 2 号

令和 8 年 8 月 3 日

島根県教育委員会 様

島根県文化財保護審議会会長



島根県指定文化財の指定について（答申）

令和 8 年 8 月 3 日付け島教文財第 3 6 6 号で諮問のあったこのことについて、島根県文化財保護審議会の審議の結果、島根県文化財保護審議会条例第 2 条（昭和 50 年 12 月 24 日島根県条例第 58 号）に基づき、下記のとおり答申します。

1 有形文化財（古文書）の指定

(1) 名称及び員数

山中家文書 100 点

阿部家文書 35 点

雲州風土記（出雲風土記鈔） 4 冊

(2) 答申内容

島根県指定有形文化財に指定する価値があるものと認めます

島根県指定文化財の指定について

1 山中家文書

(1) 種 別 有形文化財（古文書）

(2) 名称・員数

やまなかけもんじょ
山中家文書 100 点

（内訳は別表 1 のとおり）

(3) 所在地 大田市大森町イ 1597-3 石見銀山世界遺産センター

(4) 所有者 大田市

(5) 時 代 江戸～明治時代 18 世紀から 19 世紀

(6) 概 要

江戸時代に大森代官所に出仕した銀山附地役人^{つきじやくにん}山中家に伝わる古文書群のうち、由緒書・親類書 100 点。

石見銀山とその周辺地域は、慶長 5 年（1600）の関ヶ原合戦の後、徳川氏の直轄領に編入され、奉行、のちに代官による支配を受けることになった。江戸幕府による石見銀山支配の中で、主に鉱山に関わる実際の業務を担う存在として召し抱えられたのが、銀山附地役人である。

山中家は、慶長 8 年（1603）に初代・山中市兵衛が石見銀山奉行・大久保長安によって召し抱えられて以降、代々石見銀山において地役人を勤めた家である。山中家には、地役人としての活動に関わる史料をはじめとして、近世・近代の史料が多く残されている。

山中家文書所収の由緒書・親類書は、銀山附地役人たちの系譜を伝える史料である。由緒書には、各地役人の家ごとに、歴代の来歴・身分・俸禄等の情報がまとめられている。地役人の新規御抱入などに際して出された大森代官所の個別指示や、幕府からの指示によって作成・提出されたと考えられる。親類書については、明確な作成意図は不明であるが、地役人の家族・親類について記されている。

由緒書・親類書の大半は、地役人として活動した江戸時代のものであるが、幕長戦争後に多くの地役人たちが大森を離れた後、帰国や帰農、士族復族等に関する歎願活動が展開する明治期に作成されたものも含んでいる。

なお、100 点のうち 19 点は、平成 5 年（1993）3 月 17 日に大田市の有形文化財（古文書）に指定されている。

(7) 指定の理由

由緒書・親類書は、江戸幕府による石見銀山支配において重要な位置を占める地役人について、詳細な情報を得ることができる基礎史料として重要である。

特に山中家文書所収の由緒書は、山中家に限らず、諸家のものを一括して所蔵している点が特異である。年代は、上限が宝暦5年（1755）、下限が明治31年（1898）であり、特に天保13年（1842）と弘化4年（1847）に集中して残されている。19世紀段階の江戸幕府の郡代・代官と役所別属僚構成を記した『県令集覧』に掲載される地役人数から換算すると、当時の地役人の約4分の3の家の歴代当主の氏名や経歴が山中家文書の由緒書・親類書から判明する。

多くの銀山附地役人の系譜や各時期の動向をたどることができる本古文書群は、江戸時代の石見銀山を研究するための基礎史料としての重要性が明らかであり、島根県指定文化財として保護することが適当である。

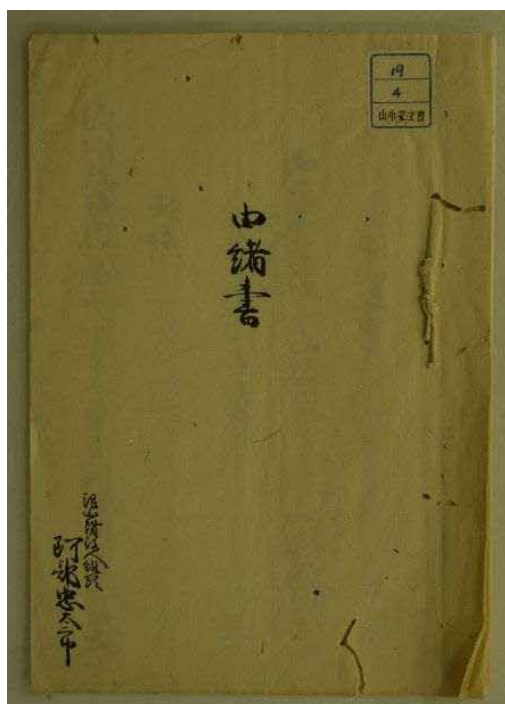
(8) 調査者

島根県文化財保護審議会 岩城卓二委員

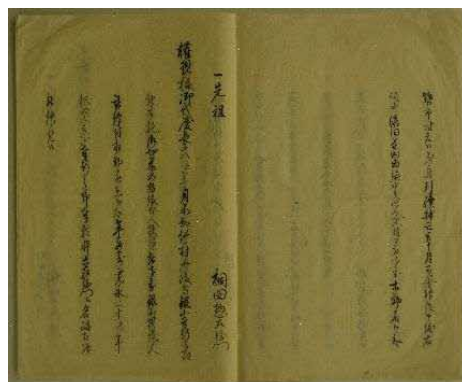
（令和7年11月12日調査実施）

（参考文献）

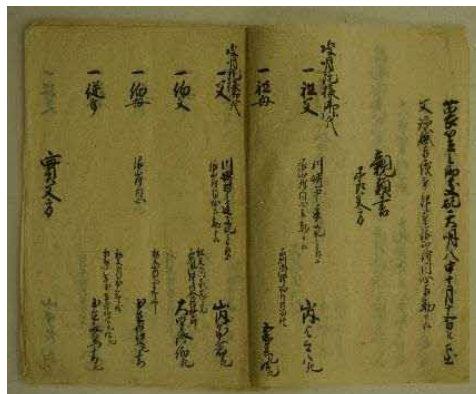
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書 石見銀山附地役人由緒書』島根県教育委員会、2005年
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書 16 石見銀山附地役人山中家文書目録』島根県教育委員会、2021年



▲阿部家の由緒書
（文政8年、表紙）



▲山中家の親類書（寛政8年、見開き）



▲桐田家の由緒書（明治3年、見開き）

別表 1

山中家文書 由緒書・親類書

	史料番号	表題(文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考	指定
1	1-4	由緒書	文政8酉年6月	阿部忠太郎	大岡源右衛門	縦帳	1	袋あり、1-4~68を一括カ、(袋上書)「山中家由緒書入」	大田市指定
2	1-5	由緒書	天保13寅年12月	荒木健助		縦帳	1	剥落した付紙あり	
3	1-6	由緒書	天保13寅年12月	荒木常平		縦帳	1	剥落した付紙2点あり	
4	1-7	由緒書	弘化4未年12月	荒木源次郎		縦帳	1		
5	1-8	由緒書	弘化4未年12月	安藤六郎太		縦帳	1		
6	1-9	由緒書	弘化4未年12月	飯田五郎蔵		縦帳	1		
7	1-10	由緒書	天保13寅年12月	池亀喜多次		縦帳	1		大田市指定
8	1-11	由緒書	天保13寅年12月	内坂勝太		縦帳	1		
9	1-12	由緒書	弘化4未年12月	内坂勝太		縦帳	1		
10	1-13	由緒書	弘化4未年12月	大賀寛兵衛		縦帳	1		大田市指定
11	1-14	由緒書	弘化4未年12月	大草良蔵		縦帳	1	剥落した付紙あり	
12	1-15	由緒書	天保13寅年12月	大住台右衛門		縦帳	1		大田市指定
13	1-16	由緒書	天保13寅年12月	大山恒助		縦帳	1	剥落した付紙2点あり	
14	1-17	由緒書	弘化4未年12月	岡元四郎		縦帳	1		
15	1-18	由緒書	天保13寅年12月	笠井純平		縦帳	1		
16	1-19	由緒書	弘化4未年12月	形山亀次郎		縦帳	1	訂正後の年号参照	
17	1-20	由緒書	弘化4未年12月	鹿野弾蔵		縦帳	1	表紙に近代の付紙2点あり	大田市指定
18	1-21	由緒書	天保13寅年12月	神尾亭蔵		縦帳	1	剥落した付紙あり	
19	1-22	由緒書	弘化4未年12月	川井為三郎		縦帳	1	切紙1点挿入	
20	1-23	由緒書	弘化4未年12月	河嶋三郎右衛門		縦帳	1		
21	1-24	由緒書	天保13寅年12月	桐田伴次		縦帳	1		
22	1-25	由緒書	明治3午年	桐田才止郎		縦帳	1	剥落した付紙あり	
23	1-26	由緒書	天保13寅年12月	黒川万蔵		縦帳	1	剥落した付紙あり	
24	1-27	由緒書	天保13寅年12月	黒川盛蔵		縦帳	1	剥落した付紙あり	
25	1-28	由緒書	明治31年9月	河野健十郎		縦帳	1		
26	1-29	由緒書	弘化4未年12月	坂本原蔵		縦帳	1	表紙に切紙2点あり	大田市指定
27	1-30	由緒書	弘化4未年12月	澤井和兵衛		縦帳	1		大田市指定
28	1-31	由緒書	弘化4未年12月	柴岡縫一郎		縦帳	1		
29	1-32	由緒書 控	天保13寅年12月	嶋田郡次郎		縦帳	1		
30	1-33	由緒書	天保13寅年12月	高木條一郎		縦帳	1	表紙に切紙あり	
31	1-34	由緒書	天保13寅年12月	高木藤兵衛		縦帳	1		
32	1-35	由緒書	弘化4未年12月	多久昌一郎		縦帳	1		
33	1-36	由緒書	天保13寅年12月	竹内榮六		縦帳	1		
34	1-37	由緒書	天保13寅年12月	竹内平次郎		縦帳	1	剥落した付紙あり	
35	1-38	由緒書	天保13寅年12月	田辺武左衛門		縦帳	1		大田市指定
36	1-39	由緒書	弘化4未年12月	寺本儀平		縦帳	1		
37	1-40	由緒書	弘化4未年12月	土井誠太夫		縦帳	1	切紙1点挿入	
38	1-41	由緒書	弘化4未年12月	中西松三郎		縦帳	1		大田市指定
39	1-42	由緒書	弘化4未年12月	中場和一郎		縦帳	1		大田市指定
40	1-43	由緒書	弘化4未年12月	中場勝之進		縦帳	1		
41	1-44	由緒書	天保13寅年12月	中山茂一郎		縦帳	1	切紙1点挿入、ほかに縦帳1点綴込(辛未7月付「勤向之儀御尋二付申上候書付」、中山代伍→県庁)	大田市指定
42	1-45	由緒書	明治3午年7月	中山平一郎		縦帳	1		大田市指定
43	1-46	由緒書	天保13寅年12月	野沢茂富		縦帳	1	表紙に切紙2点あり	
44	1-47	由緒書	天保13寅年12月	長谷重太郎		縦帳	1		
45	1-48	由緒書	弘化4未年12月	波多野佳太郎		縦帳	1		
46	1-49	由緒書	弘化4未年12月	林沢右衛門		縦帳	1	表紙に切紙あり	
47	1-50	由緒書	弘化4未年12月	福間仙一郎		縦帳	1		
48	1-51	由緒書	天保13寅年12月	福本由次郎		縦帳	1		
49	1-52	由緒書	天保13寅年12月	二川圓兵衛		縦帳	1		
50	1-53	由緒書	天保13寅年12月	藤井幾太郎		縦帳	1		
51	1-54	由緒書	天保13寅年12月	藤井七郎右衛門		縦帳	1		大田市指定
52	1-55	由緒書	弘化4未年12月	藤井七郎右衛門		縦帳	1		大田市指定
53	1-56	由緒書	弘化4未年12月	藤井勘右衛門		縦帳	1		
54	1-57	由緒書	天保13寅年12月	藤井東四郎		縦帳	1		
55	1-58	由緒書	弘化4未年12月	松浦寿三郎		縦帳	1	(表紙貼紙)「御役所担」	大田市指定

56	1-59	由緒書	天保13寅年12月	松原與四郎		縦帳	1	剥落した付紙3点あり	大田市指定
57	1-60	由緒書	明治31年9月	謙之進事 丸茂謹吾		縦帳	1		
58	1-61	由緒書	弘化4未年12月	三宅逸太		縦帳	1		
59	1-62	由緒書	天保13寅年12月	森山喜三郎		縦帳	1	剥落した付紙あり	
60	1-63	由緒書	天保13年寅12月	八木市蔵		縦帳	1	もと包紙カ1点挿入、(包紙カ上書)「享和三亥戌年以後被 召抱候もの由緒書差出候様被 仰出候旨、天保十四卯年三月中申来候 由緒書 扣 新人 八木市蔵 同心 宗岡長蔵、波多野佳太郎、多久昌一郎」	大田市指定
61	1-64	由緒書	弘化4未年12月	安井哲之助		縦帳	1		
62	1-65	由緒書	弘化4未年12月	柳原右七郎		縦帳	1		大田市指定
63	1-66	由緒書	弘化4未年12月	山内善一郎		縦帳	1	剥落した付紙あり	大田市指定
64	1-67	由緒書	弘化4未年12月	山内善一郎		縦帳	1		大田市指定
65	1-68	由緒書	弘化4未年12月	山田長兵衛		縦帳	1		
66	1-69	由緒書	宝暦5乙亥年11月	御代官 浅岡彦四郎支配 石州銀山附同心 山中善蔵		状	1	(端裏書)「山中善」	
67	1-70	親類書	明和6丑年12月	山中傳八		状	1		
68	1-71	親類書	天明8申年6月	山中百次	養笠之助	状	1	奥書に縁者の氏名書き込みあり	
69	1-72	由緒書・親類書扣	寛政8辰年11月	山中百次		縦帳	1	(表紙付紙)「享保十二未年火災之節所持仕候古書物之内焼失仕、先祖市兵衛被召抱候月附并曾祖父与惣次迄代々苗跡相続被仰付候月附相知不申候、依之以下ヶ札申上候」	
70	1-73	親類書	寛政8辰年11月	山内助之丞		縦帳	1	山内助之丞と山中百次2名の親類書を収める	
71	1-74	由緒書 下	享和2戌年12月	山中百次		縦帳	1	剥落した付紙あり	
72	1-75	親類書	文化3寅年11月	山中百治		縦帳	1		
73	1-76	由緒書	文化8未年6月	山中百次		縦帳	1	切紙1点挿入、ほかに近代以降の切紙1点ならびに奥書(朱字)あり	
74	1-77	由緒書 清	享和2戌年12月	山中百次		縦帳	1	(表紙上書)「天保九戌年正月御代官岩田鍛三郎殿御支配御目附衆直し写」(朱字)ほか書き込みあり	
75	1-78	親類書 扣	文化11戌年5月	山中百次	阿久沢修理	縦帳	1	年月日は表紙参照	
76	1-79	親類書	文化13丙子年7月	山中堅五郎	阿久沢修理	縦帳	1	(表紙上書)「阿久沢修理殿支配中」「扣」(朱字)	
77	1-80	由緒書	文政8酉年6月	山中堅五郎	大岡源右衛門	縦帳	1		大田市指定
78	1-81	親類書	文政8酉年6月	山中堅五郎	大岡源右衛門	縦帳	1	(表紙上書)「大岡源右衛門殿支配中」「扣」(朱字)	
79	1-82	親類書	文政13寅年5月	山中堅五郎	根本善左衛門	縦帳	1	(表紙端書)「扣」	
80	1-83	親類書	文政13寅年5月	山中堅五郎	根本善左衛門	縦帳	1	(表紙上書)「根本善左衛門殿支配中」「扣」(朱字)	
81	1-84	親類書	天保7申年10月	山中堅五郎	岩田鍛三郎	縦帳	1		

82	1-85	親類書	天保7申年10月	山中堅五郎	岩田鋤三郎	豎帳	1	(表紙上書) 「岩田鋤三郎殿 支配中」「扣」 (朱字)	
83	1-86	由緒書	天保13寅年12月	山中堅五郎		豎帳	1		大田市指定
84	1-87	親類書 扣	弘化3午年9月	山中堅五郎	森八左衛門	豎帳	1	(表紙上書) 「森八左衛門殿 支配中」(朱 字)	
85	1-88	由緒書	弘化4未年12月	山中堅五郎		豎帳	1		大田市指定
86	1-89	由緒書	弘化4未年12月	山中堅五郎		豎帳	1	表紙に付紙、切 紙あり	大田市指定
87	1-90	由緒書	弘化4未年12月	山中正作		豎帳	1		
88	1-91	由緒書	弘化4未年12月	米原春次		豎帳	1		
89	1-256 (補1-1)	由緒書	享和2戌年12月	山内助之丞		豎帳	1	抹消線など多数	
90	1-257 (補1-2)	由緒書	享和2戌12月	石州銀山附同心 山内助之丞	大岡源右衛門	豎帳	1		
91	1-258 (補2)	由緒書	享和2戌年12月	山内助之丞		豎帳	1		
92	1-259 (補3)	由緒書	文政8酉年6月	(山内九八郎)		豎帳	1	年月日は表紙記 載分を採録、裏 表紙に山内宗右 衛門の戒名など 書き込みあり	
93	1-260 (補4)	親類書	文政13寅年6月	山内九八郎	根本善左衛門	豎帳	1		
94	1-261 (補5)	親類書	文政13寅年	山内九八郎	根本善左衛門	豎帳	1		
95	1-262 (補6)	由緒書	文政7申年3月	石州銀山附同心 宗岡長蔵		豎帳	1		大田市指定
96	1-263 (補7)	由緒書	弘化4未年12月	宗岡長蔵		豎帳	1		大田市指定
97	2-35	親類書	弘化3午年3月	山内善一郎	森八左衛門	豎帳	1		
98	2-36	〔親類書〕(野 澤氏関係カにつ き)	(年月日未詳)			豎帳	1		
99	2-37	親類書	文政13寅年6月	柳原連	根本善左衛門	豎帳	1		
100	2-201	〔元銀山附役人 親類書〕	(年月日未詳)			豎帳	1		

2 阿部家文書

- (1) 種 別 有形文化財（古文書）
- (2) 名称・員数
あべけもんじよ
阿部家文書 35 点
(内訳は別表 2 のとおり)
- (3) 所在地 大田市大森町イ 1597-3 石見銀山世界遺産センター
- (4) 所有者 大田市
- (5) 時 代 江戸～明治時代 17 世紀から 19 世紀
- (6) 概 要

江戸時代に大森代官所に出仕した銀山附地役人阿部家に伝わる古文書群のうち、石見銀山の歴代奉行・代官の書状 32 点と由緒書・親類書 3 点の計 35 点。

石見銀山とその周辺地域は、慶長 5 年（1600）の関ヶ原合戦の後、徳川氏の直轄領に編入され、奉行、のちに代官による支配を受けることになった。江戸幕府による石見銀山支配の中で、主に鉾山つきじやくにんに関わる実際の業務を担う存在として召し抱えられたのが、銀山附地役人である。

阿部家は、慶長 6 年（1601）に初代・阿部清兵衛が石見銀山奉行・大久保長安によって召し抱えられて以降、代々石見銀山において地役人を勤めた家である。阿部家に伝わる文書群の中には、他の地役人家の古文書も伝来しており、本史料 35 点はいずれも縁戚関係にあった宗岡家から譲られたものと考えられる。

宗岡家の初代・弥右衛門は、戦国大名毛利氏の銀山役人として仕え、慶長 5 年（1600）に石見銀山接收のために徳川氏の御上使として下向した大久保長安に召し抱えられて銀山附地役人となる。阿部家文書所収の歴代奉行・代官書状 32 点は、宗岡家に宛てた書状である。歴代の来歴・身分・俸禄等について記す由緒書、家族・親類について記された親類書も、宗岡家に関する情報がまとめられた史料である。

(7) 指定の理由

特筆すべきは、初代石見銀山奉行の大久保長安の書状 10 通である。大久保長安の下で諸国の鉾山経営に活躍した宗岡弥右衛門に宛てたこれらの書状には、石見銀山・佐渡金銀山の経営に関して大久保長安が出した指示が詳細に記されており、大久保長安による鉾山経営の手法を伝える貴重なものである。また、大久保長安以外にも、点数の少ない江戸前期の奉行発給文書が残されており、代官時代の書状も含めて江戸前期から後期にかけての石見銀山支配の変化を知る上でも重要な古文書群である。

また、由緒書・親類書は、宗岡家の系譜を詳細に伝える史料であり、江戸幕府による石見銀山支配において重要な位置を占めた地役人について知る手がかりとなる。

阿部家文書所収の本史料は、歴代奉行・代官書状、由緒書・親類書ともに、江戸時代の石見銀山を研究するための基礎史料としての重要性が明らかであり、島根県指定文化財として保護することが適当である。

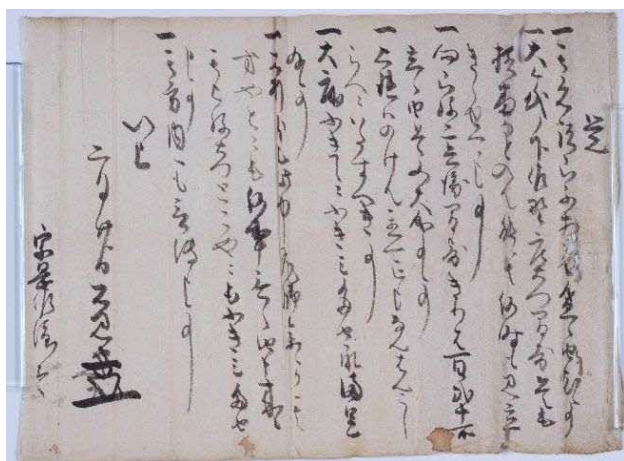
(8) 調査者

島根県文化財保護審議会 岩城卓二委員

(令和7年11月12日調査実施)

(参考文献)

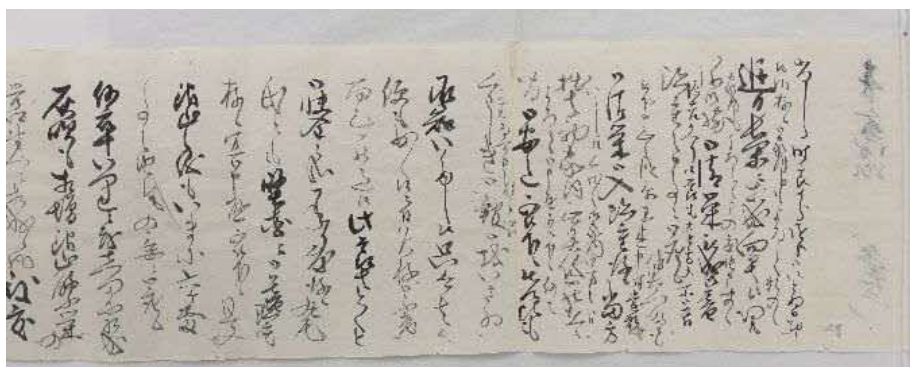
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ 近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、2006年
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書15 石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書目録』島根県教育委員会、2020年



▲初代奉行・大久保長安書状



▲宗岡家由緒書



▲代官・川崎平右衛門書状

別表 2

阿部家文書 歴代奉行・代官書状、由緒書・親類書

	史料番号	表題(文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	1	[大久保長安書状]	(年未詳)正月6日	石見守	宗岡佐渡守	状	1	1～29は木箱で一括
2	2	[大久保長安書状]	(年未詳)極月25日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
3	3	[大久保長安書状]	(年未詳)2月20日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
4	4	[大久保長安書状]	(年未詳)11月27日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
5	5	[大久保長安書状]	(年未詳)卯月16日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
6	6	[大久保長安書状]	(年未詳)9月24日	石見守	吉岡右近、宗岡弥右衛門、今井宗玄	状	1	
7	7	[大久保長安書状]	(年未詳)卯月29日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
8	8	[大久保長安書状断簡]	(年未詳)霜月27日	石見守	宗岡佐渡	断簡	1	前欠
9	9-1	[大久保長安書状]	(年未詳)10月20日	石見守	宗岡佐渡	状	1	9-1～2包紙一括 (包紙上書)「大久保石見守様御書翰 壹通」
10	9-2	[大久保長安書状]	午6月晦日	大石見	大津、草津、もり山(中略)松本御領分道筋村々、川中島御領分道筋村々、越後御領分道筋村々、佐渡国中	状	1	
11	14	[竹村藤兵衛書状]	(年未詳)8月4日	竹藤兵衛	宗岡喜兵衛	切紙	1	
12	15-1	[竹村丹後守書状]	(年未詳)5月18日	竹村丹後守	宗岡喜兵衛	折紙	1	15-1～2包紙一括 (包紙上書)「竹村丹後守様御形見之御状」
13	15-2	[安井又右衛門書状]	(年未詳)8月20日	安井又右衛門	宗喜兵	状	1	
14	16-1	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳)8月10日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	折紙	1	16-1～3包紙一括 (包紙上書)「杉田九郎兵衛様御書翰三通」
15	16-2	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳)7月5日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	折紙	1	
16	16-3	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳)霜月23日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	状	1	
17	17-1	[杉田又兵衛書状]	(年未詳)卯月10日	杉又兵衛勝政	三嶋四郎右衛門、鹿野三右衛門、河井半右衛門、野田伝右衛門、吉岡有右衛門、宗岡喜兵衛、□□二郎介	折紙	1	17-1～2包紙一括 (包紙上書)「杉田又兵衛様御書翰貳通」
18	17-2	[杉田又兵衛書状]	(年未詳)8月18日	須喜又兵衛	宗岡喜兵衛	折紙	1	
19	18-1	[由比長兵衛書状]	(年未詳)卯月5日	由比長兵衛光口	宗岡喜兵衛、鹿野忠兵衛、家武伝七	状	1	18-1～2包紙一括 (包紙上書)「由比長兵衛様御書翰貳通」
20	18-2	[由比長兵衛書状]	(年未詳)卯月2日	由比長兵衛光口	宗岡喜兵衛	折紙	1	
21	19-1	[永田作大夫書状]	(年未詳)3月21日	永作大夫重時	宗岡市之丞	折紙	1	19-1～2包紙一括 (包紙上書)「永田作大夫様御書翰貳通」
22	19-2	[永田作大夫書状]	(年未詳)11月7日	永作大夫重時	宗岡喜三兵衛	状	1	
23	20-1	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳)11月3日	柘伝兵衛	宗岡喜兵衛	状	1	20-1～4包紙一括 (包紙上書)「柘植伝兵衛様御書翰四通」
24	20-2	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳)壬5月9日	柘伝兵衛宗正	宗岡喜兵衛	折紙	1	
25	20-3	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳)5月22日	柘伝兵衛友幸	宗岡喜兵衛	状	1	
26	20-4	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳)8月19日	柘伝兵衛友幸	宗岡喜兵衛	状	1	
27	21-1	[山高孫兵衛書状]	(年未詳)閏5月2日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	折紙	1	21-1～3包紙一括 (包紙上書)「山高孫兵衛様御書翰三通」
28	21-2	[山高孫兵衛書状]	(年未詳)閏5月26日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	切紙	1	
29	21-3	[山高孫兵衛書状]	(年未詳)卯月27日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	状	1	
30	22	[竹田喜左衛門書状]	(年未詳)8月19日	竹田喜左衛門	宗岡安兵衛	折紙	1	包紙あり (包紙上書)「竹田喜左衛門様 西八月十九日被下置候折紙」
31	23	[鈴木政之丞書状]	(年未詳)8月20日	鈴木政之丞重基	宗岡安兵衛	折紙	1	包紙あり (包紙上書)「鈴木政之丞様 御書翰壹通」
32	24	[川崎平右衛門書状]	(年未詳)5月17日	平右衛門	喜三兵衛	状	1	包紙あり (包紙上書)「川崎平右衛門→宗岡喜三兵衛」
33	55-1	親類書	文政8酉年6月	宗岡長蔵	大岡源右衛門	縦帳	1	55-1～3袋一括、(袋上書)「由緒書親類書控」 包紙あり (包紙上書)「阿部清右衛門殿」
34	55-2	由緒書	文政西8年6月	石州銀山附同心宗岡長蔵	大岡源右衛門	縦帳	1	
35	55-3	親類書	文政13寅年6月	宗岡長蔵	根本善左衛門	縦帳	1	

3 雲州風土記（出雲風土記鈔）

- (1) 種 別 有形文化財（典籍）
- (2) 名称・員数 うんしゅうふ ど き いずもふどきしょう 雲州風土記（出雲風土記鈔） 4 冊
- (3) 所在地 出雲市大社町杵築東 99 番地 4
- (4) 所有者 島根県（古代出雲歴史博物館保管）
- (5) 時 代 江戸時代前期（天和 3 年 [1683]）
- (6) 法量・形態 各冊 27.8×19.7 cm 袋綴
- (7) 概 要

「出雲風土記鈔」とは、天和 3 年（1683）に松江藩神門郡奉行の岸崎佐久次時照^{じときてる}によって著された、『出雲国風土記』の最初の本格的な注釈書である。岸崎は、本書において、松江藩地方役人として培った知識をもとに郷の比定などの詳細な注釈を加えており、現在までに複数の写本が確認されている。

本書もその写本の一つと考えられる。本書には、天和 3 年 5 月付の岸崎による序文、同年陽月（10 月）付の北島国造家に近い人物である松林寺の宏雄による序文、同年臘月^{ろうげつ}（12 月）初日付の宏雄跋文^{ぼつぶん}があり、それらによると、岸崎が宏雄のもとに原稿をもちこんで添削してもらい、それを宏雄の甥である北島国造家の伝之丞が欲したため、宏雄が与えた^{えだ}とある。また、本書には、北島国造家の神職である出雲氏・佐草氏・荏田氏らの蔵書印が確認できる。

(8) 指定の理由

本書は長らく北島国造家周辺に伝わったものと考えられ、伝来過程を知ることができる点において貴重な写本といえる。

これまで最も良質な写本としては、島根大学附属図書館所蔵の「出雲風土記鈔」（桑原家本）が知られてきたが、今回の調査によって、桑原家本が本書を忠実に書写していることが明らかになった。したがって、本書は桑原家本の祖本として位置づくものであり、現在確認されている中で最古の「出雲風土記鈔」の写本と考えられる。その貴重性を有する本書は、島根県指定として保護するにふさわしいものである。

(9) 調査者

島根県文化財保護審議会 佐藤信委員
（令和 6 年 11 月 5 日調査実施）

(書誌情報)

【表 題】1冊目「風土記 一」、2冊目「風土記 二」、3冊目「風土記 三」、4冊目「風土記 四」

【内 題】雲州風土記

【丁 数】1冊目42丁、2冊目39丁、3冊目51丁、4冊目50丁
各冊冒頭に遊紙1丁あり

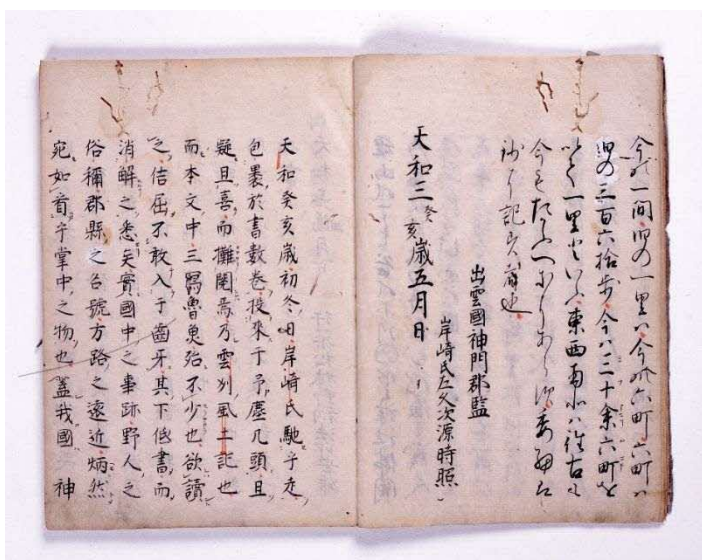
【字配り】9行

【蔵書印】朱文方印「大社向上官出雲孝始」・「佐草庫書」、墨文方印「荏田左進」

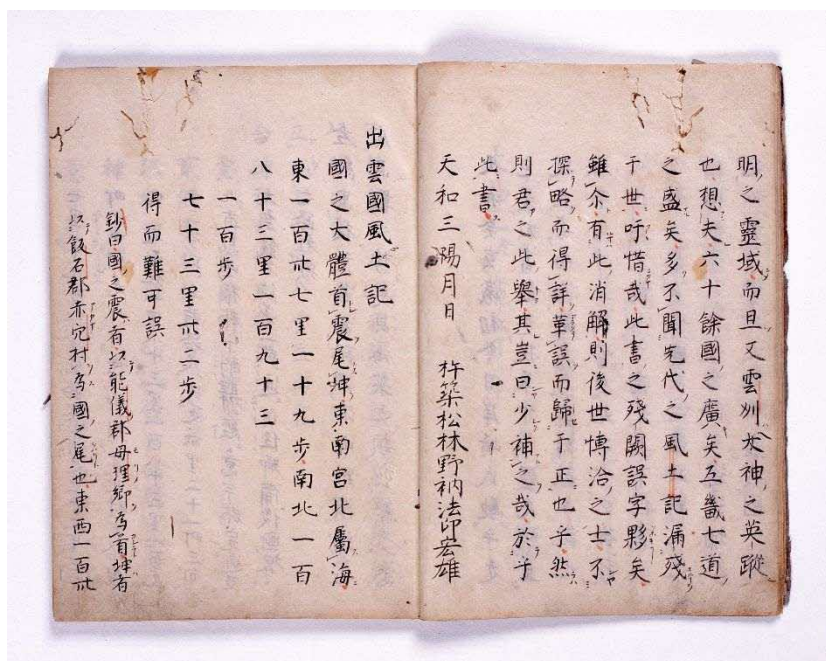


左：第一冊表紙
外題「風土記 一」

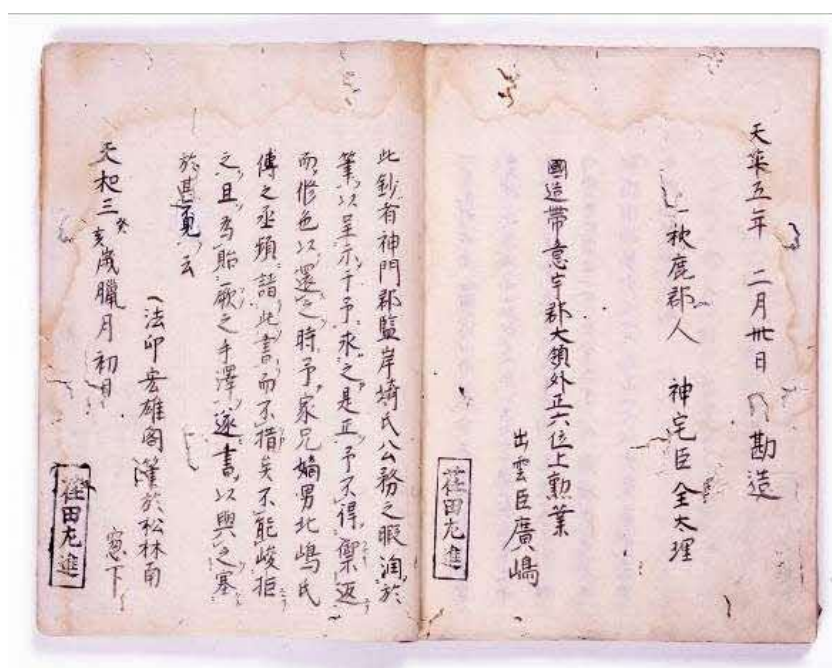
右：第一冊扉表
内題「雲州風土記」



第一冊 岸崎序文 (一部)



第一冊 宏雄序文（一部）



第四冊 宏雄跋文

(参考文献)

- ・ 岡宏三 2021 「書誌解題と塗抹等一覽」(『影印 出雲風土記鈔』島根県教育委員会)
- ・ 大日方克己 2021 「『出雲風土記抄』の成立と諸本」(『影印 出雲風土記鈔』島根県教育委員会)
- ・ 高橋周 2023 「『出雲国風土記』の写本と写本系統」(『出雲国風土記一校訂・注釈編一』島根県教育委員会)
- ・ 高橋周 2025 「補訂本『出雲風土記鈔』の成立と展開」(『近世写本文化論』八木書店出版部)
- ・ 吉永壮志・橋本剛 2026 「資料調査 出雲国風土記写本の調査 (22)」(『古代文化研究』34)

令和8年度教育委員会の点検・評価報告書について

1 概要

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和8年度教育委員会の点検・評価報告書を県議会に提出する。
- ・ 同条第2項の規定に基づき、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととされている（8月5日に島根県総合教育審議会を開催）。

2 報告書の編集上のポイント

- (1) 令和7年度の教育委員会委員の活動状況及び教育委員会の特徴的な動きを記載
- (2) しまね教育振興ビジョンの30施策に関連する事務事業ごとに、取組の成果、課題、方向性を記載
- (3) 参考資料として各事務事業に係るK P I（重要業績評価指標）の状況を掲載

3 目次

■ はじめに

I 点検・評価の趣旨	1
II 点検・評価の構成	1
III 施策体系表	2

■ 点検・評価

I 令和7年度の県教育委員会委員の活動状況について	3
II 令和7年度県教育委員会の特徴的な動き	6
III 点検・評価	
1 発達の段階に応じた学力の育成	18
2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援	34
3 地域との協働による学びの充実	42
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	47
【資料】各事業に係るK P I（重要業績評価指標）の状況	63
IV 島根県総合教育審議会の主な意見	73

4 今後のスケジュール（予定）

- 9月7日 教育委員会会議に議決事項として付議
9月9日 9月定例県議会に提出

令和 8 年度
教育委員会 の 点検 ・ 評価 報告書
(案)

令和 8 年 9 月
島根県教育委員会

目 次

■ はじめに	1
I 点検・評価の趣旨	1
II 点検・評価の構成	1
III 施策体系表	2
■ 点検・評価	3
I 令和7年度の県教育委員会委員の活動状況について	3
II 令和7年度県教育委員会の特徴的な動き	6
① 発達の段階に応じた学力の育成	6
② 幼小連携・接続の推進	7
③ ICT教育の充実	8
④ 高校魅力化の推進	10
⑤ 令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロックインターハイ）	11
⑥ インクルーシブ教育システムの構築	12
⑦ 悩みの相談対応	13
⑧ 教員不足への対応（教員の確保対策）	14
⑨ 教職員の働き方改革（地域人材を活用した指導力等向上事業）	15
⑩ 江津地域における新設校についての検討	17
III 点検・評価	18
1 発達の段階に応じた学力の育成	18
(1) 基礎学力の育成	18
(2) 幼小連携・接続の推進	19
(3) 理数教育の充実	20
(4) ICTを活用した教育の推進	22
(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進	23
(6) 読書活動の推進	25
(7) 国際理解教育の推進	26
(8) キャリア教育の推進	27
(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上	28

(10) 人権教育の推進	31
(11) 道徳教育の推進	33
2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援	34
(1) インクルーシブ教育システムの推進	34
(2) 不登校児童生徒等への支援	37
(3) 学校と福祉の連携の推進	39
(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援	40
(5) 学び直しの体制の充実	41
3 地域との協働による学びの充実	42
(1) 地域との連携・協働の推進	42
(2) 地域を担う人づくり	43
(3) 社会教育における学びの充実	43
(4) 家庭教育支援の推進	45
(5) 体験活動の充実	45
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	47
(1) 学びを支える指導体制の充実	47
(2) 教職員の人材育成	49
(3) 働き方改革の推進	51
(4) 学校危機管理体制の充実	52
(5) 学校施設の環境改善の推進	53
(6) 部活動の地域連携・地域移行	55
(7) 図書館サービスの充実	55
(8) 文化財の保存・継承と活用	56
(9) 私立学校への支援	62
【資料】各事業に係るK P I（重要業績評価指数）の状況	63
IV 島根県総合教育審議会の主な意見（令和8年8月5日開催）	73

■ はじめに

I 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「しまね教育振興ビジョン」（令和7年3月策定。以下「教育ビジョン」という。）の取組について、島根県総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、この報告書にまとめました。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〔抜粋〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の構成

1 特徴的な動き

令和7年度の県教育委員会における特徴的な動きを記載しています。

2 各施策の点検・評価項目

点検・評価の対象項目を教育ビジョンの施策とし、施策ごとに点検・評価を行っています。なお、各項目には、教育ビジョンの各施策における〔今後の方向性〕を転載しています。

3 名称、目的、目指す状態

各施策と関連する行政評価の主な事務事業などについて記載しています。

4 成果、課題、方向性

事務事業ごとの取組の成果、課題、今後の方向性を記載しています。

5 その他

この報告書のほか、別途、議会に提出する「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

Ⅲ 施策体系表

教育ビジョンは具体的かつ実情に即した「基本目標」を掲げ、その基本目標を実現するための具体的施策を記載しており、この報告書における点検・評価の対象となる施策はこの具体的施策の項目としています。

項 目	施 策 名
1 発達の段階に応じた学力の育成	(1) 基礎学力の育成
	(2) 幼小連携・接続の推進
	(3) 理数教育の充実
	(4) I C Tを活用した教育の推進
	(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進
	(6) 読書活動の推進
	(7) 国際理解教育の推進
	(8) キャリア教育の推進
	(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
	(10) 人権教育の推進
	(11) 道徳教育の推進
2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援	(1) インクルーシブ教育システムの推進
	(2) 不登校児童生徒等への支援
	(3) 学校と福祉の連携の推進
	(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援
	(5) 学び直しの体制の充実
3 地域との協働による学びの充実	(1) 地域との連携・協働の推進
	(2) 地域を担う人づくり
	(3) 社会教育における学びの充実
	(4) 家庭教育支援の推進
	(5) 体験活動の充実
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	(1) 学びを支える指導体制の充実
	(2) 教職員の人材育成
	(3) 働き方改革の推進
	(4) 学校危機管理体制の充実
	(5) 学校施設の環境改善の推進
	(6) 部活動の地域連携・地域移行
	(7) 図書館サービスの充実
	(8) 文化財の保存・継承と活用
	(9) 私立学校への支援

■ 点検・評価

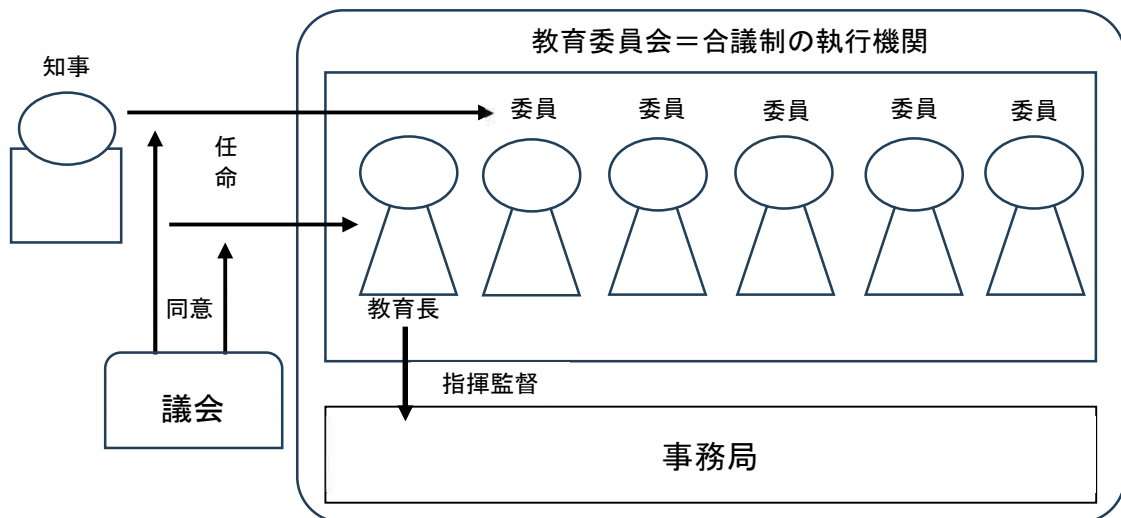
I 令和7年度の県教育委員会委員の活動状況について

1 教育委員会の制度

(1) 教育委員会の法的位置づけ

- ・ 法律の定めるところにより、執行機関として普通地方公共団体に置かねばならない委員会として、教育委員会があります。（他に選挙管理委員会、人事委員会など）（地方自治法第180条の5）
- ・ 都道府県及び市町村に教育委員会を置くこととされています。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条）
- ・ 教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。（地方自治法第180条の8）

(2) 県教育委員会の組織構成



(3) 教育委員会の役割

- ① 最高意思決定機関
- ② 意思決定方法
 - ・ 「教育委員会会議」で議決、承認します。
- ③ 教育長
 - ・ 任期3年
 - ・ 人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ④ 教育委員
 - ・ 任期4年
 - ・ 人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 委員には、保護者である者が含まれるようにしなければなりませんとされています。

2 県教育委員会会議の開催状況

県教育委員会では、令和7年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項54件、承認事項6件、協議事項12件、報告事項96件について審議を行いました。

回数	開催年月日	(件)						(人)
		議決	承認	協議	報告	その他	計	傍聴者
1	令和7年4月21日(月)	－	－	－	6	－	6	6
2	令和7年5月19日(月)	3	－	1	4	－	8	2
3	令和7年6月2日(月)	2	－	－	3	－	5	0
4	令和7年7月22日(火)	2	1	1	8	－	12	3
5	令和7年8月20日(水)	3	1	2	4	－	10	2
6	令和7年9月4日(木)	6	－	－	8	－	14	5
7	令和7年10月16日(木)	3	1	1	10	－	15	5
8	令和7年11月20日(木)	5	－	2	9	－	16	1
9	令和7年12月22日(月)	7	1	1	8	－	17	2
10	令和8年1月22日(木)	3	1	－	5	－	9	1
11	令和8年2月5日(木)	－	－	1	4	－	5	1
12	令和8年2月17日(火)	3	1	2	6	－	12	0
13	令和8年3月10日(火)	8	－	1	8	－	17	1
14	令和8年3月26日(木)	9	－	－	13	－	22	2
計		54	6	12	96	－	168	31

<主な議事>

議事内容	内 容
議決	令和8年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針
	島根県立高等学校規程及び島根県立高等学校通信教育規程の一部改正
	令和8年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等
	島根県指定文化財の指定
	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正
	県立学校の組織編制に関する規則の一部改正
	江津地域における新設校のスクール・ミッション
	島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）
	しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版
承認	令和8年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）
協議	令和7年度教育委員会の点検・評価報告書
報告	教員不足の状況と対策
	石見銀山発見500年島根県記念事業
	教職員の働き方改革の進捗状況
	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果概要
	文化財（登録有形文化財）の登録
	県立図書館の改修等
	高校生の就職活動に関する意識調査
	令和7年度江津地域における新設校開校準備委員会の検討状況等

協議事項：教育行政に関する重要な事案又は将来教育委員会会議において議決を要する事案で教育委員の協議を要するもの

3 教育現場等の視察

教育現場等の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、視察を行いました。

視察年月日	視察先
令和7年7月2日 (水)	豊川小学校、吉田小学校
令和7年7月3日 (木)	浜田高校、浜田ろう学校
令和7年7月9日 (水)	宍道高校

4 その他の活動

(1) 各種会議への出席

例年開催されている全国都道府県教育委員会連合会総会などに出席して、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
令和7年7月15日 (火) 16日 (水)	全国都道府県教育委員会連合会総会	青森県
令和7年10月21日 (火) 22日 (水)	中国五県教育委員会委員全員協議会	鳥取県
令和8年1月15日 (木)	都道府県・指定都市教育委員研究協議会	(オンライン開催)
令和8年1月26日 (月) 27日 (火)	全国都道府県教育委員会連合会総会	東京都

(2) 市町村教育委員会委員との意見交換

令和7年度は、しまね教育振興ビジョンや益田市教育ビジョンの内容、地域における教育行政（ふるさと教育等）について、益田市教育委員会委員との意見交換を行いました。

Ⅱ 令和7年度県教育委員会の特徴的な動き

県教育委員会が行った令和7年度の取組、事業において、次に記載する特徴的な動きがありました。

① 発達の段階に応じた学力の育成

ビジョンの施策番号	1－(1) 基礎学力の育成
1	事業の目的及び事業内容の概要 学校図書館やＩＣＴ機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す。 児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の充実など、学力育成の取組を推進する。
2	事業の実績及び効果 (1) 各校提案・伴走型、ＳＴＥＡＭ教育特化型事業 各高校のグランドデザインを実現に向けた、生徒の教科学力の向上及び教員の指導力向上の取組を支援した。また、理科・数学などの自然科学に興味関心をもつ生徒の視野を拡大するとともに、生徒の資質・能力を伸ばすための理数教育を充実した。 (2) 学習指導要領・大学入試改革への対応（共通教科「情報」） 専科教員数が限られている中で、普通科の共通必修履修科目であり、大学入学共通テストの受験科目に位置づけられている「情報Ⅰ」の指導を充実するため、「情報Ⅰ」授業支援ツールの導入や非常勤講師の配置等により指導体制等の支援を実施した。 (3) 授業改善リーダーの育成 協調学習等をテーマに授業改善研究を行う「授業力向上プロジェクト」を実施し、各校より31名の研究担当教員、172名のサポートメンバー教員の参加があった。研修会や研究授業を通じて教科や学校間を越えて研究協議をすることができた。 (4) 理数教育推進（スーパーサイエンスハイスクール） 益田高校、出雲高校及び松江南高校で科学に対する興味・関心を醸成し、科学的リテラシーを備えた国際社会で活躍できる人材を育成するための教育プログラムの研究開発を行った。 (5) 夢実現進学チャレンジセミナー 島根大学医学部の協力を得て、医学に関する講話や実習、施設見学や医学英語講座を実施し、高校1年生33名が参加した。 (6) 学びの基盤に関する調査【令和7年度新規】 教科学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階の学習のつまずきの要因を把握するための「学びの基盤に関する調査」（たつじんテスト）を実施した。実施校において「つまずきの要因を把握する」という調査の意図が浸透し、つまずきに対する具体的な方策を考える契機となった。 (7) 小学校理数教科指導力向上プロジェクト【令和7年度新規】 全国学力・学習状況調査の結果から見える本県の課題を踏まえ、授業プラン及び評価問題を活用し、授業改善を学校全体で進めるとともに、教員の授業力向上と児童の学力育成を図る「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」を算数科で実施した。26名の授業改善リーダーが作成した授業プラン及び評価問題を発信し、活用を促した。

② 幼小連携・接続の推進

ビジョンの施策番号

1ー(2) 幼小連携・接続の推進

1事業の目的及び事業内容の概要

(1) 目的

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育施設をはじめ、家庭、地域等における幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育において育まれた資質・能力が小学校教育に円滑に接続できるよう幼児教育施設、小学校、家庭及び地域が一体となって、幼小連携・接続の取組を推進する。

(2) 事業内容

市町村主催の幼児教育の質の向上に関する保育者等を対象とした研修及び幼小連携・接続に係る幼小合同研修等、市町村の架け橋期の教育推進に対する支援を行う。

2事業の実績及び効果

(1) 幼児教育センターの運営

① 市町村の架け橋期の教育推進に係る指導や助言

・ 幼児教育センターに指導主事及び幼小連携・接続アドバイザー、幼児教育コーディネーターを配置

【令和7年度の派遣実績】

幼小連携・接続に関する指導・助言	68回	15市町村
幼児教育の質の向上に関する指導・助言	65回	18市町村

② 保育者の資質向上を目的とした集合型研修の実施

・ オンライン研修等、研修会場への参加が難しい参加者への配慮やオンデマンド研修、動画活用により、参加者増加

・ 幼児教育推進研修における幼小連携・接続に係る実践発表を中心とした研修への小学校関係者の参加が少ないため、今後、小学校への働きかけが課題

区 分	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
参加人数	595人	146人	214人	533人	923人	681人	825人

③ 家庭教育支援

・ ふるまい推進員派遣による「子育て」や「こどものつながりづくり」等の研修を実施。

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
派遣実績	7 回	17回	48回	33回	34回	33回

(2) 「しまねの架け橋期の教育ガイド」の普及

国や県が進めている幼児教育の質の向上並びに幼小連携・接続についての理解と実践が県内で進むよう、令和7年3月に策定した「しまねの架け橋期の教育ガイド」を活用し、研修の機会等において周知を図った。

(3) 幼小連携・接続推進実践研究事業【令和7年度新規】

架け橋期の教育が充実するよう、3年間の市町村委託事業（1年目）として、出雲市において推進校区を指定して実践研究事業を実施し、架け橋期のカリキュラムを作成するとともに、「教育指導員」を配置して、1年生の集団作りをサポートした。

③ ICT教育の充実

ビジョンの施策番号	1-① 基礎学力の育成
1 事業の目的及び事業内容の概要 (1) 目的 グローバル化や社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択して活用していくための基礎的な資質（情報活用能力）を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることが益々重要となっている。子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、ICTを効果的に活用した教育を推進する。 (2) 事業内容 ICT活用の基盤となる環境整備や教員のICTスキルを高めるための研修を一体的に実施する。 2 事業の実績及び効果 (1) 高等学校 ① 生徒一人一台端末導入支援事業 ・ 端末購入補助事業の実施（端末購入費の1／3補助） ・ 分割購入を可能とする奨学金の貸与 ・ 低所得世帯向け貸出端末の貸与 ② ICT活用の基盤となる環境整備 ・ 一人一台端末を活用した教育活動の円滑な運営を支えるためのDX推進運営支援センターを設置し、クラウド環境全般の運用管理を委託するとともに、ICT支援員を巡回配置 ・ 生徒一人一台端末の同時一斉使用を可能とする大容量ネットワーク環境（ローカルブレイクアウト）の整備 ③ ICT活用を推進するための研修等を実施 ・ ICT活用推進リーダー教員研修 ・ ICT基盤管理担当者研修 ・ 各学校の実情に応じた学校個別研修 ④ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 多様な学習ニーズに対応するための遠隔授業を3校4科目で実施するとともに、配信拠点センターを宍道高校に設置するための準備を実施 ⑤ 高等学校DX加速化推進事業 デジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的、探究的な学びを強化する学校において、必要な校内環境整備を実施 (2) 特別支援学校 ① ICT活用の基盤となる環境整備（教員一人一台整備） ・ 指導者用端末の整備 ② ICT活用を推進するための研修を実施 ・ ICT担当者スキルアップ研修・実践報告会（計3回） ・ 外部委託講師による各学校巡回型のICT活用研修（各学校年間2回） ③ 児童生徒一人一台端末整備事業 ・ 小中学部児童生徒用端末整備 ④ 高等部ICT環境整備事業 ・ 高等部生徒用一人一台端末に係る管理システム、フィルタリングアプリ整備	

(3) 市町村支援

① ICT活用を推進するための研修を実施

- ・ 教職員研修
初任者研修等経験年数に応じた研修・各教科等の研修・能力開発研修
- ・ 出前講座及び要請訪問
学校や市町村の教科部会等を対象としたICT活用に係る研修

② 児童生徒一人一台端末の共同調達に関する会議体の運営及び調達経費の助成

- ・ 県教育委員会教育長及び市町村教育委員会教育長を構成員とする「島根県GIGAスクール構想推進協議会」を計4回開催。また、同協議会に設置している共同調達部会（作業部会を含む。）を計19回開催し、共同調達する端末仕様の検討などの調整等を実施
- ・ 市町村が調達する経費に充てるため、国の補助金を財源として島根県公立学校情報機器整備事業基金への積立てを行うとともに、端末の更新を行う市町村に対して、同基金を取り崩して更新費用の助成を実施

④ 高校魅力化の推進

ビジョンの施策番号	1－(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進 3－(1) 地域との連携・協働の推進
-----------	--

1 事業の目的及び事業内容の概要

学習指導要領及び県立高校魅力化ビジョンに基づき、学校と地域が協働した人づくりを推進し、「主体的・対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程の実現」に取り組む学校や市町村等を支援する。

2 事業の実績及び効果

(1) 高校魅力化コンソーシアム運営支援事業

教育的機能と地方創生的機能を持つ高校魅力化コンソーシアムに対し、運営マネージャーの配置費や活動費を支援し、地域協働体制の整備、関係機関との調整など、コンソーシアムの円滑な運営に重要な役割を果たした。

(2) 高校魅力化教育活動推進事業

大学や地元企業等と連携した探究学習や進路学習、県外生徒募集など、地域の特色に応じた高校と地域社会との協働による取組を支援し、魅力ある学校づくりを推進した。

(3) 高大連携推進事業

県内大学への進学を希望する生徒の進路実現や材料エネルギー学部をはじめとする島根大学理系学部など県内大学との連携強化を図るため、高大連携推進員を県内大学のキャンパスが存在する松江、出雲、石見の各エリアに計3名を配置し、高校生に対し大学の学びに興味関心を高める講座や、総合型・推薦型選抜への理解を深めるプログラムを実施した。

(4) 探究による人材育成支援事業

すべての県立高校で取り組んでいる課題解決型学習の推進に向け、各高校の探究学習推進担当者に対して、研修会の実施や学校訪問等の伴走等により、各高校の取組を支援した。また、1年間の探究学習の成果を発表する場を設け、各高校間で学び合う場を創出した。

(5) しまね留学推進事業

島根で学ぶ生徒にとって、多様な価値観との出会いや、視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上を図るため、オンライン等による県外からの生徒募集を行った。

公立高校における県外入学者数

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
184人	184人	179人	195人	199人	230人	184人	215人	205人	214人

(6) 教育魅力化推進事業

高校魅力化評価システム

成果の見えにくい「教育の魅力化」について、生徒、教職員、地域の大人たちに対して「地域の学習環境」「生徒の成長」などを検証するアンケートを行い、結果を詳細分析し、施策のPDCAに活用した。

高校地域協働体制運営研修

高校魅力化コーディネーター等の育成や、横の連携（ネットワーク）を強化するため、オンラインを活用した情報共有や研修会を開催したことにより、教育魅力化に携わる人材の育成を図った。

⑤ 令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロックインターハイ）

ビジョンの施策番号	1-(9)望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上														
1 事業の目的及び事業内容の概要 令和7年度に県内で6種目（体操競技、男子バレーボール、レスリング、フェンシング、なぎなた、カヌー）が開催される全国高等学校総合体育大会に向けて、選手強化や開催準備を着実に進め、事業計画のとおり本大会を開催するとともに、本大会を契機としたスポーツ振興を図る。 2 事業の実績及び効果 (1) 選手強化 県内で開催する6種目の競技や、それ以外の中国ブロック開催の競技強化について、県外遠征や強豪校を招いて合宿等を実施し、全国高校総体開催に向けての選手強化を図ることができた。入賞した競技数は前年度の8競技から10競技に増加し、特に、地元開催の6競技では3競技（カヌー、フェンシング、なぎなた）で入賞することができた。 島根県開催競技種目 <table border="1"> <tr> <th>競技名</th><th>会場地</th></tr> <tr> <td>体操（体操競技）</td><td>浜田市</td></tr> <tr> <td>バレーボール（男子）</td><td>松江市</td></tr> <tr> <td>レスリング</td><td>雲南市</td></tr> <tr> <td>フェンシング</td><td>安来市</td></tr> <tr> <td>なぎなた</td><td>出雲市</td></tr> <tr> <td>カヌー</td><td>美郷町</td></tr> </table> (2) 開催準備 全国高校総体に向け、県実行委員会において、県高体連、各競技団体、会場地となる市町と連携し、開催準備のための調整や広報活動、競技に必要な備品の整備を行った。また、会場地市町に対し、大会開催に要する経費や選手等の計画輸送に要する経費、実行委員会の運営費や広報活動等の開催準備に係る経費の一部補助を行った。 大会開催に向け、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、着実に準備を進めたほか、競技に出場する選手の活躍、大会運営補助や広報・PR、おもてなし活動等を通じた高校生の支援、関係者の協力等により、本県における全国高校総体を成功裡に終えることができた。		競技名	会場地	体操（体操競技）	浜田市	バレーボール（男子）	松江市	レスリング	雲南市	フェンシング	安来市	なぎなた	出雲市	カヌー	美郷町
競技名	会場地														
体操（体操競技）	浜田市														
バレーボール（男子）	松江市														
レスリング	雲南市														
フェンシング	安来市														
なぎなた	出雲市														
カヌー	美郷町														

⑥ インクルーシブ教育システムの構築

ビジョンの施策番号	2-1(1) インクルーシブ教育システムの推進
1 事業の目的及び事業内容の概要 全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成する。 2 事業の実績及び効果 (1) 発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業 ・ 小中学校等の教員への特別支援教育に関わる教育相談や研修等支援を行い、地域における特別支援教育の充実を図った。 ・ 県立高校において、自校通級4校、ろう学校2校の巡回による難聴通級に加え、5圏域で拠点校6校（松江北高校・出雲高校・浜田高校・益田高校・隠岐高校・隠岐島前高校）の巡回による指導により、県立高校において通級による指導の充実を図った。 ・ 5圏域6校の拠点校が特別支援教育に係る推進センター校として、高校間のネットワークの構築や圏域の中学校と連携を図った。 (2) 切れ目ない支援体制整備事業 ・ 切れ目ない支援体制の構築のため、教育・福祉・労働分野等の関係部局・関係機関による県の連携協議会においては、各市町村の取組の参考となる講義、情報提供を行った。 ・ 適切な就学支援につながるよう、県教育支援委員会及び就学事務担当者会を開催し、ニーズに応じた情報共有や協議等を行った。 (3) 特別支援学校機能向上事業 ・ 医療的ケア実施校においても、高度な医療的ケアに対応するため、一部の学校に非常勤学校看護師の配置や非常用蓄電池の配備を行った。 (4) 特別支援学校と地域の連携強化事業 ・ 全ての特別支援学校が、積極的な地域人材活用による地域活動やスポーツ、文化活動を通じて、地域と連携・協働した教育活動の拡充に取り組んだ。 (5) LD（学習障がい）のある子どもの多様な学び推進事業 ・ 指定市町村のニーズに応じて研修協力や学校訪問等、全県に向けたオンデマンド研修を実施し、事業成果をまとめたリーフレットを作成した。	

⑦ 悩みの相談対応

ビジョンの施策番号	2-② 不登校児童生徒等への支援
1 事業の目的及び事業内容の概要 全国的に生徒指導上の課題が複雑化、多様化しているなか、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー等を配置する。 2 事業の実績及び効果 (1) 心の相談事業 松江・浜田の教育センターに教育相談員を配置し、電話や来所による相談に対応した。また、中学・高校生にとって気軽に相談しやすいSNSを活用した相談窓口を設置し、土・日・休日の相談を含め、児童生徒及び保護者のニーズに応じた相談活動を行った。 (2) スクールカウンセラー配置事業 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を全ての公立学校に配置した。 また、スクールカウンセラー「時間外・長期休業中・休日等相談センター」を設置する9市町にスクールカウンセラーを派遣した。 児童生徒、保護者の相談にあたったほか、教員への助言・援助等により不登校等の予防・解決を図った。 (3) スクールソーシャルワーカー活用事業 児童生徒がおかれた様々な環境の問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを活用する事業を中核市である松江市を除く全市町村に委託した。県立学校へは、宍道高校、浜田高校定時制・通信制及び三刀屋高校掛合分校に配置した。その他の県立学校に対しては、学校からの要請に応じた派遣に加え、巡回訪問を実施し、不登校等の生徒指導上の課題や、貧困を始めとする就学上の課題の未然防止・早期発見・早期対応に努めた。特に学校と家庭と関係機関との福祉的な調整役として連携を図った。 (4) 校内教育支援センター支援員配置事業【令和7年度新規】 公立小中学校において、校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校傾向のある児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー等の専門家と連携した相談支援を行う「校内教育支援センター支援員」を配置する市町村の取組に対して支援した。 (5) 教育相談員配置事業 定時制・通信制を併置する宍道高校及び浜田高校定時制・通信制並びに三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える生徒の相談に対応した。	

⑧ 教員不足への対応（教員の確保対策）

ビジョンの施策番号	4-(1) 学びを支える指導体制の充実
1 事業の目的及び事業内容の概要 深刻な教員不足に対応するため、即戦力及び若手の人材確保、Uターン・Iターンの促進、教員志望者の裾野拡大並びに募集広報・教職の魅力発信の強化を総合的に進め、教員の確保に努める。 2 事業の実績及び効果 (1) 中堅層・即戦力の確保、Uターン・Iターン促進 ① 30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を早期に確保するために、5月上旬と10月上旬に「特別選考試験」を実施した。正規教員として3年以上勤務している者を対象として、面接試験のみで選考した。 【第1回試験：5月】 33人受験、18人名簿登載（Uターン7人、Iターン8人、県内経験者3人） 【第2回試験：10月】 13人受験、11人名簿登載（Uターン5人、Iターン4人、県内経験者2人） ② 県外在住の教員経験者のUターン・Iターンの促進するために、ふるさと島根定住財団主催のイベント「しまね移住フェア」に相談ブースを開設した。ブースには28名の相談があった。 (2) 若手教員の確保 教員採用試験において、教職の専門性に加え、ふるさと島根への愛着と誇りを持った優秀な人材を採用するため、次の取組により受験者確保に努めた。 ① 試験の前倒し実施 ② 県内大学に在籍し学長の推薦を受けた者を対象とする「島根創生特別枠」 ③ 一部の校種・教科において第1志望と第2志望の両方で受験できる「併願制度」 ④ 小学校・特別支援学校小学部の第2次試験において県外会場（大阪・東京）を設置 (3) 教員志望者の裾野拡大 ① 大学生への働きかけ 県内大学1・2年生を対象に、入学後の早い段階から学校現場での体験活動を通して、教員を目指す意欲を醸成し、教職に対する理解を深めるために、県内公立学校で「学校職場体験（5日間）」を実施した。また、教員養成に関する連携協定を締結したI P U環太平洋大学の2年生が行うアウトリーチ教育実習を県内の小学校1校で、また広島文教大学の2年生を対象とした観察実習を県内の小学校3校で受け入れるなど、島根の良さと教職の魅力を感じてもらうことで本県の教員志望者増加に努めた。 ② 高校生への働きかけ 県内大学と連携して、県内6校（出雲地域2校、石見地域3校、隠岐地域1校）でセミナーを開催し、教員志望の大学生が高校生に教職の魅力を伝える活動を行った。また、この6校を含む県内13校の希望者が島根大学教育学部を見学したり、大学の附属学校で授業見学を行ったりした後に、教員志望の大学生と交流した。この取組により、教員養成大学への進学者数が増加傾向にあるため、今後もこれらの学校を中心に活動内容の充実を図っていく。 (4) 募集広報・教職の魅力発信強化 教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」のコンテンツを追加し、記載内容の充実を図った。また、教員募集の広告を様々な媒体を利用して積極的に発信した（web広告、民間求人サイト、テレビ、歩道橋横断幕など）。	

⑨ 教職員の働き方改革（地域人材を活用した指導力等向上事業）

ビジョンの施策番号	4－(3) 働き方改革の推進
1 事業の目的及び事業内容の概要 教職員の働き方改革プラン（平成31年3月策定。以下「改革プラン」という。）に基づき、①教育の質の向上、②教職員の心身の健康保持、③仕事と生活の充実、④教職を目指す人材の確保を目的として、教職員の働き方改革の推進を図る。 改革プランでは、達成に向けた数値目標を設定し、令和元年度から令和3年度までを重点取組期間と定め、取組を推進した。令和4年度に重点期間の取組の検証と今後の方向性を取りまとめ、公表し、令和5年度から市町村との協働による新規取組も含めた各種事業を推進した。 【数値目標】 ① 時間外勤務時間 月45時間以内、年360時間以内 ② 年次有給休暇取得日数 全教職員年5日以上、全校種平均13日以上 ③ ワーク・ライフ・バランス とれていると感じる教職員の割合90%以上 2 事業の実績及び効果 (1) 改革プランにおける数値目標の状況 ① 時間外勤務の状況（令和6年度） 改革プラン策定前の状況からは全校種で改善した。月45時間以内の目標は全校種で達成。一方、年360時間以内の目標は、特別支援学校のみで達成したが、他は未達成。 ・ 小学校 月32.7時間（年392時間） ・ 中学校 月37.4時間（年449時間） ・ 高等学校 月38.9時間（年467時間） ・ 特別支援学校 月18.1時間（年217時間） ・ 全校種平均 月33.5時間（年402時間） ② 年次有給休暇の取得状況（令和6年） 取得日数は年々増加しており、全校種平均13日以上の目標は達成。一方、年5日以上取得した教職員は92.4%に留まり、全教職員年5日以上取得の目標は未達成。 ・ 取得日数13.5日 ③ ワーク・ライフ・バランスの意識の状況（令和7年度） 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査において、とれていると感じる教職員の割合は、67.1%となり、とれていると感じる教職員の割合90%以上の目標は未達成。 (2) 令和7年度の重点取組 ① 外部サポート人材の配置 ア スクール・サポート・スタッフ 小学校、中学校及び義務教育学校に教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフを配置する市町村に対して補助を行い、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備した。（18市町214校） イ 県立学校アシスタント ・ 高等学校と特別支援学校の全校に学校アシスタントを配置し、教員が抱える事務作業の軽減による物理的・精神的負担の軽減と生徒と向き合える時間の一層の確保を図った。 (ア) 高等学校 ・ 12学級以上の19校及び地域と一体となった教育活動の一層の促進が求められる中山間地域・離島の小規模校1校：各2名分 ・ 12学級未満の16校：各1名分 ・ 定時制の2校：各0.5名分	

(イ) 特別支援学校

全12校：各1名分

- ・ 教員の事務作業等に充てる時間が1人あたり月約204分削減され、教員の物理的負担の軽減が図られた。
- ・ 配置校の教員を対象としたアンケート調査において、93%の教員が多忙感の解消に役立ったと答えるなど、教員の精神的負担の軽減が図られた。

ウ 学習指導員

- ・ 感染症等対策に係る休校のあった学校について、学校再開後の授業で、内容の定着が不十分な生徒に対してきめ細かにフォローができる学習指導員の配置を希望する市町村に対して、その配置に要する経費の補助を行った。（5市町36校）
- ・ 学習指導員が、学習内容の定着が不十分な児童生徒への個別指導等を行うことにより、教員の負担軽減につながった。

エ 副校長・教頭マネジメント支援員

- ・ 小中学校における教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置。希望する市町村に対して、その配置に要する経費の補助を行った。（2市2校）
- ・ 県立学校において依然として教頭の負担が深刻な状況を踏まえ、令和7年度から、学校規模、教頭数、時間外勤務時間数から対応が必要な学校に対してマネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置。（4校）
- ・ 教頭の時間外勤務や業務の軽減、負担感の軽減につながった。

② リーダー養成の取組

教職員の意識改革や業務改善を図るため、専門講師による研修を通じて、各学校の働き方改革の「きっかけ」を創出した。また、各学校の自走した取組への伴走支援として、学校及び管理職を対象に、ワークショップ形式の参加型研修（働き方改革伴走支援研修）を17回（小学校5校、中学校5校、県立学校3校、管理職研修等4回）実施した。

⑩ 江津地域における新設校についての検討

ビジョンの施策番号	4-5 学校施設の環境改善の推進
1 事業の目的及び事業内容の概要 新設校開校準備委員会において、新設校の学校運営の基本方針や施設及び設備等に関する様々な検討を実施する。 【新設校開校準備委員会】 ・ 目的 新設校の開校準備に関する業務を適切かつ能率的に処理するために設置 ・ 構成員 江津高校及び江津工業高校の学校長等並びに教育庁関係課長 ・ オブザーバー 江津市、江津市教育委員会、GO▶GOTSUコンソーシアム、両校学校運営協議会等 ・ 設置期間 令和6年2月から令和10年3月まで (Ⅰ期：R6. 2～R7. 3、Ⅱ期：R7. 4～R10. 3) 2 事業の実績及び効果 新設校開校準備委員会では、Ⅰ期において、新設校の教育内容や施設整備の構想などの概要について検討を行い、検討結果を令和7年3月に「Ⅰ期まとめ」として、整理した。 令和7年度は、他の先進事例などの調査・研究を行い、教育課程や部活動の大まかな方向性を検討するとともに、単位制の導入及び新設校のスクール・ミッションを決定した。あわせて、子どもの意見を検討に反映するため、アンケート調査を実施及び公表した。 (1) Ⅰ期まとめの概要（Ⅰ期：R6. 2～R7. 3） ① 設置場所 江津市江津町1477番地（江津工業高校所在地） ② 新設校の開校 令和10年4月（令和9年度実施の入学選抜より募集開始） ③ 新設校の設置 令和9年度中に設置（県議会への条例案提出）予定 ④ 新設校のイメージ・特色 【普通科系】 ・ 「普通科」と「新しい普通科」の学科を設置し、くくり募集とする。 ・ 「新しい普通科」は、地域と連携した探究的な活動を実践する教科・科目を設置 ・ 工業科の学びや、工業科の生徒との協働した学びを行う。 ・ 県立大学との連携の実績を基に、さらに充実した地域探究活動を実現する。 【工業系】 ・ 「機械・電気系」と「建築都市工学系」の学科を設置し、くくり募集とする。 ・ 機械・電気系の学科の中に機械コース、電気コースを設置 ・ 建築都市工学系の学科では、建築の学びに加え、街づくりに必要な測量や設計などを学ぶ都市工学系の内容も加える。 ・ ポリテクカレッジ島根との連携や地元産業界等との連携による学びを行う。 ⑤ 教育活動の特色 【部活動】 ・ 統合前の両校の特色を引き継ぎ、男女ハンドボール部、水球部及びボート部の強化を進める。 ・ 石見神楽など地域の伝統や文化を生かした部活動や工業系の専門性を生かしたモノづくりのできる部活動の設置を検討する。 【円滑な統合に向けた教育活動】 ・ 統合前に両校行事の合同開催、部活動合同チームの結成、合同練習などを行う。 ・ これらの活動を円滑に行うために必要な交通手段としてバスを整備した。 (2) Ⅱ期のスケジュール（Ⅱ期：R7. 4～R10. 3） 主に教育の特色、施設整備、円滑な統合に向けた活動や校名・校歌・校章などについて検討、整理を行う。	

Ⅲ 点検・評価

1 発達の段階に応じた学力の育成

(1) 基礎学力の育成

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7年3月策定）における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみたい」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。
- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探究に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 学習習慣の定着を図るため、放課後児童クラブにおいても、宿題や読書等に集中して取り組める環境を整備する市町村を知事部局と連携して支援します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成します。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

名称	学力育成推進事業		所属	学校教育課
目的	対象	公立小・中学校及び県立高校の児童・生徒	目指す	児童・生徒の基礎的な知識・技能の定状態 着や学びを生かす力の伸長を図る。
成果	・令和7年度の高校魅力化アンケートによれば、質問項目「情報を、勉強したことと関連づけて理解できる」と回答した生徒の割合は、全学年で83.1％（R6:82.3%, R5:81.2%）、高3生に限ると85.9％（R6:84.0%, R5:81.8%）であった。情報を学習内容と関連づけて理解を深める生徒の割合が高まっている。 ・令和7年度全国学力・学習状況調査によれば、質問項目「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ」と回答した生徒の割合が小6調査時から4.7ポイント増加しており、同項目における学校からの肯定的回答の割合も8割と高い水準を保っている。 ・「学びの基盤に関する調査」の実施概要報告によれば、子どもたちの学びのつまずきの要因を把握することに非常に有効なツールであることを教員が実感しており、調査結果を具体的な支援につなげようとする意識が高まっている。			
課題	・高等学校においては、各教科における探究的な学びや自ら問いを立てるなどの主体的な取組や、教科等横断的な学習等が各学校で広がっているが、「学びを活かす力の育成」に十分繋がっているとは言えない。 ・令和7年度全国学力・学習状況調査質問項目「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う」の肯定的回答割合が減少している。（R7児童:79.0%生徒:73.9%、R6児童:81.7%生徒:79.7%） ・「学びの基盤に関する調査」から把握した児童生徒のつまずきに対する具体的な支援や実践方法の具体事例が不足している。			

方向性	・「第2期しまねの学力育成推進プラン」及び「令和7年度重点アクション」に基づき、子どもたちが「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりを推進する。 ・高等学校においては、「夢実現チャレンジセミナー」「英語ディベート大会」等生徒個人が希望して参加する研修や大会等への積極的な参加を促したり、海外留学への関心を高めたりすることで、学びを社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するとともに、論理的な思考・表現する力の育成を図る。 ・「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」において、全国学力・学習状況調査の結果から見える本県の課題を踏まえ、授業プラン及び評価問題を活用し、授業改善を学校全体で進めるとともに、教員の授業力向上と児童の学力育成を図る。 ・「学びの基盤に関する調査」の研修を実施し、つまずきに対する具体的な支援方法、学校全体での取組事例についての情報共有を行う。
-----	--

(2) 幼小連携・接続の推進

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」（令和7年3月策定）に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通して、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター」や「架け橋アドバイザー」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー等への指導・助言を行います。

名称	幼児教育総合推進事業		所属	学校教育課
目的	対象	乳幼児、児童、保護者、保育者、小学校教職員、市町村	目指す状態	県内の全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育を提供するとともに、幼小連携・接続を推進する。
成果	・集合型研修の参加人数が増えるなど、保育者の研修意欲が高まるとともに、保育者としての資質・能力が身につけていると答えた保育者の割合が増えてきている。 ・国の「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及により、幼児教育の重要性や幼小連携・接続について、保育者、市町村に意識の向上が見られる。 ・各市町村の福祉部局と教育委員会が連携して研修を実施したり、幼小の現場の連携・接続状況を把握したりしており、幼児教育の推進体制整備が進みつつある。			
課題	・幼小連携に関わる交流は多くの小学校区において実施されているが、幼小の接続を見通したカリキュラムの編成・実施は十分には行われていない。 ・一部の市町村においては幼児教育推進体制が整っておらず、幼児教育施設や小学校に対して架け橋期の教育の指導・助言が十分には行われていない。			
方向性	・研修等を通して、国や県が推進する幼児教育に対する保育者の理解を深め、幼児教育の質の向上に努める。 ・幼児教育センター主催の研修への小学校教員の参加が増えるよう働きかけを行う。 ・市町村教育委員会と福祉部局の連携促進、各種研修やカリキュラム開発会議等の充実に向け、各市町村へ助言を行う。 ・幼小連携・接続の推進及び幼児教育の質の向上を図るため、幼小連携・接続アドバイザー、幼児教育コーディネーターを中心に、市町村の幼児教育担当課との連携を深め、市町村担当者が幼児教育施設に対する直接的な指導助言ができる体制づくりに協力する。 ・市町村の幼児教育施設に対する指導スキルの向上に向け、幼児教育アドバイザー対象の研修や指導・助言を実施する。			

名称	新規採用教員資質向上事業		所属	学校教育課
目的	対象	新規採用幼稚園教員	目指す 状態	教員として必要な実践的指導力と資質を身につける。
成果	・園が研修年間指導計画を作成して、組織的、計画的に研修を実施した。 ・園内研修のために派遣する研修指導員については、新規採用幼稚園教諭が配置された幼稚園の園長との連携が円滑に図られ、新規採用幼稚園教諭に対して、適切な指導・助言が行われた。 ・新規採用幼稚園教諭については、園内研修を通して基本的な資質が育成された。			
課題	・新規採用者の自立に向けた幅広い実践的指導力の定着という面では、指導員の実施する限られた研修のみでは十分とはいえない状況があるため、園の全教職員で効果的にOJTに取り組むことができるよう、現場の意識改革が必要となっている。 ・研修指導員の人材が慢性的に不足している。			
方向性	・年2回の指導員研修の中で、新規採用者育成の重点を明確にし、限られた回数の研修をより効果的に実施できるようにする。 ・キャリア別の研修を通して、管理職やミドル世代の指導力向上を図り、園の全教職員でOJTが実施できるよう、長期的、組織的な人材育成体制の構築を促す。 ・計画的で安定的に研修指導員を確保できるよう、新規幼稚園教諭を採用する市との連携を強化する。			

(3) 理数教育の充実

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等により、小学校における理数教育の充実を支援します。
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、県立高校において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化します。
- 理系人材の育成のため、理数系・デジタル分野への進学を目指す生徒の資質・能力の育成に特化した高校独自の取組やDXハイスクール指定校の先駆的な取組を展開します。
- 専門高校（専門科系総合学科高校を含む）への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を拡げるための取組を推進します。

名称	理数教育の充実		所属	学校教育課
目的	対象	公立小・中学校及び県立高校の児童・生徒	目指す 状態	義務教育段階から理数教科への興味関心を高め、ICT機器を活用しながら理数系分野の学びへ向かう意欲を喚起することで、進路選択の幅を拡げる
成果	・「学びの基盤に関する調査」の実施報告によれば、子どもたちの学びのつまずきの要因を把握することに非常に有効なツールであることを教員が実感しており、調査結果を具体的な支援につなげようとする意識が高まっている。 ・「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」を算数科で行い、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた授業プラン及び評価問題を活用し、教員の授業力向上と児童の学力育成を図った。 ・県立高校では、STEAM教育特化型プロジェクトとして18校を指定し、理数系人材の育成を支援する環境を整えた。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校支援事業や、科学の甲子園支援事業等、高校生からトップサイエンティストを育成する取組の支援を行った。 ・高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）では、指定されている26校がICT環境を活用した文理横断的で探究的な学びの強化に取り組み、うち24校が令和8年度までに情報Ⅱ等の開設を予定している。 ・専門高校から県内大学への進学者数が増加傾向にある。			
課題	・「学びの基盤に関する調査」から把握した児童生徒のつまずきに対する具体的な支援や実践方法の具体事例が不足している。 ・「学びの基盤に関する調査」の結果の活用や、「小学校理数教科指導力向上プロジェク			

	ト」での授業プランや評価問題の活用が一部の教員にとどまっており、学校全体での組織的な取組にいかを広げるかが課題である。 ・県立高校では、探究的な学びを推進する環境は整いつつあるが、文理横断的な学びの推進に関する取組や成果が十分と言えず、理系進路を選択する生徒の数は十分でない。 ・D Xハイスクールでは、各学校ともに I C T環境の整備は進んでいるが、新たなカリキュラムの開発や、I C Tを活用した文理横断的で探究的な学びを進めるための具体の授業実践までの落とし込みが不十分。 ・教員欠員の影響から、予算を確保している専門高校理数系教員加配の配置が出来ていない。
方向性	・「学びの基盤に関する調査」実施校が調査結果から計画した支援の内容等を共有するW e bシステムを構築し、学校に共有する。 ・「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」における授業改善リーダー教員による授業公開や、評価問題を活用した授業プランの実践等を広く県内へ普及する。 ・県立高校では、S T E A M教育特化型プロジェクトや、その他の各事業において取組が効果的なものとなるよう、伴走支援を強化する。 ・D Xハイスクールでは、各学校の取組の横展開や情報共有を進めるため、定期的な担当者会議を開催し、事業進捗の把握や、課題や事例の共有を図る。 ・専門高校理数系教員の配置が確実なものとなるように、各校に配置する教科等に関して検討を行う。

(4) ICTを活用した教育の推進

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、授業や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達段階に応じてデジタル教材や学習アプリ等による学習を行うなど、一人一台端末の活用を推進します。
- DXハイスクール指定校において、デジタル技術を活かした探究学習や、「情報Ⅱ」科目の開設による高度な情報教育の展開、専門高校における情報教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業を実施する配信拠点センターを構築します。
- 授業や家庭学習における一人一台端末の更なる活用を図るため、研修等を通じて教職員のICT活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進します。

名称	未来の創り手育成事業（授業改善・ICT）		所属	学校教育課 教育連携推進課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）	目指す状態	子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す
成果	・高等学校教員を対象とした「授業力向上プロジェクト」において、実践研究を行う推進教員として20名を指定した。各推進教員は、研究授業を行うことを通じて実践研究の成果を校内外に広めた。 ・学校図書館を活用した実践研究（小中学校）においては、公開授業やHPで研究成果を普及することができた。 ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業では、習熟度別などの学習ニーズに対応する遠隔授業を3校4科目で実施する体制を整備した。 ・高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）では、指定されている26校がICT環境を活用した文理横断的で探究的な学びの強化に取り組み、うち24校が令和8年度までに情報Ⅱ等の開設を予定している。			
課題	・図書館活用の時間は、教科等により差があり、また、学年が進むにつれ減少している状況がある。学校図書館やICT機器を活用し、児童生徒が他者と関わりながら思考を深める学習活動が一部にとどまっている可能性がある。 ・各教科等における探究的な学びや、総合的な探究の時間も含めた教科等横断的な学習に向けた取組は、まだ十分とは言えない。 ・遠隔授業では、学校側のニーズに対して、非常勤講師を含めた教員の配置が困難な状況にある。 ・DXハイスクールでは、各学校ともにICT環境の整備は進んでいるが、新たなカリキュラムの開発やICTを活用した文理横断的で探究的な学びを進めるための具体的な授業実践までの落とし込みが不十分である。			
方向性	・一人ひとりの学びに寄り添う学校司書の配置や、学校図書館を活用した実践研究を小中学校で展開し、成果を県内に普及する。 ・これまで行っていた学校図書館を活用した授業実践の普及を一層図るとともに、一人一台端末等ICTを活用した授業実践が進むよう、学校図書館担当教員、学びのサポーター（学校司書）研修で積極的に取り上げる。 ・遠隔授業では、各学校の学習ニーズを把握し、非常勤講師を含む教員の配置調整を授業開始の半年以上前から実施する。 ・DXハイスクールでは、各学校の取組の情報共有を進めるため、定期的に担当者会議を開催し、事業の進捗を把握するとともに、課題や事例の共有を図る。特に、課題共有については、導入した機器がしっかりとねらいをもって授業で活用され、生徒の気づきを促し、より深い学びになるような授業デザインとする視点で行う。また、各学校内で事務担当者と事業担当者とがしっかりと情報共有するとともに、各学科主任や管理職にも情報を共有し、チームとなって事業推進に当たる環境をつくる。			

(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

- ふるさと教育を通して育まれた地域に対する愛着や誇り、貢献意欲などと教科等の学びを結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成します。
- 中学校区で運営する、ふるさと教育ネットワーク会議により、学校と地域の連携・協働体制の充実を図ります。
- ふるさと教育の趣旨を踏まえた教育活動と各学校段階における探究的な学びを充実させるため、研修等を通じて教職員の理解を深めるとともに、コーディネーター人材を育成します。
- 高校において、主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした校内指導体制の充実を図るとともに、松江、出雲、石見エリアに配置した高大連携推進員などにより、県内大学との連携による学びや、「しまね探究フェスタ」の開催等、課題解決に向けた行動や視野が広がる取組を推進します。

名称	教育魅力化人づくり推進事業		所属	教育連携推進課
目的	対象	県立高校や立地自治体等で構成する高校魅力化コンソーシアム及び高校魅力化協議会	目指す状態	・新たな学力観に基づく教育活動の実践や社会に開かれた教育課程の実現 ・ふるさとへの貢献意欲を抱き、探究的な学びにも粘り強く取り組む意志のある若者の育成と人の還流
成果	・グランドデザインの実現に向けて、全てのコンソーシアムで協働状況などループリックを活用しながら評価し、改善策を検討することができた。 ・放課後や休日の講座「おしプロ」には78講座・432人、進路探究ゼミには基礎編459名、応用編124人の高校生が参加者した。 ・県外中学校からの入学生は、近年200人程度を受け入れている。（R 7：214人）			
課題	・各地域の実情に応じて各高校の特色を活かしたコンソーシアムの活動としていく必要がある。 ・学校と地域の協働体制を維持し、持続可能で安定したコンソーシアム運営ができるようにしていく必要がある。 ・県内大学の具体的な学部や学科を学ぶ講座等が実施できていない。特に、理系学部を意識できる講座が開設できていない。 ・地域留学の取組が全国的に広がる中で、県外中学生が島根県の高校の魅力を理解した上で選択できるような広報活動ができていない。			
方向性	・コンソーシアムの実情に応じた運営ができるよう、選択研修等や伴走支援を行う。 ・魅力化ビジョン推進本部において、コンソーシアムの運営のあり方について、関係者の意見を聞きながら検討していく。 ・高大連携推進員の活動方針のもと、具体的な取組については戦略をもって実施していく。 ・進路探究ゼミや理系を含む多様な学部学科を意識した講座、大学と連携した事業などを通じて、県内大学進学者の増加を目指す。 ・県外中学校から入学した生徒に対して県内高校に興味をもつきっかけとなった広報媒体や、広報内容等についてのアンケートを行い、その結果を今後の広報に活用する。また、県外中学生を積極的に受入れている高校や市町の取組状況を把握し、それを踏まえた広報を行う。			

名称	教育魅力化人づくり推進事業（探究学習）		所属	学校教育課
目的	対象	県立高校や立地自治体等で構成する高校魅力化コンソーシアム及び高校魅力化協議会	目指す状態	・新たな学力観に基づく教育活動の実践や社会に開かれた教育課程の実現 ・ふるさとへの貢献意欲を抱き、探究的な学びにも粘り強く取り組む意志のある若者の育成と人の還流
成果	・研修を充実させ、各校に伴走したことにより、各校において探究学習のカリキュラムや教職員の指導方法、指導体制の見直しが進んだ。 ・しまね探究フェスタを島根大学で開催したことにより、探究学習に関する学び合いの場を創出するとともに、大学生の発表を通して、生徒が学びの連続性を実感する機会を提供することができた。			

課題	- 探究学習への理解や、その実践が広がっている一方で、教科学習や自己の在り方・生き方、進路とのつながりを意識した学校全体での取組は十分とは言えない。 - 探究学習の準備に係る業務や休日勤務への対応を含め、教職員の業務負担のさらなる軽減を図る必要がある。
方向性	- 探究学習推進担当者に対する研修や学校訪問により、グランドデザインを基盤とした、探究学習と教科学習、キャリア教育とのつながりについて理解を深め、学校全体で推進する体制を強化する。 - 管理職のリーダーシップのもと、校内の役割分担の明確化やコーディネーター等との連携を進め、教員の負担軽減と持続可能な運営体制の構築を図る。

名称	ふるさと教育推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	学校、市町村	目指す状態	学校・家庭・地域が一体となって、地域の教育資源を活用した教育活動を展開し、児童生徒のふるさとへの愛着や貢献意欲、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ学び考える児童生徒を育成する。
成果	- ふるさと教育推進事業では、市町村が主体性をもって、所管する公立小中学校におけるふるさと教育を推進できるように、市町村と連携しながら進めており、県の方向性を踏まえ、市町村のねらいを付加する形で小中9年間を通した取組として定着している。 - 令和7年度に中学校区のふるさと教育全体計画を整理し、ネットワーク会議を開催したことにより、学習内容の系統性や発展性、ねらいの明確化に改善がみられる。			
課題	- 担当教員が、地域ボランティアとの連絡調整や打合せを行うために十分な時間が確保できない。 - コーディネーターの配置や、活用が十分でない。			
方向性	- 中学校区で行われているふるさと教育ネットワーク会議等において、ふるさと教育がより効果的に推進されるよう社会教育主事による働きかけを継続して行う。 - 派遣社会教育主事や、東西社会教育研修センターと連携し、各市町村のコーディネーターの配置や活用に向けた体制構築や、研修による質の向上を図る。			

(6) 読書活動の推進

- 子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力や情操を育むため、発達の段階に応じた読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進します。
- これからの子どもたちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保します。
- 障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援が必要な子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの読書機会を確保するため、バリアフリー資料の充実や多文化サービスなどについての職員の理解促進を図ります。

名称	子ども読書活動推進事業（学校司書等配置）		所属	学校教育課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）、保護者	目指す 状態	学校図書館の充実と活性化を図ることによる、豊かな心（感性・情緒）、思考力・判断力・表現力等を身に付けた子どもの育成を図る。
成果	・学校司書等の全校配置が継続され、各学校で学校司書等の勤務時間が長くなっていることで、「人がいる図書館」の有効性が認知されている。 ・学校図書館の環境が整備され、読書活動の充実がなされることで、「読書センター」として有効に機能している。また、「学習センター」や「情報センター」としての学校図書館活用の意識が高まってきている。			
課題	・「読書センター」としての機能を生かし、子どもたちの読書活動をより一層推進する必要がある。 ・学校図書館を「学習センター」、「情報センター」として効果的に活用できるよう、ICT活用も含めて全ての教職員の意識を高めていく必要がある。 ・小・中学校では、学びのサポーター（学校司書）配置による成果が大きい一方で、配置時間が足りない、人材が見つからないといった声があがっている。			
方向性	・市町村と連携し、学校図書館を活用した教育の推進が図られるよう、未来の創り手育成事業の「学校図書館活用教育研究事業」で得た成果を県内に普及していく。 ・児童生徒一人ひとりに寄り添った学習支援を行う学校図書館となるよう、未来の創り手育成事業の「学びのサポート事業」並びに「県立高校図書館活用教育推進事業」において学校司書等の配置と研修を継続していく。			

名称	特別支援学校図書館教育推進事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児、児童、生徒	目指す 状態	特別支援学校の図書館機能を充実し、幼児、児童、生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることで、豊かな感性や情緒を育む。
成果	・計画的な蔵書整備により蔵書数が増加した。 ・一人一台端末と書籍のベストミックスな読書環境を整備した。 ・教員と学校司書との連携により、学校図書館を活用した教育活動や授業実践が充実した。			
課題	・蔵書数は増加しているが、電子書籍等、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた蔵書とする必要がある。 ・児童生徒の図書館活用への意識醸成が必要である。 ・特別支援教育における学校図書館を活用した教育の充実が必要である。			
方向性	・授業内容や幼児児童生徒の実態に応じた蔵書の整備を図る。 ・研修により、学校司書と司書教諭等の専門性を向上させ、その連携により授業実践の充実を図る。 ・特別支援学校での学校図書館教育の専門性を向上させる継続的な取組の充実を図る。 ・学校図書館担当者を対象とした研修会において、幼児児童生徒への貸出数が減少傾向にある現状と、読書活動充実につながる取組事例について共有する。			

名称	子ども読書活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	未就学児、児童生徒	目指す状態	子ども読書活動を推進することにより、子どもたちが言葉を学び、感性や表現力、想像力など豊かな心を持ち、人生をより深く生きる力を身につける。
成果	・「第5次子ども読書活動推進計画」について、「島根県子ども読書活動推進会議」を開催し、計画の進捗管理を行った。委員から意見のあった発達段階に応じた選書についての研修会を実施し、推進計画基本目標（①こどもと本をつなぐ活動の充実を図る②子どもの読書を支える人を育てる③全ての子どもに読書を保障する環境を整える）の推進につながった。			
課題	・家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒が一定の割合で存在し、その割合は増える傾向にある。 ・県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定率が目標値に達していない。			
方向性	・「親子読書」勉強会を開催し、親子読書の意識啓発を図る。 ・子ども読書活動推進計画が未策定の市町村の状況を把握し、策定の働きかけを行う。 ・子ども読書活動推進に係る市町村の取組状況についてのヒアリングにより状況や課題を把握すると共に、好事例を拡げていく取組を通して県内の子ども読書活動を推進していく。			

(7) 国際理解教育の推進

- 外国語指導助手（A L T）や国際交流員の活用、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進します。
- 高校において、短期を含めた国外からの生徒の留学や、帰国・外国人生徒の受入体制の充実を図るとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図ります。
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な視野に立って課題を解決しようとする意欲を育成します。
- 知事部局や関係機関と連携しながら、教科学習や学級活動等における竹島に関する学習の充実を図り、本県の課題を主権者として考え、解決を図る力を育む教育を推進します。

名称	外国語指導助手招致事業		所属	学校教育課
目的	対象	県立学校	目指す状態	県立学校へ外国語指導助手を派遣し、国際理解教育に資するとともに、英語教育の改善・充実を図る。
成果	・外国語指導助手（A L T）18名を招致し、すべての県立学校において外国人指導助手を活用した授業を行い、英語でコミュニケーションを取る機会を提供した。 ・外国語指導助手の指導力等向上研修を行うことで、外国語教育についての理解を一層深め、指導技術の向上につながった。			
課題	・現在の招致人数では、島根県の地理的条件から外国語指導助手が配属校から訪問校へ移動する距離が長く、また1人で多くの学校を掛け持ちしている状況があり、外国語指導助手への負担となっている。 ・教員欠員がある中で、A L T担当教員等の業務負担が増している。			
方向性	・英語のコミュニケーション能力を育てるための、外国語指導助手と英語科教員が協働した効果的な指導技術を向上させる。 ・外国語指導助手の活用を一層進めることで英語教育の改善を進めるとともに、児童生徒が様々な文化を尊重しようとする態度の育成を継続する。 ・外国語指導助手配置の在り方を含め、教職員の業務負担軽減策を検討する。			

名称	英語コミュニケーション推進事業		所属	学校教育課
目的	対象	英語科教員	目指す状態	学習指導要領が目指す英語力を児童生徒に付けさせるために必要な指導力を、教員が身に付ける。
成果	・同一地域内の小学校、中学校、高等学校で指定した研究協力校3校で公開授業及び研修会を実施した。3校種の連続性と系統性を持った学習指導のあり方について研究・検証を行い、成果を公開することで、指導の指針や課題について、校種を超えて共有することができ、指導力向上を図ることができた。			
課題	・教員が、児童生徒の英語力向上に向けた指導の質を高めていくことが必要である。 ・小学校、中学校、高等学校の連携が見られる地域もあるが、全県的にはまだ十分ではない。			
方向性	・学習指導要領で求められる英語力を身に付けるため、研修や公開授業などにより授業改善に引き続き努める。 ・英語教育における小学校、中学校、高等学校の連続性と系統性が高められるよう、CANDOリストの作成等・情報交換等、カリキュラムの連携を強めるための取組に力を入れる。			

(8) キャリア教育の推進

- 就学前から高校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

名称	キャリア教育の推進		所属	学校教育課
目的	対象	幼児児童生徒、教職員等	目指す状態	就学前から高等学校までの各段階において、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれる。
成果	・教職経験年数に応じた研修（オンデマンド研修）を通して、児童生徒が自らの学びを振り返り、将来を見通しながらライフプランを考えることの重要性や、「キャリア・パスポート」の効果的な活用についての理解が広がり、各学校のキャリア教育の推進に資することができた。 ・職場体験、インターンシップ、地域課題解決型学習等の取組の活発化により、多くの生徒が地域や社会と関わる機会が増え、自身のライフプランについて多面的に考える意識が高まった。 ・全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等で「キャリア・パスポート」が実施され、児童生徒が自らの変容や成長を振り返り、将来や生き方を考える機会となった。			
課題	・校種間の接続を意識した目標の共有や指導の連携が十分ではなく、系統的なキャリア教育の推進に課題がある。 ・「キャリア・パスポート」について、学校で作成や記録は行われているが、校種間での引継ぎや対話的な活用、次の学びや行動に繋げる工夫は十分とは言えない ・キャリア教育が児童生徒の資質・能力や意識の変容にどのような効果をもたらしているかについて、検証を進める必要がある。			
方向性	・研修において「キャリア教育ハンドブック」を活用し、「キャリア・パスポート」の効果的な活用を通してキャリア教育の充実を図る。 ・各教科等の学びと社会とのつながりを実感できるよう、教科等との学習との関連付けや事前・事後学習の充実を図り、「学ぶことと生きていくこと」のつながりについて考えを深める学習活動を推進する。 ・地域資源を活用した小学校、中学校等における「ふるさと教育」等と、高等学校における「探究的な学び」等の目標を踏まえ、校種間の接続を意識した取組を強化することで、キャリア教育の系統性を高める。			

(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

- 学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成するとともに、「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」(令和7年3月改訂)に基づき、各学校の学校保健計画の策定や学校保健活動の取組を支援します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、子どもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けさせるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

名称	健康教育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	公立学校の教職員	目指す 状態	児童生徒の心や体調の変化の早期発見、 早期支援の推進
成果	令和7年度から令和11年度を期間とする「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」において、心の健康問題へ対応する校内委員会（組織）会議を定例化（例：月1回等）して開催している学校の割合を新規目標として設定し、各学校への周知により、早い段階から組織的に対応できる体制づくりの促進を図った。			
課題	心の健康問題へ対応する校内委員会（組織）会議の定例（例：月1回等）開催率が、中学校では9割近いものの、それ以外の校種では5～6割程度となっている。			
方向性	- 手引において、「心の健康問題への対応」に掲げている今後の方針や目標を、養護教諭研修や健康教育実践講座などの様々な機会 で説明し、周知・啓発を図る。 「健康相談事業（電話・面談）」、「専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）」の活用を促し、教職員の心の健康問題に関する意識の向上を図る。			

名称	児童生徒の健康管理実施事業		所属	保健体育課
目的	対象	県立学校の児童生徒	目指す 状態	病気の予防、早期発見、早期治療が できる体制整備
成果	- 心電図検査の二次検診の受診率がR6の91.9%からR7の92.5%に向上した。 - 心電図検査実施後、各校から提出される報告書をもとに、各校へ複数回受診状況を確認することで受診率の向上につながっている。 - 教職員の麻しん抗体検査を継続して実施していることから、各学校で実施や申し込みについて周知されてきている。			
課題	- 心電図検査での有所見の児童生徒の二次検査受診率が100%になっていない。 - 教職員の麻しん抗体検査が未実施の該当教職員がいる。			
方向性	- 養護教諭研修等を通し、学校全体で健康管理の重要性について認識を共有し、組織的に事後指導にあたるよう周知徹底を図る。さらに、健康診断の前に児童生徒、保護者に対し、健康診断の意義や目的、有所見時の望ましい保健行動について理解が得られるよう、学校から丁寧な説明をするよう周知徹底を図る。 - 有所見がある場合の精密検査を医療機関で受診しない理由を各学校に聞き取り、受診につながるよう働きかける。 - 麻しん抗体検査について、麻しんの危険性について養護教諭研修や施策説明会等で理解を深め、未受検者の抗体価検査を管理職等を通じて働きかける。			

名称	子どもの健康づくり事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児、児童、生徒、保護者、地域住民	目指す状態	・適度な運動、十分な睡眠、バランスのよい食事などの望ましい生活習慣を身に付ける。 ・医師や専門家による指導、講演事業等を通し、子どもの健康課題の解決をする体制を構築する。
成果	・令和7年度は、専門家・専門医による指導事業【メディア】を通じて、延べ73件の専門家・専門医の派遣を実施した。内訳としては、小学校へは36件、幼保へは20件、中学校へは15件、小中学校合同研修へは2件の派遣を行い、特に小学校においては多くの学校でメディア接触に関する児童の健康課題への意識啓発と、学校全体での取組定着に向けた基盤が築かれた。			
課題	・子どもたちのメディア接触は低年齢化が進み、高い水準で推移している。その長時間化に伴う睡眠時間や学習時間の減少、またそれに起因する生活習慣の乱れが課題として継続している。 ・平日の学習時間以外のスクリーンタイムが長時間となる傾向にあり、これが睡眠時間をはじめとした休養の質の低下や生活リズムの形成に影響を及ぼしている。			
方向性	メディア接触と健康については、家庭でのルールづくりやメディアとの上手な付き合い方についての啓発をより一層進めていく。 ・睡眠とメディアに関する指導を発達段階に応じて行うことで、「適正な睡眠時間の確保」を目指す。 ・専門家や専門医などの外部指導者の活用により、望ましい生活習慣の確立とインターネットの適切な使用に関する具体的なルールづくりの必要性を啓発する。 ・文部科学省委託事業「いいけん 島根県 早寝早起き朝ごはん」フォーラム2026を開催し、主に乳幼児から小学校低学年の保護者、教育関係者等を対象とした望ましい生活習慣の確立に向けた普及啓発活動を強化する。			

名称	食育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	児童生徒、教職員、市町村教育委員会、調理員	目指す状態	・食に関する知識と食を選択する力を習得し、心身の健康を考えた食生活を実践できるようにする。 ・栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を図る。 ・衛生管理、栄養管理、地場産物活用に対する知識を高め、安全、安心な給食を提供する。
成果	・栄養教諭、学校栄養職員対象の研修会において、食の学習ノート活用推進について意識を高めるため、啓発を行った。 ・「高校生『みそ汁コンテスト』」の参加人数が増え、高校生の食への興味関心を高める機会となった。			
課題	・栄養教諭の配置状況により、食に関する指導の取組に差がある。 ・組織としての体制づくりや役割が明確でない調理場がある。			
方向性	・学校保健計画策定の手引をもとに、県内の児童生徒の抱える健康課題のひとつに挙げられている朝食欠食について、指導の充実を図るよう周知する。 ・調理場運営について、市町村教育委員会に体制整備を求める。 ・高校生の朝食摂取率の改善や高等学校における食育の推進を目的とした「高校生『みそ汁コンテスト』」を引き続き開催していく。			

名称	子どもの体力向上支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児・児童・生徒	目指す状態	・運動の楽しさを体験し、運動が好きになる。 ・基礎的な体力・運動能力の向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付ける。
成果	・指導主事による学校訪問、大学教員等派遣事業、「しまねっ子！元気アップレポート」（報告書）の活用、未就学児の体力向上推進事業などを通して、体育授業の充実や体力向上のための取組が着実に定着してきている。 ・幼稚園・保育所の教員や保育士を対象とした合同の実技研修会の実施により、幼児期に必要なとされる運動の基礎的感覚・基本動作を定着させることの必要性について、幼保の担当者が共通理解を図ることができ、今後の系統性を持った指導の基礎づくりの一助となった。 ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果より、本県は体力合計点が5年連続で全国平均値より高値を示している。小学男子及び中学女子ではやや回復傾向が見られ、特に男子ではコロナ禍前の水準に戻った。また、50m走は小男5位、中男2位、中女4位、ソフトボール投げは小男3位という全国上位の結果となった。			
課題	・体力数値のピークであったS61年の記録に及ばない状況が続いている。（社会環境・生活環境の変化が影響） ・特に小学校における運動離れや小高女子における運動習慣の二極化による体力や運動能力の低下が進んでいる。 ・体育の授業力向上や運動遊びを学ぶための教員の研修機会が減少してきている。 ・運動が得意な子どもでも、幼少期に様々な遊び、動きを経験していないため、特定の動作や運動が身に付いていない。（特に、筋力・筋持久力・柔軟性に課題あり）			
方向性	・県全体の体力向上のため、授業等における直接的な取組に加えて、学校教育活動全体で運動への親しみが育つ取組を紹介したり、共生の視点を踏まえた体育学習の在り方について指導助言したりするなど、運動に対する肯定的な意識を高める多様な働きかけを行う。 ・教員の指導力を向上させるための研修の内容充実を図る。 ・12年間を通して系統的な指導や取組を行うことができるように、各校種で身に付けさせたい力を明確にして、実態に応じて重点課題を設けて継続した取組を行うことができるように助言や支援を行う。 ・PDCAサイクルに基づいた体力向上の取組の工夫改善が進むよう学校全体で共通理解を図るよう働きかける。 ・幼児期から、多様な運動経験を重ねていくことの重要性を研修会等で継続して伝える。 ・学校と家庭が連携し、家族でできる易しい運動を紹介する等の働きかけをする。			

名称	体育・競技スポーツ大会支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	中学生・高校生	目指す状態	中学校体育連盟・高等学校体育連盟が主催する事業を支援することで円滑な運営を図り、中学生・高校生の大会への参加、活躍を促進する。
成果	・島根県中学校体育連盟・島根県高等学校体育連盟が主催する県総合体育大会や、県内で行われる中国大会について、運営費の補助を行うことにより、大会の円滑な運営を支援した。			
課題	・県高校総体への参加選手は増加しているが、県中学校総体への参加選手が減少している。			
方向性	・中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する、県総合体育大会や本県で開催される中国大会への参加を促し、円滑な大会運営のために、引き続き運営費支援を継続していく。			

名称	令和7年度全国高等学校総合体育大会開催事業		所属	保健体育課
目的	対象	高校生	目指す状態	今年度に中国ブロックで開催される全国高校総体にむけて、高校生の競技力向上を支援し、高校生の大会での活躍を促進する。
成果	- 年間を通じた定期的なサポートを受けることが可能となり、競技力向上につながる様々な要因（トレーニング方法、食事、コンディショニング等）に対する選手の意識の高まりがみられた。 - 入賞した競技数が前年度の8競技から10競技に増加し、特に、地元開催の6競技では3競技（カヌー、フェンシング、なぎなた）で入賞することができた。			
課題	- 入賞数が32種目から26種目に減少した。 - 個人種目に比べて団体種目の入賞数は少ない。			
方向性	本事業は、R7年度の地元開催をもって終了するが、このレガシーを生かし、国スポ強化事業等も活用しながら、今後も引き続き競技力向上に向けて、未普及競技の競技者確保など高校生の活躍を促進していく。			

名称	学校体育指導力向上事業		所属	保健体育課
目的	対象	小中高教員	目指す状態	子どもが「楽しい」と感じられる体育授業の実践・普及のため、大学教授等の専門性の高い講師を派遣する研修により教員の指導力向上を図る。
成果	- 実技研修に参加した教員から、実技演習等を通して教材に対する理解を深め、自分の授業に生かせる指導法を学んだ等の評価を多く得た。 - 体育授業におけるICTの活用や運動が苦手な児童生徒への支援について等、学習指導要領の改訂の要点とされている確認事項について、改めて学校現場に伝え続けていることで、指導改善が図られつつある。 - 体育の授業が楽しいと感じている中学生の割合は、R6年度の88.7%からR7年度の90.7%へ増加しており、どのような時に体育の授業を「楽しい」と感じるのかの分析を行い、子どもが多様な楽しさを感じられる授業づくりを推進した効果が現れつつある。			
課題	- 意識調査によると、授業を「楽しい」「やや楽しい」と感じている子どもの割合は、中学校男女は全国平均より高くなっているが、特に小学校女子では、1%以上の低下がみられた。また、「楽しい」と感じている子どもだけで比較すると、小学校男女は全国平均よりも低くなっている。 - 学習指導要領の改訂の趣旨及び要点について、教員の周知がいまだ十分とはいえない。			
方向性	- 児童生徒の体育授業への愛好的な取組が、運動への楽しさに繋がることから、「楽しい」と感じる体育授業づくりの支援となる教員研修に努める。 - 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実をさらに推進していく必要がある。R7年度から実施している県内の全小中学校の学校訪問を引き続き行い、体育科の指導の充実や体力向上の取組の改善を図る。高等学校については昨年度に引き続き、授業改善研修を行い周知を図っていく。			

(10) 人権教育の推進

- 自分の人権とともに他者の人権を守るための行動力の育成をめざして、研修や学校訪問等を通じて教職員の理解を深めるとともに、自他の人権を尊重するロールモデルとしての教職員の姿を子どもたちに示すことなどにより、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進します。
- すべての教育活動において、こども基本法の理念を踏まえた具体的な実践を積み重ねることで、子どもたち一人ひとりに権利の主体としての自覚を促すとともに、自他の生命と尊厳を守る積極的な態度や行動力を育む人権教育を推進します。
- 身近なことから、歴史的・国際的な人権侵害、デジタル社会における新たな形の差別に至るまで、様々な人権課題とその解決について、子どもたちが学び、考え、日常生活に活用することで、幸福な共生社会をつくりだすための行動につながる人権教育と人権学習を推進します。

名称	人権教育行政推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	県、市町村、団体、学校関係機関	目指す状態	関係行政機関との意見交換を通じて県の方針等が十分に周知され、市町村における人権教育の取組が進められている。
成果	各種研修会や説明会等において、各教育事務所、市町村教育委員会の担当者に対し、県の方針や事業について説明するとともに人権教育指導資料やリーフレットなどの具体的な活用事例を紹介した。その結果、「実際に教職員へ周知を図る際の参考にできた」という意見が寄せられ指導資料等の活用促進につながった。			
課題	「学校・福祉連携の手引～気づく・つなぐ・支える～」(令和6年3月発行)については、学校現場での活用が約50%にとどまり、学校と福祉との連携やスクールソーシャルワーカーの活用が十分に進んでいない状況がうかがえた。			
方向性	- 関係行政機関との意見交換や各種研修会・説明会等を通じて、県の方針や人権教育指導資料等の活用方法について継続的な周知を図り、市町村における人権教育の推進につなげていく。 「学校・福祉連携の手引」の活用や実践事例の共有を進めることで、スクールソーシャルワーカー（SSW）の役割や活用方法について理解を深め、学校と福祉との連携体制の充実や、学校現場におけるSSWの効果的な活用につなげていく。			

名称	人権教育研究事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	教職員等、幼児児童生徒	目指す状態	人権教育に関する実践的な研究成果が広く共有・活用され、各学校における人権教育の実践や指導方法の改善・充実につながっている。
成果	人権教育に関わる研究指定校やモデル園に対して、研究推進における相談や助言を継続的に行うことで、相談しやすい関係性を構築することができた。そのことにより訪問指導の依頼が増加し、実践的な研究の充実や指導方法の改善につながった。			
課題	研究指定校や実践モデル校、モデル園の研究成果や実践事例について、他の学校や幼児教育施設への普及（横展開）が十分に進んでいない。			
方向性	- 各学校の教職員が都合に応じて視聴・活用できるよう、研究指定校、実践モデル校及びモデル園の研究実践（研究発表会等）をオンデマンド動画として配信する。 - 各学校における人権教育推進の中心的役割を担う人権教育主任等を対象とした研修において研究指定校の実践発表を実施する。 - 管理職研修において研究指定校、実践モデル校及びモデル園の研究成果や実践事例取組を紹介し、自校（園）における人権教育の推進に活かすよう促す。			

名称	人権教育推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	教職員、教育関係者、行政機関職員、地域住民	目指す状態	人権についての理解と認識が深まり、子どもが安心して学ぶことができる学校・学級づくりや、地域ぐるみの人権教育が推進されている。
成果	- 県同和教育推進協議会連合会各支部担当者と意見交換しながら研修会を企画したことで、各ブロックの実態やニーズを反映した研修内容とすることができた。 - 出前講座・要請訪問では、各学校のニーズに応じて様々な人権課題を取り上げるなど内容を工夫したことで、参加者から高い評価を得るとともに、人権についての理解と認識を深める機会の充実につながった。			
課題	社会人権教育において、参加者の固定化が見られ、「人権」に関する研修への参加者数に減少傾向が見られる。			
方向性	関係者との意見交換会を通して把握した地域の実態やニーズに応じて研修会や要請訪問を実施する。また、社会人権教育における参加者の固定化や参加者数の減少に対応するため、研修内容（テーマ、参加型など）や実施方法（時期、時間、オンラインなど）を工夫する。			

(11) 道徳教育の推進

- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教師を中心とした学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通して「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員」の派遣により幼児教育施設・小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

名称	「特別の教科 道徳」の授業力向上		所属	学校教育課
目的	対象	小学校、中学校教員	目指す状態	県内全ての小学校、中学校で道徳科における「考え議論する道徳」が展開される
成果	・研修を通して、小中学校の担当教員に授業づくりの講義と演習を実施し、道徳科における「考え議論する道徳」のポイントについて伝えることができた。			
課題	・学習指導要領をもとにした道徳的諸価値についての理解を深める必要がある。 ・今後は、道徳の授業力向上を目的に行ってきた研修を、学校の教育活動全体での道徳教育の質の向上にもつながるよう推進していく必要がある。			
方向性	・引き続き授業力向上に向けた教員研修を実施していくとともに、道徳教育に係る校内研修の質の向上や、学校の教育活動全体での道徳教育の推進について、学校訪問等の機会を通じて研修内容を充実させていく。			

名称	「しまねのふるまい」の向上・定着		所属	学校教育課
目的	対象	乳幼児・児童（１・２年生）、その保護者及び乳幼児・児童（１・２年生）に関わる地域住民	目指す状態	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、とりわけ島根県が大切にしてきた「ふるまい」につながる「健康な心と体」「自立心」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」等の育成に努める。
成果	・ふるまい推進員の派遣を通じて、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の保護者並びに地域の方々に対し、子どもたちの「ふるまい」の定着に向けたアドバイス及び相談への対応を行うことができた。			
課題	・幼児期から小学校低学年の時期は、基本的な生活習慣やルール等の定着のために非常に重要な時期であるため、その保護者や子どもたちに関わる地域の人に対し、引き続き「しまねのふるまい」を啓発していく必要がある。			
方向性	・ふるまい定着の基盤となる幼児期から小学校低学年時に重点的に取り組む。 ・小学校中学年以上、中学校及び高等学校教育においてもふるまい定着を意識した教育活動が展開されるよう、研修を活用するなどして引き続き啓発していく。			

2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 特別な支援が必要な子どもたちが、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員により、幼児教育施設や小中学校、高校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。
- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に関する研修や助言指導を実施します。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるため、市町村、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談支援体制づくりを地域の実情に応じて進めるとともに、保護者や支援者に対して相談窓口の周知を図ります。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校の子どもの地域の活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのない子どもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校の子どものスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

名称	特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	・小学校及び義務教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等発達障がいのある児童 ・小中学校の多人数の特別支援学級	目指す状態	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服し安心して学校生活を送れるようにする。
成果	・TTによる学習では、該当児童に合った声かけや助言を行うことで学習への意欲が向上した。また、児童に合った教材を活用することで、わからない課題にも取り組むことができた。該当児童だけでなく、同じ学級の中にいるわからなくて困っている児童に支援することで、「わからない」ということが言いやすくなり、学級全体の学習意欲が高まった。 ・非常勤講師が、実態に応じて指導の形態を工夫することで、学習内容の理解が促されたり、集団での学習に自信をもって参加したりすることができた。 ・一人ひとりの特性に応じた指導支援について、特別支援教育コーディネーターを中心に複数で検討することで、特別支援教育への理解が進み、個に応じた指導支援についての授業改善が図られ、個々の教育的ニーズに合った支援を行うことができた。			

課題	・特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応が十分にできていない状況がある。 ・校内指導体制を十分に確立できていないところもある。 ・具体の支援策は多種多様であり、非常勤講師には、特別支援教育や教科指導に関する高い専門性が求められている。 ・通常の学級における効果的な指導や教育的配慮、合理的配慮の実施など授業担当の資質向上が必要である。
方向性	・ヒアリング等を通して各学校の状況や実態を十分に把握し、県全体のバランスを考慮しながら、より効果的な非常勤講師の配置を行う。 ・指導計画に担任との連携を図るための方策を具体的に記し、計画的に実施できるようにする。 ・管理職や特別支援教育コーディネーター、非常勤講師に対して、事業趣旨の理解や専門性を高めるような研修を実施する。 ・上記の方向性で取り組んでいくために、学校企画課、特別支援教育課及び県教育センター等が情報共有等を図る。

名称	インクルーシブ教育システム構築事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別な支援を必要とする幼児児童生徒	目指す状態	・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を受けられる学びの場があること ・在学中から卒業後も地域の中で力強く自分らしく生きていく力を育てる
成果	・特別支援学校センター的機能による小中学校等への巡回相談や研修を、3,387件実施した。 ・高校での通級による指導において、23校71名に実施した。 ・特別支援学校の医療的ケアが必要な児童生徒のための非常勤学校看護師を配置し、安全・安心な教育環境を整備した。 ・特別支援学校と地域との連携・協働した取組が推進され、各校が特色ある取組を実施した。 ・LDのある子どもの多様な学び推進事業において、指定自治体のニーズに応じたLD支援体制づくりの推進のために助言・協力した。			
課題	・通常の学級に在籍する「学習障がい（LD）」（疑いを含む）のある児童生徒への実態把握及び個に応じた指導・支援が十分ではない。 ・多様性の包摂や障がいの社会モデルの考え方の理解が十分ではなく、授業改善への意欲が乏しい。 ・高等学校において、特別な支援の必要な生徒への適切な指導、必要な支援が十分でない状況がある。 ・地域との活動が、限定的・固定的であったり、発展性に乏しかったりした場合に、十分に生徒の力が育っていない。			
方向性	・小中学校等で学習障がいのある児童生徒を支援する教員や、特別支援学校センター的機能担当者の専門性向上に向けた取組を推進する。（研修内容の充実、相談機能充実及び人材育成に係る教材的経費の増額） ・市町村の主体的・持続的取組を促進するための伴走支援や、市町村同士や大学などをつなぐ仕組みづくりを充実させる。 ・合理的配慮アドバイザーの学校訪問や、圏域別特別支援教育コーディネーター会での個別の教育支援計画の作成と活用に関する研修会を実施する。 ・各校で地域との取組が充実するよう、担当者会において情報共有や課題の協議等を行うとともに、生徒たちが学習の成果を発表し、学び合える場のよりよい環境を整え、そのような機会を継続して設定する。			

名称	特別支援学校職業教育・就業支援事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	就労を希望する高等部（専攻科を含む）の生徒	目指す状態	生徒の障がいの実態や希望に応じた一般就労の実現を図る
成果	・生徒の職業教育の充実のため実施した「ワク探フェスタ(企業ガイダンス)」では、特別支援学校生徒・教員151名が参加した。 ・また、各応援企業・団体向けに、現場実習等の様子がわかる進路だよりを発行した。 ・特別支援学校の職業教育の充実と、雇用企業や協力企業の増加に資することを目的とし、島根県立特別支援学校の職業教育や就業に対して、顕著な協力、貢献が見られる企業の知事表彰を実施し、県内に事業所を置く7社を表彰した。 ・知的障がい特別支援学校の「企業による学校見学会」を実施した。各事業所より、137名の参加があった。 ・高等部卒業生の一般就労率は、引き続き30%以上をキープできており、昨年度は33%であった。			
課題	・生徒の実態にも変化があり、職業についての興味・関心が十分に引き出せておらず、就労に向けた意欲の高まりが十分でない。 ・「特別支援学校応援企業・団体」登録事業では、応援登録企業と各特別支援学校との連携が十分ではない。 ・「島根県立特別支援学校応援協力企業知事表彰」では、各特別支援学校からの意向が反映しにくい学校もある。			
方向性	・「ワクWork!フェスティバル」では、職業体験ができるコーナーを設けるなどの工夫をする。 ・「スキルアップ研修」の実施により、高等部生徒の就労意識の向上をはかる。 ・応援協力企業との連携を促すために、応援企業向けにアンケート調査を行い、ニーズに応じた支援を検討する。 ・職業能力開発員から応援協力企業への働きかけを十分に行う。 ・障がい者雇用を考えている企業に対して、障がい者の働き方や仕事内容の具体的な提案を行うと同時に、農業分野など、新しい職種の開拓をすすめる。 ・「島根県立特別支援学校応援協力企業知事表彰」における規定について検討する。			

名称	特別支援学校普通教室ICT環境整備事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児児童生徒	目指す状態	ICT環境を整備し、ICT活用を推進することで、授業の質の向上と幼児児童生徒の理解を深め、主体的な学びを実現する。
成果	・高等部一人一台端末を前年に引き続き年度当初の4月に導入、高等部は3学年とも一人一台端末の状況になっている。 ・ICT担当者会でICT活用研修と先進的な活用の実践紹介を実施した。 ・各校2回ずつ各校の課題やニーズに沿った外部講師による巡回型研修を実施した。			
課題	・小学部・中学部・高等部の児童生徒と教職員が一人一台端末の状況になり、授業での活用が徐々に進んできているが、まだ十分ではない。 ・ICTの活用は進んできているものの、教職員全員が授業への活用ができる状況になっていない。 ・教職員がICTを授業で使ってみる段階から、ICTを使って児童生徒の学習課題を解決する段階へシフトしてきている。			
方向性	・ICT活用能力を高めるための担当者研修、各校巡回型研修を実施する。 ・特別支援学校のICT活用事例の収集と共有を図る。 ・産官学での連携協定による遠隔授業の実施等を通して、ICT活用の専門性の向上を図る。			

(2) 不登校児童生徒等への支援

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点をもつことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。
- 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援します。
- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センターについて、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行います。
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を全日制・定時制課程のすべての学科において導入します。
- 高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校を拠点として、各学校が行う通信教育の支援を行います。

名称	不登校対策推進事業		所属	学校教育課
目的	対象	公立小・中・高校及び県立学校の不登校（不登校傾向）児童生徒	目指す状態	対人関係に安心感を持て、集団生活に慣れ、学校復帰を含め社会的自立を目指す
成果	・教育支援センター運営事業連絡会を開催したり、各センターを訪問したりする中で、通所者に対する自立支援に向けた取組の中で成果をあげている事例や、直面している課題について情報交換を行った。この情報共有が互いの連携や運営の改善に反映され、通所者への支援が進んだ。			
課題	・いわゆる「教育機会確保法」の主旨の浸透などにより、学校を欠席することへの抵抗感が低下していることもあり、不登校児童生徒数は増加傾向にある。 ・不登校児童生徒のうち、学校内・外で専門的な支援を受けていない割合が増加傾向にある。 ・不登校の要因や背景が多様化・複雑化しているため、各学校や教育支援センターにおいて個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要である。			
方向性	・分かる授業、居場所づくり・絆づくりを意識した日々の学校生活の充実により、魅力ある学校づくりを推進していく。 ・発達支持的生徒指導の推進を図るため、「生徒指導の4つの視点から考える子どもの自己実現支援講座」を開催する。 ・教育支援センターにおいて、通所者への支援が進むよう、好事例の紹介や助言といった運営面での支援をさらに充実させる。 ・不登校児童生徒個々に応じた多様な支援につなげられるよう、市町村教育委員会やフリースクール等をはじめとした民間団体との意見交換を行い、連携を図っていく。			

名称	生徒指導体制充実強化事業		所属	学校教育課
目的	対象	県内公立学校児童生徒	目指す状態	生徒指導上の諸課題への積極的な取組を行うことで、問題行動の発生を防止する。
成果	・県教育委員会が主催する研修や各校での校内研修の積極的な実施を通して、いじめの積極的な認知の必要性について周知を行った結果、学校においていじめの認知が進み、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組につながっている。 ・公立小・中学校では、アンケートQ Uの実施により学級集団の客観的な状況把握ができ、教員の指導・支援の改善につながっている。			

課題	・問題行動の内容が多様化している。（性事案の増加） ・高校では、いじめの問題や問題行動等の背景、不登校や中途退学の背景が多様化しており、生徒指導に苦慮している学校が多い。
方向性	・教員の負担を減らし、児童生徒にきめ細かな対応を行うために、心理や福祉などの専門家の活用などを一層進めていく。 ・発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導を進めるために、生徒指導に関する研修等に外部の専門家を講師に招くなどし、教職員の人材育成を図ると同時に外部との連携を図り、多様な問題行動にも対応できる組織的な支援につなげる。 ・「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、いじめ防止への児童生徒による主体的な取組を県内の学校へ周知・啓発していく。 ・情報モラルと情報リテラシーの向上を図るため、教育連携推進課及び島根県教育センターと連携し、教職員・児童生徒を対象とした研修等の教材や、講師等の情報を周知していく。

名称	悩みの相談事業		所属	学校教育課
目的	対象	児童生徒、保護者及び教員	目指す状態	悩み、心配事等の心の問題の負担を軽減する。
成果	・県内全ての公立学校へスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っている。スクールカウンセラーの活用は定着化してきており、特に教員へのコンサルテーションが増加し、効果的な活用につながっている。 ・スクールカウンセラーとの相談を希望している児童生徒やその保護者に対して、時間外や長期休業中、休日等でも相談ができるよう、相談センターを設置する市町村に支援をした。 ・直接カウンセラーと会って相談することに抵抗がある保護者や、学校に出向く時間がつくりにくい保護者を対象として、学校に行きづらい子どもたちの保護者向けカウンセリングダイヤル「親“そっと”ダイヤル」を開設した。 ・SNS相談窓口の設置により、相談窓口の選択肢が広がり、相談者の多様なニーズへの対応につながっている。			
課題	・スクールカウンセラーについては、配置や時間設定に対する学校のニーズに十分に添えていないケースがある。 ・不登校児童生徒で、学校内・外の機関等での専門的な相談・支援につながない者が存在する。			
方向性	・島根大学や職能団体と連携して、スクールカウンセラーの人材確保に取り組む。 ・スクールカウンセラーの活動記録について、デジタルデータ化して蓄積・分析を行う。その結果を連絡協議会等で共有することによって、より効果的な活用を推進する。 ・休日等に学校外でスクールカウンセラーに相談できる相談窓口や、電話・SNSなど複数の相談窓口を設け、相談体制の充実を図る。			

名称	「こころ・発達」教育相談事業		所属	学校教育課
目的	対象	児童生徒及び保護者、教職員（コンサルテーション）	目指す状態	児童生徒及び保護者が、臨床心理士による教育相談や医療機関と連携した支援を通して心の負担を軽減し、諸課題の解決をめざす。
成果	・県立こころの医療センターと定期的な情報交換や研修等の連携を図っており、定期的に来所相談する保護者も多い。			
課題	・島根県内の不登校児童生徒数は年々増加しており、教育相談において不登校に関する内容が多くを占めていることから相談の需要はあると考えられるが、「こころ・発達教育相談室」の相談件数は昨年度に比べて減少した。 ・コンサルテーション（教職員との相談）の件数が少なく、学校との連携が不十分である。			

方向性	・市町村が運営する相談窓口、島根県教育センター等を通じた教育相談窓口の周知を行う。また、教育相談についての理解を広げるために、学校対象の説明会や研修を通して、学校、保護者への周知を図る。 ・児童生徒や保護者の相談ニーズに応じられるよう、市町村教育委員会や出雲市周辺の教育支援センター、学校との連携を強化する。 ・「こころ・発達教育相談室」と島根県教育センター・島根県教育センター浜田教育センター、双方の強みを生かした相談の連携を含めた在り方について検討する。
-----	---

名称	学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	・自学教室等での個別指導の充実を図ることが必要な中学校及び義務教育学校の後期課程	目指す状態	・自学教室の運営の充実を図ることや校内の生徒指導体制の充実を図ることで不登校の未然防止や解消を目指す。
成果	・学級に入りにくい生徒を中心に対応する体制を構築し、多目的室等で自主学習するだけでなく、個別の学習支援を行った。生徒はできる・わかるを実感することで自信につながり、それが欠席の減少につながるケースもあった。 ・学習支援だけでなく、心理的な支えを築くことにつながっており、生徒が安定した学校生活を過ごすための重要な存在となっている。 ・生徒との会話や気になる言動について毎日支援記録を記入することで、関係する教職員間での情報共有に役立てることができた。 ・継続してこの事業に配置される非常勤講師が多く、切れ目のない指導が行われるとともに情報共有もより密に行われている。			
課題	・非常勤講師は勤務時間の関係で、生徒指導に関わるケース会議や学級担任との情報交換会議等に参加しにくい状況がある。そのため、それらの会議時に非常勤講師の保有する情報が効果的に提供されないこともある。			
方向性	・学校訪問指導等の機会を捉え、各校に対して本事業の非常勤講師の役割を踏まえた生徒指導体制の構築や具体的な実践について指導を行う。			

(3) 学校と福祉の連携の推進

- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ります。
- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6年3月策定）などを活用するとともに、「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員を含めた校内の組織体制の充実を図ります。
- 教職員が子どもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、子どもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じて子ども基本法の理解と実践を推進します。
- 地域における子どもの居場所の選択肢を増やすため、教育と社会福祉の両面から支援が必要な子どもたちを対象に学習支援を行う市町村の取組を支援します。

名称	高等学校奨学事業		所属	学校企画課
目的	対象	・高等学校等に在籍する生徒	目指す状態	・奨学金を貸与することにより、修学の機会均等を図る。
成果	・貸与基準を満たした申請者全員に対して奨学金を貸与し、生徒の修学支援に寄与した。			
課題	・返還金の滞納が発生している。			
方向性	・専門的知見を有する債権回収会社等への委託や法的手段による対応等を継続的に実施する。 ・生活困窮者に対して、経済状況に応じた返還計画により返還を進める。			

名称	高等学校修学奨励費（定時制・通信制）		所属	学校企画課
目的	対象	県立高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年	目指す状態	経済的負担を軽減することにより修学を促進し教育の機会均等を保障する
成果	・有識生徒の経済的負担を軽減することで、青少年の修学の促進に成果があった。			
課題	・事業は適正に実施できており、支障となっている点はない。			
方向性	・定時制課程及び通信制課程に在学する有識生徒の修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、引き続き事業を実施していく。			

名称	特別支援教育就学奨励事業費		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者等	目指す状態	教育の機会均等の趣旨に則り、障がいのある幼児、児童及び生徒の保護者等の経済負担を軽減する
成果	・就学奨励費の支給により、特別支援学校の幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減した。			
課題	・特別支援学校において、就学奨励費の支給に係る事務処理が膨大かつ煩雑であるため、職員の負担となっている。			
方向性	・学校や保護者等の手続きの簡略化・効率化の観点から、支給管理方法の見直しや定額的な支給について国や他都道府県の動向を注視しながら検討していく。 ・事務担当者の負担軽減のために専用のソフトウェアを導入し、事務の適正実施を図る。			

名称	進路保障推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	幼児児童生徒、教職員、教育関係者、行政機関職員	目指す状態	様々な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、児童生徒や保護者の願いをもとに、課題に対する具体的な取組を進めることで進路保障の充実につなげる。
成果	・県立学校でのスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）巡回訪問等により生徒が抱える課題の解決や状況の改善につながった割合が向上した。			
課題	・スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法に関する理解が一部の教職員にとどまり、ＳＳＷの活用が十分でない学校が見られる。 ・「学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業）」の活用が一部の市町村に限られており、様々な支援を必要とする児童生徒への支援の充実に向けて、事業の活用促進を図る必要がある。			
方向性	・県立学校におけるスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用を一層促進するため、ＳＳＷの初回学校訪問に学校・福祉連携推進教員が同行し、ＳＳＷの役割と活用方法について説明を行う。あわせて、管理職や窓口となる担当教員等に対して各種説明会等を通じて周知を図る。 ・「学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業）」については、活用している市町村の取組や成果を共有するとともに、市町村のニーズを踏まえた活用しやすい実施方法を検討し、事業の活用促進を図る。			

(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼児期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、子どもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

名称	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業		所属	学校教育課
目的	対象	帰国・外国人児童生徒等（日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒を含む）	目指す状態	対象の児童生徒等が日本の社会で自立できるよう、公立学校への受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制が十分に整備された状態
成果	- 県内には帰国・外国人児童生徒等が多く在籍しており、出雲市は特に多い。そこで、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、H28から出雲市等に補助をしている。出雲市においては、初期集中指導教室や拠点校を設置し、継続的に外国人児童生徒が日本の社会で自立できるよう支援をしている。 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の向上等を目的とした研修会を年2回実施した。 - 日本語指導が必要な高等学校進学希望者に対し、公立高等学校入学者選抜制度において特別措置を行った。			
課題	該当児童生徒が多く在籍する自治体については、受入れ体制等が構築されているが、該当児童生徒が点在する自治体については、受入れ体制等が整っておらず整備が必要である。			
方向性	上記の国補助事業の国庫補助金について、文部科学省に対して、継続して増額の要望を行う。県で実施する研修において、在籍校担当者のみならず、受入れ自治体の教育委員会担当者を対象とし、受入れ体制等の構築を図る。			

(5) 学び直しの体制の充実

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要な一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。

名称	高等学校の定時制・通信制課程等における学び直し		所属	学校企画課 学校教育課
目的	対象	既卒者、不登校生徒	目指す状態	学びをあきらめず、学びに向かう生徒等の受入の充実と指導・支援体制が整備された状態
成果	- 定時制・通信制課程を設置している高等学校において、学び直しを目的とした生徒を受け入れている。 - 義務教育段階の学習内容の定着や、学び直し等を図るための学校設定科目（「国語入門」「数学入門」「英語入門」など）や、生徒の興味や関心または必要性を踏まえた学校設定教科「総合」及びその学校設定科目（「社会生活基礎」「カウンセリング心理学」「ものづくり」など）を開講している。 - 少人数指導やICT端末の活用等により、個別最適な学びを目指した授業を工夫している。			
課題	- 入った生徒の卒業までの支援（カリキュラム編成や単位修得など）が十分にできていない。 - 生徒数の増加により、多様な教育的ニーズを持った生徒個々への指導・支援が十分に行き届かない。			
方向性	- 日々の教育相談や将来を見通した進路指導など多様なニーズに即した教育機会を提供する。 - 中学生等への学校見学・授業見学の機会を通じて、学び直しの中核としての定時制・通信制課程について周知を図る。			

3 地域との協働による学びの充実

(1) 地域との連携・協働の推進

- 学校運営協議会で議論された、目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総がかりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を活かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走等を通じて支援するとともに、高校生と教職員を対象とした高校魅力化アンケートの有効活用により、学校運営の基本方針であるグランドデザインの実現を図ります。

名称	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業		所属	社会教育課
目的	対象	学校、地域住民	目指す状態	学校・家庭・地域の連携・協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、地域全体で子どもを育む気運のより一層の醸成を図る。
成果	・各市町村において、多くの地域住民の参画を得て、地域学校協働活動が実施されている。 ・地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために、地域学校協働活動推進員等のコーディネーター役を担う方を対象とする研修を、東部・西部の社会教育研修センターとも連携して実施した。コーディネーターとして大切にしたいことや、実践について学ぶ機会を設定した。			
課題	・本事業に関わる地域住民が固定化・高齢化しており、事業が広がりにくい状況がある。 ・リーフレットの配布を通して、本事業の広報に努めているが、市町村によっては、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりや、事業間の一体的推進が十分でない地域がある。			
方向性	・多様な地域住民が参画するための仕組みづくりについて、好事例を情報提供したり、本事業の積極的な広報を行ったりするなど、多くの地域住民が本事業に参画できるように、市町村に情報提供を行う。 ・各市町村の本事業担当者に対して、「結集！コーディネーター・担当者研修」等の場において、事業の目的や他の市町村の好事例を知る機会を設けるとともに、学校・家庭・地域に関わる方をはじめ行政の関係者や一般県民などにリーフレットを配布し、県全体への周知を行う。			

名称	教育魅力化人づくり推進事業	所属	教育連携推進課
P 23に記載のとおり			

名称	教育魅力化人づくり推進事業（探究学習）	所属	学校教育課
P 23に記載のとおり			

(2) 地域を担う人づくり

- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」（令和6年11月創設）によるネットワークの構築や学びの場の創出などにより地域のリーダーとなる人づくりを推進します。
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援します。
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を支援します。
- ふるさと教育等を通して、地域に対する愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成します。
- 高校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進します。特に、専門高校（専門科系総合学科高校を含む）においては、地域のニーズに応じた即戦力となる人材の育成にも取り組みます。

名称	教育魅力化人づくり推進事業	所属	教育連携推進課
P 23に記載のとおり			

名称	教育魅力化人づくり推進事業（探究学習）	所属	学校教育課
P 23に記載のとおり			

名称	社会教育士養成・育成事業		所属	社会教育課
目的	対象	・教員 ・県市町村職員 ・社会教育関係者 ・地域づくり関係者	目指す状態	社会教育に関わる知見やスキルを有している社会教育主事（士）を養成・育成し、資質向上を図る。
成果	・島根大学（高等教育機関）と連携し、様々な地域・職域から希望者が受講できる体制を整えた。 ・県及び市町村職員、社会教育施設職員、コーディネーター、民間事業者等、多様な分野において継続的な社会教育士の育成が進んだ。 ・県内社会教育主事・士を対象とした研修会を開催し、社会教育主事・士の資質・能力を向上することができた。 ・「しまねの人づくり大交流会」では、県内全体の社会教育人材が一堂に会し、講演や事例発表等を通じて、学びと交流を深めた。			
課題	・多様な分野で受講希望者は一定程度いるが、教員籍の社会教育主事講習希望者は減少している。 ・研修機会や「しまね社会教育認証・登録制度」を活用して、社会教育人材を中心としたネットワーク化は進んできているが、社会教育主事や有資格者が中心で、多様な分野の人材への広がりには限定的である。			
方向性	・学校・家庭・地域の連携・協働を推進する上での社会教育主事の有用性を施策説明会等の機会に周知する。 ・社会教育主事・有資格者を通じたネットワークや各種研修の機会を活用し、受講者の掘り起こしに努める。 ・これまで以上に多様な社会教育人材等のネットワーク化を図るために、「しまねの人づくり大交流会」を、形態を工夫しながら継続開催するとともに、各種研修を活用して「しまね社会教育人材認証・登録制度」を積極的に広報する。			

(3) 社会教育における学びの充実

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信を行うとともに、社会教育士の知識・技術の向上に努め、地域課題解決に取り組む社会教育士等の養成・育成を図ります。
- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」（令和6年11月創設）により、社会教育人材の育成を推進するとともに、ネットワークの充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成するとともに、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等への支援や、情報提供や相談対応等の取組を推進します。

- 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育基盤強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村等を支援するとともに、取組の成果等を展開します。
- 様々な人権課題に対して、関係機関と連携しながら、幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。
- 児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度等により、青少年の文化活動の推進を図るとともに、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供します。

名称	社会教育総合推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	・ 県、市町村 ・ 県民（被表彰者）	目指す 状態	・ 生涯学習社会の構築をめざし、社会教育行政及び生涯学習振興行政を推進するための体制を構築する ・ 表彰により、意欲を高めるとともに、活動の裾野を広げる
成果	・ 社会教育委員の会議の年2回開催を継続し、今日的な課題をとらえたテーマを設定して充実した意見交換につながった。 ・ 優良少年団体の被表彰団体数は、前年と同数であった。			
課題	・ 県社会教育委員の会での意見や協議内容を、市町村社会教育担当課や市町村社会教育委員に十分に共有できていない。 ・ 優良少年団体表彰の被推薦団体数が伸び悩んでいる。			
方向性	・ 県社会教育委員の会での意見や協議内容を、県社会教育委員連絡協議会において情報提供するとともに、議事録等を活用し、各市町村社会教育担当課に伝わるよう努める。また、各地区の事務局長や担当者に本協議会の理事会に参加を要請し、ともに協議しながら取組の改善を図る。 ・ 本表彰の意義を推薦団体へ向けて、改めて、定期的に周知することで、被推薦団体の掘り起しを図る。また、各市町村の派遣社会教育主事等と連携を深め、県内各地の少年団体の活動状況把握に努める。			

名称	社会教育士養成・育成事業	所属	社会教育課
P 43に記載のとおり			

名称	社会教育研修センター事業		所属	社会教育課
目的	対象	社会教育関係者（担当者・指導者等）	目指す 状態	・ 地域課題解決や学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向けた専門的スキルを習得させる。 ・ 知識や技術の深化及び資質、実践力による社会教育の推進。
成果	・ 各研修・講座のアンケート結果の分析と検証を実施するとともに、「生涯学習推進施設運営委員会」における意見を参考に、研修内容の見直しや関係者への情報提供の迅速化に引き続き取り組んだ。 ・ また、各研修・講座の受講生が集い、それぞれの実践を紹介し合うことを通して、社会教育人材の更なるスキルアップ、ネットワーク構築を進めていくため、交流の場（受講生同窓会）を設定した。 ・ その他、オンラインを活用した離島対応や市町村の実態に応じた支援を行った。			
課題	・ 市町村ごとの研修参加状況に、ばらつきがある。 ・ より短時間、短期間で効率よく学びたいというニーズが高まっており、シリーズ講座を敬遠する傾向もある。			
方向性	・ 市町村の社会教育所管課に対して、引き続き研修や社会教育関係者間の交流の重要性を訴えていく。また、次年度の研修計画をできるだけ早く市町村を通じて広く周知し、それぞれの所属の次年度研修計画へ計画的に位置づけてもらえるよう、積極的な働きかけを行う。 ・ 各研修・講座のアンケート結果の分析と検証をもとに、研修内容の見直しや実施形態等について検討する。また、オンラインを活用した学びの場の提供も引き続き実施していく。			

(4) 家庭教育支援の推進

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校やPTA等と連携した「親学プログラム」、「親学プログラム2」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな家庭教育支援の取組に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を展開します。

名称	家庭教育の支援体制整備事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（PTA会員等）	目指す状態	PTA連合会同士の情報共有や合同研修を通して、学校・家庭・地域社会が一体となって「地域の子どもを地域で育てる」機運の一層の醸成を図り、家庭教育の支援体制を構築する。
成果	・連絡協議会において、各PTA連合会の活動状況や課題などについて、意見交換を行うことで連携強化に努めた。 ・合同研修会について、前年度の連絡協議会や会員等からの意見を参考に、ニーズに合った講師やテーマを選定して実施した。 ・合同研修会では、新たに参加者同士でPTA活動の工夫や想いについて情報交換する場を設定することで、新たな視点や実践のヒントを得る機会となった。			
課題	・合同研修会の参加者の多くが各学校のPTA役員の参加に留まっており、一般会員の保護者の参加者が少ない傾向にある。 ・一般会員が参加したくなる研修テーマの設定や講師の選定が十分に行えていない。			
方向性	・連絡協議会での意見交換や参加者アンケートをもとに、一般会員にも興味をもってもらえるようなテーマの設定を行うとともに、各PTA連合会と連携して、研修会の周知や広報を強化していく。			

(5) 体験活動の充実

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、実施方法や周知を工夫するとともに、国立三瓶青少年交流の家の利用を促進し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保します。
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活動の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。

名称	青少年の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す 状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	- 改修工事のため、秋のサンレイクフェスティバルを艇庫周辺で実施するなど工夫し、おおむね目標どおりの利用者数となった。 - 改修工事期間に実施したアウトリーチ型支援事業では、当初の予想を大きく上回る1,828名の利用があった。			
課題	利用者数は減少傾向であり、目標達成のために、今後は学校行事以外の利用者を増やしていく必要がある。			
方向性	- 学校の宿泊研修に加え、企業や、スポーツ、音楽、文化活動等を行う団体を積極的に受け入れる。 - 指定管理者とも連携し、研修受け入れに必要なスタッフの確保を進める。 - 令和7年度のアウトリーチ型「出前講座」の利用者を、青少年の家での施設利用に繋げていく。 - 既存の「地域の体験活動支援事業」についても、「みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業」（体験活動型）とも合わせ、更なる活用団体増に向けて積極的な広報を行っていく。 - 研修を通じた体験活動における支援の質の向上、新プログラムの活用と更なる充実を図るとともに、丁寧な対応を心がけ、利用促進につなげる。 - HPやSNS（LINE）を活用して、プログラムや主催事業等の案内を積極的に発信する。			

名称	少年自然の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す 状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	- 入所団体の代表者とねらいの共有を行い、それぞれの団体の実態に応じた指導・支援を行うよう努めた。また、ねらい達成のための研修計画の検討、日程の再調整や研修内容の変更等、丁寧な対応を心がけた。その結果、引率者アンケートでは、「研修におけるねらいの達成」について、97%の肯定的回答を得た。さらに、職員の対応については、100%が「満足」と回答していた。 - 令和7年度は「開所50周年記念オープンデー」を開催し、広く県民に施設開放をした。県政情報番組「しまね家の回覧板」やラジオ、Instagram、LINEの活用等、広報活動の推進により、651名の来所があった。また、年10回の開放デー「わくわく外遊びデー」にも多くの来所があり、体験活動の普及及び当所の利用促進に一定の成果があった。			
課題	「開所50周年記念オープンデー」の開催や広報の充実の成果により、入所者数は令和6年度に比べて1,343名増加した。団体数も276団体から284団体と、8団体増加した。一方で、幼稚園・保育所の入所者数、中学校、個人（家族）の入所者数、入所団体数は減少傾向にある。			
方向性	- 入所団体のねらいが達成できるよう、相談やニーズを捉えた対応を続けるとともに、充実感・達成感を味わえるよう、支援方法や活動内容の改善を図る。 - 幼稚園・保育所等、就学前の子どもたちの体験活動推進に向け、園長会への訪問や市内保育所へのアンケート等を実施してニーズを捉え、プログラムの見直しや充実を図る。 - 他機関とも連携しながら、効果的な広報を続けていく。 - 冬季は季節柄入所者数が比較的小さいため、アウトリーチ型プログラムを積極的に実施し、県内のより多くの子どもたち（未就学児、不登校傾向・障がいのある子どもたちを含む）の体験活動を推進していく。			

名称	青少年文化活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	児童・生徒	目指す 状態	「豊かな心」を育むとともに、次代の文化活動の担い手を育成する。
成果	青少年芸術文化表彰及び児童生徒学芸顕彰の被表彰団体（個人）件数は、減少した。			
課題	青少年芸術文化表彰及び児童生徒学芸顕彰への推薦件数が少ない。			
方向性	より多くの児童・生徒・指導者を表彰・顕彰するために、引き続き推薦に該当する大会や成績・賞位の点検を行い、市町村への情報提供を行う。			

4 教育の基盤となる環境の整備と充実

(1) 学びを支える指導体制の充実

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編制を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用により、組織的な支援体制の充実を図ります。

名称	小学校、中学校少人数学級編制		所属	学校企画課
目的	対象	31人以上学級の小学校1年生 33人以上学級の小学校2年生 36人以上学級の中学校1年生 39人以上学級の中学校2・3年生	目指す状態	個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の確実な定着や、個性を生かす教育の充実を図る。
成果	【少人数学級編制】 対象：小学校1・2年生、中学校1～3年生 ・児童生徒の交友関係が把握しやすくなり、児童同士、生徒同士の人間関係づくりに役立てることができた。 ・学習面で個に応じた支援が行いやすく、基礎・基本の習得も進み学習意欲の向上を図ることができた。 ・日常の声かけの機会や教育相談で一人ひとりと話す時間が増え、児童生徒の話したい気持ちに応えることができ、心の安定を図ることができた。 ・保護者への対応や連携がとりやすく、配慮を要する児童生徒に必要な支援をすることができた。 【少人数学級編制代替支援事業】（常勤・非常勤講師配置） 対象：小学校1・2年生、中学校1年生 ・児童生徒一人ひとりの動きに目が行き届きやすく、積極的な生徒指導を進めることにより児童生徒間のトラブルの深刻化を防ぐことができた。 ・児童生徒一人ひとりの理解の程度や習熟の度合いに応じた繰り返しの指導により、基礎・基本となる学力の定着を図ることができた。			
課題	・きめ細かな指導を行うためには事前の準備が必要不可欠であり、その準備のために時間を要することが課題である。 ・一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導について、少人数だからこそできている細かな見取りや指導について、多人数であってもできるようにポイントを絞って検証する必要がある。			
方向性	・少人数学級編制基準の見直し実施に伴い、令和3年度よりスクールサポート事業は廃止し、後継的事业として、小学校1・2年生及び中学校1年生において少人数学級編制を実施しない場合に常勤又は非常勤講師を配置する少人数学級編制代替支援事業を実施した。令和4年度に中学校2年生の生徒人数基準の見直しを行っている。令和8年度より、中学1年生から学年進行で35人学級が実施される。令和8年度は、中学校1年生に係る少人数学級編制は行わないこととする。 ・今後、学校現場の実情に応じて柔軟な教員配置が行えたか効果検証を行うとともに、課題解決対応のための教員加配の効果的な配置を行い、事業改善につなげる。			

名称	「しまね教育の日」推進事務		所属	教育庁総務課
目的	対象	県民	目指す状態	本県教育の諸課題解決に向け、県民一体で取り組む機運醸成が図られた状態
成果	・市町村等に対して、「しまねの教育の日」にちなんだ活動促進の働きかけを行ったことにより、参加者数は、前年度並みの参加者を確保した。			
課題	・市町村、各教育関係機関等の「しまね教育の日」にちなんだ活動への意識に濃淡がある。			

方向性	・市町村、各教育関係機関等が「しまね教育の日」にちなんだ活動の趣旨を理解し、活動を積極的に進めてもらうように働きかけを行う。
-----	--

名称	中学校クラスサポート事業		所属	学校企画課
目的	対象	大規模中学校1年生	目指す状態	環境が大きく変化する中学校第1学年での生活・学習面をきめ細かく支援し、中学校1年生が充実した学校生活を送れるようにする。
成果	・CSTが学習の遅れがちな生徒へ個別の支援、指導を行うことができ、生徒の学習意欲が高まることで基礎・基本の定着につながった。 ・CSTと学級担任との情報交換を通じて、いじめや問題行動、学校への不適応を未然に防ぐことができた。 ・生徒間の問題を早期に発見し、素早い支援に結び付けることができた。 ・支援方法や内容、教科等について学年部等と事前に打ち合わせを行い、余裕をもって支援にあたることのできる体制ができた。			
課題	・CSTの見立てや支援の状況について学年部等で共通理解を図ろうと努めているが、じっくり話す時間や相談する時間を十分に確保できていない状況がある。 ・時間割の都合上、支援が必要な学級が重なることがあり、継続した学習支援を行うことが難しい場面があった。			
方向性	・CSTの勤務時間が限られているため、学年部等と対話をしながら支援の方向性を考えていく時間が十分に確保できていない学校もあることから、情報共有や指導の方向性の共通理解の時間を確保するよう働きかける。また、各学校でCSTを学校組織の中に位置づけられ組織的な支援体制が構築されているかを、学校訪問等をとおして引き続き確認、指導を行う。			

名称	進路希望実現のための講師配置事業		所属	学校企画課
目的	対象	・専門高校及び就職者の多い普通科高校の合計22校 ・進学者の多い普通科高校14校	目指す状態	・進路指導担当者の授業時間数を軽減し、進路指導、特に就職指導の充実・強化を図る。 ・生徒へのきめ細かい指導、教員の授業力の向上を図り、生徒の進路希望実現に向けた支援の強化を図る。
成果	・進路指導代替講師を配置し進路指導主事等の授業時数が軽減されたことで、事業所と面談を行うための時間を確保することができ、進路指導主事等の企業訪問回数が前年と比較して1校当たりの平均で約5回増加した。また、企業との接触が増えたことにより就職希望生徒と企業とのミスマッチの予防が図られるなど、就職希望者への指導の充実が図られた。 ・教科指導充実講師が配置され、少人数指導や習熟度別指導等個々の生徒の学力の向上に資するきめ細かい指導とともに、大学入試に対応するための個々の生徒指導の充実が図られた。			
課題	・きめ細かい進路指導を行うために必要な、教職員が生徒一人ひとりに対応する時間は未だに不足している。 ・生徒がよりよい進路選択・進路実現を行うために必要な事業所等の情報共有や、大学入試改革に対応した進路指導の研究はまだ十分進められていない。			
方向性	・必要な時間分の非常勤講師を人員や時数など柔軟に対応して配置する。 ・県西部の学校に適切な非常勤講師の配置を行う。			

(2) 教職員の人材育成

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進します。
- 教職員が探究心をもって学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法の工夫・改善を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施により、管理職等の育成を推進します。

名称	専門的知識習得事業		所属	学校企画課
目的	対象	教育職員	目指す状態	より高い専門的な知識を身につけることにより、資質及び指導力の向上を図る。
成果	・大学院派遣については、オリエンテーション実施による本事業の目的の周知を行った。 ・大学院派遣を通じた専門的知識の習得が、ミドルリーダーの育成につながった。また、院生による成果報告会や情報交換会等を通して、県教委と大学が情報交換を行い、現職教員の継続的な派遣につながった。 ・現職教員派遣を通じた専門的知識の習得が、管理職等の育成につながった。また、指導主事による研修講座参観後の振り返りや情報交換会を通して、県教委と大学が成果等を共有することで、主幹教諭の継続的な派遣につながった。 ・認定講習については、定員数を大幅に増やして応募しやすい環境づくりに努めた結果、講者数は微増した。			
課題	・大学院派遣及び現職教員派遣について、地域・校種によっては研修希望が出にくい傾向がある。 ・認定講習については、講習科目によって受講割合にかなりの開きが見られ、全体としては伸び悩んでいる。			
方向性	・大学院派遣及び現職教員派遣について、大学と連携して研究主題の明確化やプログラム等の充実、日程の工夫を行う。今後、派遣する年齢や時期について検討する。 ・認定講習については、指導大学である島根大学や特別支援教育課、各講師などと受講割合を引き上げられるような開設科目や定員数、開催日程の検討（夏季休暇期間や土日での開催）及び調整を進めていく。			

名称	教職員研修事業		所属	学校教育課
目的	対象	公立小・中・義務教育学校及び県立学校の教職員	目指す状態	・教職員が主体的に研修を受講する意欲をもつとともに、教職員としての資質能力が向上する。 ・校内研修やOJTが活性化する。
成果	・令和7年度に大幅な見直しを行った6年目研修について、受講者や学校の負担が減り、6年目選択研修で主体的に研修を選んで受講する機会となったと、概ね肯定的な反応が得られた。 ・小中義務教育学校の学校訪問について、日程調整をしながら、希望する学校訪問のほとんどすべてを実施できている。 ・出前講座について、令和7年度までは教育センターが開講する講座は第2希望ができなかったが、令和8年度からは希望できるように変更し、ニーズに応えられるよう改善した。			
課題	・学校現場の教職員の多忙感から、学校を空けることに抵抗があり、研修に出かける意識・意欲が高まらない。 ・出前講座は、学校が希望する期日が一定の時期に集中しがちであり、学校の希望の日程に実施できないこともある。			

方向性	・学校現場における問題の解消や、学校・教職員のニーズに応じた研修の企画・実施及び改善を行う。 ・集合、オンライン、オンデマンド、ハイブリット等、状況に応じた研修形態の創意工夫を行う。 ・出前講座の２次募集を実施し、下期において学校の希望にあわせて出前講座ができるよう調整を図る。 ・研修内容に対する方法の適正化を図る。知識伝達を中心とした研修はオンデマンド、対話を中心とした研修は集合等、研修内容に即した実施方法を検討する。 ・市町村教育委員会担当者や学校の管理職に対して、研修受講奨励の働きかけを行う。
-----	--

名称	教育センター調査研究事業			所属	学校教育課
目的	対象	公立小・中学校及び義務教育学校、県立学校の教職員	目指す状態	本県教育の課題や実態に即応する開発的かつ実証的・実践的な調査・研究を行うことにより、その成果が学校教育の場で生かされるようにするとともに、指導主事等の力量形成を図る。	
成果	・令和7年度教育研究発表会を島根県教育センター、島根県教育センター浜田教育センター共催でライブ・アーカイブ配信により実施。 ・目標値350回に対し、実績値512回の状況。				
課題	・学校現場にいる教職員に教育研究発表会への参加（視聴）に係る情報提供や、申込期間の配慮等が十分でない可能性がある。				
方向性	・令和8年度教育研究発表会を、引き続き、島根県教育センター、島根県教育センター浜田教育センター共催のライブ・アーカイブ配信形式で実施する。 ・中心的な視聴者となる教職員が視聴の機会を確保できるよう、申込期間や配信期間を延長する。 ・各種研修会において宣伝等の案内チラシ配布以外に効果的な周知を行う。				

(3) 働き方改革の推進

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくともできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 県立高校においては、入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムの導入やデジタル採点システムの活用などにより、教職員の負担軽減を図ります。
- 部活動における地域人材や、教頭マネジメント支援員など、外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を検討・推進します。
- 学校及び教員が担う業務の3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」や「共同メッセージ」の内容を広く県民に広報、啓発することで、保護者や地域に理解と協力を求めていきます。

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業		所属	学校企画課
目的	対象	公立小・中・義務教育学校及び県立学校の教職員	目指す状態	教員が担う業務のうち、事務作業等を行う会計年度任用職員等を配置することにより、教職員の負担軽減を図るとともに、より児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し教育の質の向上を図る。
成果	・各市町村に対してスクール・サポート・スタッフの配置を働きかけたことにより、令和5年度11市町村、令和6年度17市町村、令和7年度からは18市町村で配置された。 ・各市町村に対して教頭マネジメント支援員の配置を働きかけ、令和6年度2市町村2校、令和7年度からは2市町村3校で配置されている。また、県立学校では令和7年度から4校に配置している。 ・校内コンサルタント養成業務委託について、令和5年度20校、令和6年度7校、令和7年度は13校での実施に加え、新たに管理職研修等で4回開催した。令和8年度については、管理職研修における回数を増やしていく。			
課題	・スクール・サポート・スタッフの任用に際し、一部の学校で採用不調（任用条件や人材不足等）となる事例や、補助対象外経費（社会保険料や交通費等）について、市町村負担が必要となることから、希望する学校へ配置できない事例がある。 ・教頭マネジメント支援員の任用に際し、非常勤講師等の配置と競合するなど、人材不足を原因とし、配置が進みにくい状況にある。			
方向性	・スクール・サポート・スタッフの任用に際して、1人を複数校へ配置することや拠点校方式など他県の好事例を紹介するほか、外部委託とスクール・サポート・スタッフの役割分担を促すことで必要な学校へ必要な時間数を配置できるよう取り組む。 ・教頭マネジメント支援員の配置に際しては、好事例の横展開を強化する。			

(4) 学校危機管理体制の充実

- 様々な危機管理事案が発生することを想定して「学校危機管理の手引」の点検や見直しを行うとともに、学校においては、外部の専門家を招いての現地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実を図ります。
- 子どもたちや保護者が安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力の向上に向けた取組を推進します。
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組を推進します。
- 校内における相談体制の充実を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアに努めます。

名称	学校危機管理対策		所属	教育庁総務課
目的	対象	学校、教育機関等	目指す状態	事案発生時の実動力を確保する。
成果	島根原発30km圏内の全ての学校が作成した原子力災害発生時の対応を定めたマニュアル（以下「原子力災害対応マニュアル」という。）の実効性を高めるため、各県立学校及び関係4市教育委員会と情報伝達訓練を行った。			
課題	各学校が作成した原子力災害対応マニュアルに沿った手順で対応できるよう、実態に合わせ見直しを促す必要がある。			
方向性	今後も原子力災害対応マニュアルの実効性を担保するため同様の訓練を実施するとともに、地域防災計画の変更等がある場合には原子力災害対応マニュアルの改訂作業の支援を行う。			

名称	学校安全確保推進事業		所属	学校教育課
目的	対象	県内の公立学校児童生徒	目指す状態	学校（登・下校を含む）での安全を確保する。
成果	- 毎年開催する災害安全研修におけるアンケート評価の結果から学校安全についての理解は進みつつあり、研修による学校安全に対する理解の深まりは目標達成の水準にある。 - 本県は、他府県に比べて自然災害が少なく、教職員の災害安全、防災教育に関する意識は、他府県に比べて高いとはいえない状況である。研修を通して国内の先進的な実践等から新たな災害安全に係る知見を得ることは大きな意義がある。			
課題	- 研修参加者が、研修で得た学びを自校にどう還元し、学校組織としての情報共有や体制の見直しなどをどう進めていくか検討する必要がある。訓練や危機管理マニュアルの見直しを進める学校は増えてきているが、教職員の意識や業務への負担感等もあり、学校の対応が進んでいない状況も見受けられる。 - 登校時の交通事故や、学校生活で救急搬送を伴う事故等も発生している。			
方向性	- 学校安全担当者への研修について、児童生徒自身の安全に対する意識の向上に向けた指導方法など、内容を充実させる。 - 学校へ児童生徒の安全確保について、通知等により注意喚起を行う。 - 児童生徒が安全確保の方法について理解し、自ら安全行動がとれるよう、各学校における安全教育の取組を推進する。			

(5) 学校施設の環境改善の推進

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援します。
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、トイレ洋式化や特別教室へのエアコン設置、照明器具のLED化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施します。
- 浜田養護学校について、校舎の老朽化や狭あい化の解消、実習施設の充実に向けた施設整備を実施します。
- 宍道高校について、教室不足の解消や多様な学びへの対応のための施設整備を実施します。
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた校舎や寄宿舎の施設整備を実施します。

名称	高等学校校舎等整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立高校の生徒	目指す状態	安全・安心な教育環境の確保
成果	・宍道高等学校のリース校舎建設工事が予定通り完了し、令和8年度から供用開始となることから、教室不足が解消される見込み。			
課題	・宍道高等学校は、日本語指導が必要な生徒や集団になじめないなど、教育上の配慮が必要な生徒の増加により、普通教室の不足や生徒の特性に配慮したスペースの狭あい化が見込まれる。			
方向性	・宍道高等学校の教室不足を解消し、生徒の特性に配慮したスペースの確保も図るため、リース校舎を整備する。なお、今回は生徒の急増対策として整備するものであり、将来には急速な少子化により在籍者数が減少することも想定されるため、10年間のリースで校舎を整備する。			

名称	特別支援学校校舎等整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	特別支援学校の児童生徒	目指す状態	安全・安心な教育環境の確保
成果	・浜田養護学校において、新校舎完成までの間に暫定的に使用する仮設校舎を建設して供用開始したことにより、現段階での教室不足、狭あい化が解消した。 ・浜田養護学校の新校舎建設に向けて、敷地の造成工事等を実施した。 ・出雲養護学校雲南分教室において運動場整備が完了し、教育環境の向上を図った。また、調査の結果、周辺施設への工事の影響がないことを確認した。			
課題	・浜田養護学校の児童生徒数の増加については、隣接する浜田ろう学校との教室等の共用、学校内での施設等の転用、小規模改修等で対応しているが、慢性的な教室不足や狭あい化が生じており、今後も児童生徒数の増加による教室不足が見込まれる。また、高等部棟が建設から55年以上経過し老朽化している。			
方向性	・高等部棟の増改築や、既存小中学部棟及び屋内運動場の改修工事等により、特別支援学校設置基準への適合や、教室不足・狭あい化の解消、老朽化への対応を図る。			

名称	教育財産維持管理費		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	児童・生徒等の生活環境の変化等に応じた教育環境の確保
成果	・トイレ洋式化は75%を目標とする整備計画に基づき、計画的に整備を推進している。 ・普通教室のエアコンは令和元年度に100%設置済であり、現在は「県立学校のエアコン設置方針」に基づき、「原則として公費で設置する室」（選択教室、相談室等）に整備を行っている。			
課題	・「県立学校のエアコン設置方針」に基づき、必要性が高い室に順次エアコンを設置してきたが、年度間予算を平準化させるため単年度当たりの設置台数を減らしたことにより、完了見込みを当初目標としていた令和7年度から令和10年度に延期した。			

方向性	・トイレ洋式化、エアコン設置ともそれぞれの整備計画に基づき整備する。 ・トイレ洋式化第3期整備計画（令和5年度から9年度、目標整備率75%）において計画的に整備する。 ・エアコン設置計画（計180室程度設置）の全体事業費を増額し、年度間予算の平準化を図るため、完了年度を令和7年度から10年度に見直した上で、優先度の高い部屋から整備する。		
-----	---	--	--

名称	産業教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	専門高校	目指す状態	産業に関する高度な知識・技能の習得のための環境整備
成果	・産業教育設備のうち、特別装置（CADシステムなど）については、機能要件の検証等を行いながら計画どおり更新している。 ・近代化設備（旋盤などの単体設備）については、限られた予算の中で、優先順位をつけながら整備している。			
課題	・現有設備の更新や、変化する社会に求められる人材を育成するための新たな設備の導入を図っているが、各学校からの要望に十分応えられていない。			
方向性	・変化する社会に適切に対応した設備整備や、各学校の特色を生かした設備更新が可能となるよう、関係課とも連携しながら優先順位をつけ、工夫して整備・更新を行う。			

名称	普通高校等情報教育機器整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	普通高校と特別支援学校	目指す状態	情報化の進展に主体的に対応できる基礎的な能力の習得のための環境整備
成果	・PC教室の教育用コンピュータ機器については、学校の要望等を考慮しながら計画どおり整備してきた。 ・タブレット型やノート型の一人一台端末の導入により、情報教育を普通教室で行うことが可能となり、より柔軟な運用が可能となった。			
課題	・特別支援学校においても、生徒一人一台端末の導入が完了したが、導入されたタブレットPCでは対応できないシステム（点字編集システム・CAD等）がある。			
方向性	・必要に応じて、点字編集システムやCAD等に対応可能なこれまでリースしてきたPCを買い取り、情報教育環境を維持する。			

名称	理科教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	観察・実験機器の整備による理科教育環境の充実
成果	・老朽化備品の更新等により、現有備品の一定の充実が図られた。			
課題	・学校によって備品の充足率に差がある。 ・予算に限りがあり、各学校からの要望に十分応えられていない。			
方向性	・夏季休業中など、教職員が備品の状況を把握しやすい時期に要望調査を実施する。 ・関係課と連携しながら、限られた予算の中で学校の特色を考慮しつつ、必要性や優先度を踏まえた整備を行う。			

(6) 部活動の地域連携・地域移行

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員」、「地域連携指導員」、「地域指導者」を県立校へ配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援します。
- 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」（令和7年3月策定、令和8年1月改訂）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援します。

名称	部活動改革支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	市町村立中学校・県立学校の生徒	目指す状態	教員の業務負担軽減を図り教育の質の向上を図るとともに、生徒が、将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整える。
成果	・将来にわたり地域の中で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくことを目的として、部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、令和7年3月に「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を策定（令和8年1月改訂）。 ・適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている市町村を対象に、部活動指導員や地域指導者の配置に係る経費の一部を補助。また、県立学校においても、同様に部活動指導員等の配置を行い教員の負担軽減を図った。 ・将来的に部活動指導員への移行を想定する地域連携指導員を令和6年度より新設し、配置人数も増えてきている。 ・部活動指導員等の総数は年々増えており、教員の負担軽減に繋がっている。			
課題	・学校現場では、部活動指導員等の更なる配置を希望しているが、部活動の指導が可能な地域人材が不足している。 ・今後も、学校からの要望（配置人数及び指導時間）が増えていくことが予想される中で予算の確保が求められる。			
方向性	・令和6年度から、単独で指導や引率ができる地域連携指導員（将来的に部活動指導員への移行を想定する）の区分を設けたところであり、この積極的な活用を促すことで、教員に代わって指導ができる人材の養成を図る。 ・部活動指導員等を十分に確保するための財政措置について、高等学校を含めて補助対象の拡充を行うよう、国に対し要望を行う。 ・学校現場において、制度を効果的に活用することができるよう、市町村担当者会議や市町村が開催する検討委員会等において、制度説明や意見交換を行い地域での浸透を図る。			

(7) 図書館サービスの充実

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援します。
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進します。
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー資料の整備等により、県民の読書機会の充実を図ります。

名称	図書館事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（利用者）	目指す状態	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、資料提供やレファレンス等の情報提供に努めながら、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境の整備を図る。
成果	・来館や電話以外にWebを活用したレファレンスサービス等に取り組んだが、レファレンスの受付件数、相互貸借冊数ともに令和6年度に比べ減少した。 ・ホームページ以外に様々なメディアを活用し、図書リストや書評など子どもの本に関する情報提供を行ったが、児童書の貸出冊数は令和6年度に比べ減少した。			

	・一方、遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数が年々増加するなど非来館によるサービスの利用は、新たに開始したサービスを含め増加した。
課題	・従来、図書館は来館者に重点を置いたサービスを行ってきたが、Webを用いた情報収集が一般化し、図書館でのレファレンスや紙の資料の閲覧、貸出が伸び悩んでいる。 ・幼稚園や保育所入所等児童数の減少に伴い、1施設あたりの貸出冊数が減っているため、トータルの貸出冊数が減少している。 ・デジタイズ図書ダウンロードサービスのような新規サービスなど、多様な読書ニーズに十分対応できていない。
方向性	・県民が利用できる様々な図書館サービスについて、サービス対象に適した方法、媒体で周知する。特に、当館への来館だけではなく、相互貸借など市町村の図書館等を通じて図書館サービスを受けられることを周知する。 ・児童書の選書に役立つよう幼児教育施設に直接推薦図書リストを配布して本の情報を届けたり、「読み聞かせ」や「わらべうた」といった子どもの読書に関わるテーマの研修を実施したりすることで、児童サービスに関わる人の質的向上や、多様なニーズに応えられるよう児童書を整備し、貸出の利用促進を図る。 ・様々な読書のニーズに応えるため、デジタイズ図書ダウンロードサービスによる資料の提供や、自館でのテキストデジタイズの作成など、障がい者サービスへの知識と理解を深めるよう職員を育成し体制を充実させる。

(8) 文化財の保存・継承と活用

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信します。
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進します。
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進します。

名称	指定文化財等保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民、文化財所有者・保持団体	目指す状態	県民が郷土への愛着や誇りを持ち、文化財を将来にわたって確実に継承し、活用できるように地域総がかりで取り組む環境を整備する。
成果	・県にとって重要な文化財が、国登録文化財に1件、県指定文化財に1件、それぞれ新規に指定された。 ・市町村や無形民俗文化財の保持団体等に対し、文化庁の補助事業を周知し、2件の活用実績があった。			
課題	・近代遺跡など、文化財の相対的な評価が定まらない等の理由により、指定の可否が判断できないものがある。 ・神楽等の無形民俗文化財の保持団体等の中には、技術やノウハウ等の継承が困難な団体がある。 ・市町村によっては、文化財の調査研究、保存・継承、活用が難しい状況にある。			
方向性	・文化財の基礎的な調査を引き続き実施し、全体把握に努める。 ・市町村や無形民俗文化財の保持団体等に対し、引き続き文化庁の補助事業（衣装等修理、後継者養成など）を周知し、活用を促す。 ・国や県文化財保護審議会委員等の専門家による意見を踏まえ、市町村の文化財管理を支援する。 ・大綱の基本的な考え方を市町村と共有し、文化財保存活用地域計画を策定する市町村からの求めに応じ必要な助言、協力を行う。			

名称	歴史遺産保存整備事業		所属	文化財課
目的	対象	県民、文化財所有者・保持団体	目指す 状態	文化財の損壊や滅失を防ぎ、将来へ確 実に継承していく
成果	- 指定文化財を維持継承していくため、所有者や市町村と連携し、保存修理事業を計画的に進めている。 - 保存修理後は、建造物を一般向けに公開するなど、地域資源としても活用されている。 令和7年度で完了した事業 - 重文旧大社駅本屋保存修理事業 - 重文雲樹寺四脚門保存修理事業 - 県指定須佐神社本殿保存修理事業 - 県指定明々庵保存修理事業 - 県指定旧大社駅鉄道施設旧鉄道敷地保存修理事業 - 継続して実施している事業 - 重文八幡宮保存修理事業 - 重文木幡家住宅主屋ほか10棟保存修理事業			
課題	- 指定文化財の保存修理や耐震対策等を行う場合、所有者に多額の自己負担が生じる。 - 保存修理を要する文化財（建造物）が多数ある。			
方向性	- 文化財の傷みが進行すると保存修理費用がさらに増大するため、随時、市町村や所有者、専門家で保存状態を情報共有し、適切な時期に修理が行われるよう、また、修理実施時に事業が円滑に進むよう市町村と連携して支援する。 - 事業スケジュールや内容について、市町村及び所有者と綿密な協議を行い、概ね5年後までの中長期的な事業計画を把握した上で、適切に事業実施ができるよう支援する。			

名称	八雲立つ風土記の丘事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの利用者	目指す 状態	風土記の丘地内の史跡や文化財を通して県内の文化財への興味・関心を高め、文化財を身近なものと感じてもらう。
成果	5月に開催した「こどもまつり」では地元絵本作家による紙芝居や体験コーナーの実施、関連施設による出展、キッチンカーの出店により、来館者増に繋がった。（対前年比7%増） - 夏季企画展はスマートフォンを使用したデジタルクイズラリーを初めて実施した。 11月は特別展の開催、団体受け入れ等により、過去10年間の同月で最も多い入館者数となった。（1,741人）			
課題	周辺の史跡や文化財の魅力が県民に伝えられていない。			
方向性	- ホームページやSNSでの情報発信等により、八雲立つ風土記の丘が、地内のガイドンス機能を持つ拠点施設であることを引き続き周知し、来館者により一層、史跡に親しんでもらえるよう、取組を行う。 - 近隣市町と連携したイベントを実施し、入館者の増加を図る。			

名称	古墳の丘古曾志公園事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの利用者	目指す 状態	公園内の古墳に触れることで、島根の古代の歴史文化に親しみを持ってもらえる。
成果	野外ステージドアや浄化槽の修繕を行い、環境整備を行った。			
課題	建築物や構造物の発錆劣化等、全般的に老朽化が進行している。			
方向性	- 定期的な園内の見回りや施設の保守点検により、利用者の安全確保を図る。 - 老朽化した個別施設の安全性や費用対効果を踏まえ、今後の対応を検討する。			

名称	古代出雲歴史博物館管理運営事業		所属	文化財課
目的	対象	古代出雲歴史博物館の利用者及び県内外の人々	目指す状態	島根の歴史文化に関する研究成果の発信、学習・交流機会の提供により、県内外の方々に島根の歴史文化の魅力を発信し、理解してもらう。
成果	・県内外施設でのPRイベント、出雲市内の幼保園・児童クラブでのワークショップを実施し、リニューアルオープン後の来館につなげていく取組を行った。 ・幅広い世代に、歴史文化への関心を深めてもらうため、学芸員による連続講座（9回、779人聴講）、石見西部の親子をターゲットにした「れきはく体験バスツアー」等を実施した。また、出前講座や講師派遣（17回）、学校団体の受入（30校、1,034名）を継続して行い、学習・交流の機会を提供することができた。 ・展示が年代順に並んでいないことにより、児童生徒の社会科学学習では利用しづらかったため、教科書の内容に沿った通史方式の展示構成に改修を行った。また、鷲舞等の展示品を取り入れ、出雲・石見・隠岐の3地域を網羅した展示内容となるように改善を図った。 ・荒神谷博物館（出雲市）と連携し、休館中に観覧できない青銅器等の展示をすることにより、当館の認知度向上を図った。			
課題	・出雲大社入込客数はコロナ禍前（H30）より大きく回復しているが、当館の入館者数は令和6年度においてもコロナ禍前（H30）の8割程度である。引き続き、出雲大社の入込客をどのように取り込むかが課題である。 ・コロナ禍後は、団体の来館者の減少が大きく、個人（有料）の来館者は平成30年度の122,028人に対し、令和6年度の136,897人であり、1割弱上回っているため、客層の変化に応じた誘客対策が課題である。			
方向性	・出雲大社を訪れる個人客に対し、X（旧ツイッター）の特徴を利用した情報発信を強化する。 ・マイカー客の割合が高くなったことから、道の駅、主要SA・PA等交通拠点での誘客、出雲大社入込客を取り込むための誘客を積極的に実施する。 ・県内外の観光業者に向け、リニューアルオープンとその後の企画展の広報を行い、入館者数の増につなげる			

名称	埋蔵文化財保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民及び開発事業者	目指す状態	開発に際し貴重な文化財が破壊あるいは消失しないよう、計画段階で必要な協議を行い、適切な対応が取られるようにする
成果	・遺跡台帳における遺跡情報について、市町村と連携することで、更新の作業効率を上げた。 ・遺跡台帳確認の年次計画を作成し、埋蔵文化財センター職員が文化財課のGISフォルダにアクセスできるように改善し、情報共有を進めた。 ・開発事業に係る最初の窓口である市町村に対して、担当者会議等の場を活用して、改めて開発事業者への周知徹底を依頼し、開発事業と文化財保護の調整を進めた。			
課題	・遺跡リストの基となる遺跡台帳の確認と、県統合型GISへの反映作業が滞っている。			
方向性	・遺跡情報を更新する埋蔵文化財調査センターの統合型操作担当者が少ない。			

名称	文化財活用事業		所属	文化財課
目的	対象	県民	目指す状態	島根の歴史文化を学習する機会を積極的に提供し、ふるさとを誇りに思う心を醸成することで、児童生徒を含む県民の心の豊かさの向上に寄与する。
成果	・史跡指定されている古墳の紹介パンフレットを新規に2種作成した。 ・夏休み子ども・子育て世代を対象とした古代体験イベント「いにしえ倶楽部夏スペシャル 邪馬台国の女王・卑弥呼の鏡を作ろう」を開催し、親子で地域の文化財を学ぶ機会とした。			
課題	・県民が自ら文化財を学び、利活用する事例が少ない。 ・体験活動や出前授業について、学校現場のニーズを十分に把握できていない。			

方向性	・引き続き、県民に対して歴史文化を学習できる機会を提供する。 ・歴史文化の情報に触れやすくするため、解説板の整備等を順次実施し、デジタル化を進める。 ・令和5年度に作成した『文化財活用のススめ』の利活用促進のため、市町村文化財担当部局や公民館に対して再周知及び増補改訂等の希望聴取を行う。 ・アンケート内容を踏まえ、学校や児童生徒のニーズに即した学習内容・教材を提供する。 ・学校と事前の打合せを行い、学校側の意向に則した計画を作成する。		
-----	---	--	--

名称	埋蔵文化財調査センター事業		所属	文化財課
目的	対象	県民・公共事業者	目指す状態	開発事業地内の埋蔵文化財発掘調査を行い、その価値を明らかにし、調査で得た情報を県民に還元することで地域の埋蔵文化財への理解と興味関心を高める。
成果	・発掘調査の成果について、現地公開やパンフレットの作成・配布を行い、広く情報発信した。 ① 発掘調査を実施した松江市内の5遺跡で現地公開を行い、約187名の参加を得た。 ② 「ドキ土器まいぶん（Web版）No.5」を埋蔵文化財調査センターHP上で公開し、発掘調査成果を広く周知した。 ③ 「シリーズしまねの遺跡発掘調査パンフレット15 松江市近郊・大橋川周辺の弥生墓制」を公民館等に配布した。 ④ 松江市内で講演会を開催し、朝酌矢田Ⅱ遺跡や東百塚山20号墓の発掘調査成果について発信した。			
課題	・現地公開に対する事業者の理解と日程調整の時間を要する。			
方向性	・引き続き、国や県など関係機関と現地公開の重要性について情報共有し、緊密な連携を図る。 ・現地公開が開催不可の場合は、公民館等での速報展や広報チラシを配布するなどの代替措置をとる。			

名称	古代文化の郷「出雲」整備事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	八雲立つ風土記の丘地内の史跡等の魅力向上を図るとともに、出雲部に存在する多様な文化遺産をネットワーク化し、歴史探訪ルートを設定して、野外博物館として活用してもらう
成果	・風土記の丘地内に所在する古墳の理解を図るために、史跡岡田山古墳、御崎山古墳のパンフレットを作成し配布した。 ・史跡出雲国府跡のパンフレットを最新の内容に更新し、増刷して現地と地内の各施設に設置した。			
課題	・展示学習館などの施設から周辺の史跡への周遊につながる、電動アシスト自転車の利用実績が伸び悩んでいる。 ・八雲立つ風土記の丘地内の解説板の情報が最新ではないことや、多言語対応が不十分である。 ・八雲立つ風土記の丘地内の史跡の周知が不十分である。			
方向性	・八雲立つ風土記の丘地内の展示施設から史跡への来訪に便利な周遊マップを、県文化財課・風土記の丘ホームページで周知し、来訪者の史跡周遊の増加を図る。 ・八雲立つ風土記の丘との連携を強化し、電動アシスト自転車の利用について積極的な案内を行うとともに、共同で史跡を活用したイベントを開催する。 ・引き続き、八雲立つ風土記の丘地内の解説板を最新に更新するとともに多言語化を図る。			

名称	未来に引き継ぐ石見銀山保全事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の価値を高め、その価値や魅力についての情報発信による認知度の向上や、適切な保存整備を図ることで、確実に未来へ継承する
成果	・調査研究の実施により、石見銀山の銀生産の実態を明らかにする上で必要な情報の蓄積が進んだ。 ・史跡地内（5カ所）、伝統的建造物群保存地区内（8カ所）の保存整備や安全対策が進んだ。 ・大阪・関西万博にちなみ、技術に焦点を当てた内容の講演会を大阪で開催し、多くの人の関心を集めた。			
課題	・基礎的調査研究は専門的であるため、その成果は一般向けには分かりにくい情報となっている。 ・保存整備を行う必要のある個所が残っている。			
方向性	・学術的な調査研究を推進しつつ、その成果について、引き続き幅広い世代の関心を引くような親しみやすい情報発信に努める。 ・史跡等の保存整備について、引き続き今後の計画を共有するなど所有者や関係機関等との連携を進め、支援を継続していく。 ・令和9年の石見銀山発見500年に向けて、石見銀山の「魅力化」や「持続化」の取組を大田市等と連携して進める。			

名称	古代文化研究事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの特色ある歴史・文化について、新たな視点から調査研究を行い、学術的基盤を構築する。研究成果を広く公開して、歴史・文化の魅力を向上させることを通じ、人々の交流を促す。
成果	・令和7年度刊行の『古代文化研究』34号では、考古学3本、古代史（風土記の書誌学的研究を含む）2本、中世史2本、近世史1本、近代史2本、民俗学1本、美術史学1本と、多分野にわたる計12本の論文を掲載している。 ・島根県HPに加えてポータルサイト上でも「古代文化研究」バックナンバーのWeb公開を開始し、利用者の閲覧に供している。 ・堀部1号墳および東百塚山20号墓の現地説明会の開催や、出雲国風土記のPR動画である「E P I S O D E 1 仁多郡一恋山編一」の公開など、調査研究の成果をわかりやすく伝える取り組みを行っている。			
課題	・「古代文化研究」バックナンバーの閲覧回数目標値は達成したが、新設したポータルサイトでの閲覧は伸び悩んでいる。			
方向性	・「古代文化研究」バックナンバーを閲覧可能な3つのWebページ（島根県HP：2、ポータルサイト：1）の公開内容を整理し、しまねの歴史・文化に興味関心をもつ方がアクセスすることの多いポータルサイト上で、各種情報が充足するよう改善を行う。 ・一般向けの刊行物（ガイドブックなど）や講演会・オンライン配信（ポータルサイト）などを通じて、引き続き研究成果の公開を進める。			

名称	島根の歴史文化活用推進事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの豊かな歴史・文化の魅力を広く伝え、県民の郷土への愛着を養う。県外の方々には、しまねの歴史・文化に関心をもってもらうことで、人々の交流を促進する。
成果	・講座やシンポジウムについてはYouTubeチャンネル「しまこだチャンネル」で動画配信し、会場参加の60倍近くに当たる23,000名以上がオンラインで視聴した。 ・「石見国巡回講座」「隠岐国巡回講座」を継続開催したほか、「しまねの古代文化連続講座」では中世石見の山城に関するオンライン講座を公開し、出雲だけでなく石見・隠岐を含む島根県全域の歴史・文化の魅力を県内外に発信した。 ・首都圏在住者を対象としたバスツアーでは、古墳編に加えて山城編を新設することで、青銅器や古墳、風土記や神話、神社といった興味関心が集中するテーマ以外にも魅力的な歴史・文化があることを発信し、合計37名が参加した。			
課題	・しまねの特色ある歴史・文化として従来からよく知られている青銅器や出雲神話などに比して、民俗文化財や雪舟庭園など、しまねの多様な歴史・文化は広く認知されていない。			
方向性	・近年の研究成果を反映したガイドブックなどを作成し、一般の方が手に取りやすいかたちで成果の公表を行う。 ・講座やシンポジウムにも最新の調査研究成果を反映し、特定のテーマに偏らない多様な歴史・文化に対する興味関心の高まりにつなげる。 ・「しまこだチャンネル」における講座・シンポジウムのオンライン配信についても継続的に行うことで、しまねの豊かな歴史・文化の魅力を県内外へ広く発信する。			

(9) 私立学校への支援

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援します。
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援します。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援します。

名称	私立学校経営健全性確保事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立学校、学校法人	目指す状態	私立学校の教育条件の維持向上と経営状態の健全性を高める。
成果	・私立高等学校生、専修学校生の県内就職率を高めるため、補助メニューの見直しを行っている。			
課題	・県内からの入学生が減少傾向にあり、授業料収入が減少することで、経営の健全性が悪化している。 ・県内からの入学生の減少に対処するため、県外からの入学生の受け入れに注力しているが、受け入れ環境整備などの経費が増加している。			
方向性	・経営健全性を確保するためには、私立高等学校・専修学校自らが魅力的な教育環境の整備に取り組むなど生徒確保を進めていく必要があり、県はこうした取組を引き続き支援していく。 ・私立高等学校・専修学校生の県内就職促進のために、必要な支援を行っていく。			

名称	私立学校就学支援事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立高等学校等に在籍する生徒 ・私立専修学校	目指す状態	・保護者等の教育費負担を軽減するために高等学校等就学支援金を交付する。 ・低所得者であっても社会で自立し、活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学に係る経済的負担の軽減を図る。
成果	・私立学校に対する制度周知により、交付率を100%にすることができた。			
課題	・特になし			
方向性	・引き続き交付漏れがないよう、私立学校に対して制度周知を徹底する。			

【資料】各事業に係るK P I（重要業績評価指数）の状況

1 発達の段階に応じた学力の育成

(1) 基礎学力の育成

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
学力育成推進 事業	1	授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思うと回答した中学3年生の割合【当該年度4月時点】	目標値		80.0	80.5	81.0	81.5	82.0	%	単年度 値
			実績値	79.7	73.9						
			達成率	-	92.4	-	-	-	-		

(2) 幼小連携・接続の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
幼児教育総合 推進事業	1	保育者としての資質・能力が身につけていると答えた保育者の割合【当該年度10月時点】	目標値		70.2	71.4	72.6	73.8	75.0	%	単年度 値
			実績値	67.4	69.2						
			達成率	-	98.6	-	-	-	-		
	2	地域の資源（ひと・もの・こと）を効果的に活用する力があると答えた保育者の割合【当該年度10月時点】	目標値		38.0	41.0	44.0	47.0	50.0	%	単年度 値
			実績値	35.7	46.6						
			達成率	-	122.7	-	-	-	-		
	3	ねらいに沿って指導を適切に展開し、改善する力を持っていると答えた保育者の割合【当該年度10月時点】	目標値		70.2	71.5	72.7	74.0	75.2	%	単年度 値
			実績値	73.5	76.2						
			達成率	-	91.5	-	-	-	-		
	4	円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを幼児教育施設と協働で作成している小学校の割合【当該年度10月時点】	目標値		60.0	80.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	23.7	32.1						
			達成率	-	53.5	-	-	-	-		
新規採用教員 資質向上事業	1	研修を通じて新規採用職員に資質・能力が一定程度身についたと答えた園長の割合【当該年度10月時点】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	92.5	94.5						
			達成率	-	94.5	-	-	-	-		
	2	園内研修・園外研修を実施した幼稚園の割合【当該年度10月時点】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	-	100.0	-	-	-	-		

(4) ICTを活用した教育の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
未来の創り手 育成事業（授業改善・ICT）	1	学習活動や学習内容について生徒同士で話し合っていると回答した高校3年生の割合【当該年度7月時点】	目標値		91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	%	単年度 値
			実績値	89.8	90.4						
			達成率	-	99.4	-	-	-	-		
	2	1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数（小中学校）【当該年度4月～3月】	目標値		26.5	27.0	27.5	28.0	28.5	時	単年度 値
			実績値	26.2	24.5						
			達成率	-	92.5	-	-	-	-		
	3	1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数（高校）【当該年度4月～3月】	目標値		10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	時	単年度 値
			実績値	10.8	10.3						
			達成率	-	103.0	-	-	-	-		
	4	情報を、勉強したことや知っていることと関連づけて理解していると回答した高校3年生の割合【当該年度7月時点】	目標値		85.0	86.0	87.0	88.5	90.0	%	単年度 値
			実績値	84.0	85.9						
			達成率	-	101.1	-	-	-	-		

(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
教育魅力化人 づくり推進事業	1	将来、自分の住んでいる地域のために役立ちたいという気持ちがあると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		75.1	76.4	77.7	79.0	80.3	%	単年度 値
			実績値	73.8	75.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		
	2	県内大学と連携・協働して行う、各学部での学びの理解を深める放課後講座等に参加した高校生の数【当該年度4月～3月】	目標値		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	人	単年度 値
			実績値	630.0	432.0						
			達成率	—	86.4	—	—	—	—		
教育魅力化人 づくり推進事業 (探究学習)	1	地域社会の魅力や課題について考える学習に対して主体的に取り組んでいると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		62.1	63.6	65.1	66.6	68.1	%	単年度 値
			実績値	60.6	62.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		
ふるさと教育推 進事業	1	【全国学力・学習状況調査】 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うと肯定的回答をした中学3年生の割合【当該年度7月時点】	目標値		79.0	80.0	81.0	82.0	83.0	%	単年度 値
			実績値	78.2	75.2						
			達成率	—	95.2	—	—	—	—		

(6) 読書活動の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
特別支援学校 図書館教育推 進事業	1	幼児児童生徒1人あたりの年間図書貸出数【当該年度4月～3月】	目標値		22.5	23.0	23.5	24.0	24.5	冊	単年度 値
			実績値	18.2	16.9						
			達成率	—	75.2	—	—	—	—		
子ども読書活 動推進事業	1	市町村子ども読書活動推進計画の策定率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	84.2	89.4						
			達成率	—	89.4	—	—	—	—		

(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
健康教育推進 事業	1	心の健康問題に関する教職員研修を行っている学校の割合【当該年度4月～3月】	目標値		80.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	70.3	55.0						
			達成率	—	68.8	—	—	—	—		
児童生徒の健 康管理実施事 業	1	県立学校における二次検診の受診率(心電図)【当該年度4月～3月】	目標値		92.0	94.0	96.0	98.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	91.9	92.5						
			達成率	—	100.6	—	—	—	—		
子どもの健康づ くり事業	1	平日学習以外で1日2時間以上TVやDVD、ゲーム機、スマホ、PCを見る小・中学生の割合	目標値		61.0	60.0	59.0	58.0	57.0	%	単年度 値
			実績値	68.0	68.8						
			達成率	—	87.3	—	—	—	—		
食育推進事業	1	朝食を毎日とる小学生の割合【当該年度7月時点】	目標値		96.0	97.0	98.0	99.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	93.0	93.0						
			達成率	—	96.9	—	—	—	—		
子どもの体力 向上支援事業	1	中学生の体力数値ピーク時と現在との体力比較(昭和61年を100とした場合)【当該年度7月時点】	目標値		94.0	94.2	94.4	94.6	94.8	指数	単年度 値
			実績値	93.2	92.3						
			達成率	—	98.2	—	—	—	—		
体育・競技ス ポーツ大会支 援事業	1	県中学校総体、県高等学校総体への参加生徒の割合【当該年度4月～3月】	目標値		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	%	単年度 値
			実績値	26.6	27.8						
			達成率	—	92.7	—	—	—	—		
令和7年度全国高 等学校総合体育大 会開催事業	1	全国高等学校総合体育大会において入賞した種目数【当該年度9月時点】	目標値		37.0	38.0	39.0	40.0	41.0	種目	単年度 値
			実績値	32.0	26.0						
			達成率	—	73.0	—	—	—	—		
学校体育指導 力向上事業	1	体育の授業が「楽しい」と感じている中学生の割合【当該年度7月時点】	目標値		88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	%	単年度 値
			実績値	88.7	90.7						
			達成率	—	103.1	—	—	—	—		

(10) 人権教育の推進

名称		KPIの名称	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
人権教育行政 推進事業	1	会議(連絡調整会議等)または訪問を実施した回数【当該年度4月～3月】	目標値		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	回	単年度 値
			実績値	25.0	25.0						
			達成率	—	83.4	—	—	—	—		
人権教育研究 事業	1	学校・園(指定校・園)に対する訪問指導及び出前講座研修の実施回数【当該年度4月～3月】	目標値		50.0	53.0	56.0	59.0	62.0	回	単年度 値
			実績値	50.0	45.0						
			達成率	—	90.0	—	—	—	—		
人権教育推進 事業	1	県及び各種団体が実施した研修会の参加者数【当該年度4月～3月】	目標値		2,700.0	2,700.0	2,700.0	2,700.0	2,700.0	人	単年度 値
			実績値	2,356.0	2,286.0						
			達成率	—	84.7	—	—	—	—		

2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援

(1) インクルーシブ教育システムの推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
特別な支援 のための非常勤 講師配置事業	1	にこにこサポート事業(小学校等通常の学級)による支援が必要な児童数のうち、TT指導による個別支援や、別室で学習指導を行った児童数の割合【当該年度4月～3月】	目標値		70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	%	単年度 値
			実績値	—	97.0						
			達成率	—	138.6	—	—	—		%	
インクルーシブ 教育システム 構築事業	1	特別支援学校高等部において、探究的な学びを通して地域への関心・関わる意欲が高まったと回答した生徒の割合【当該年度2月時点】	目標値		81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	%	単年度 値
			実績値	80.0	81.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—		%	
	2	公立小・中・高校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の個別的教育支援計画の作成率【小中:当該年度5月時点 高:当該年度9月時点】	目標値		60.0	65.0	70.0	75.0	80.0	%	単年度 値
			実績値	—	82.2						
			達成率	—	137.0	—	—	—		%	
特別支援学校 職業教育・就 業支援事業	1	特別支援学校における就労希望生徒の就労割合【当該年度3月時点】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	91.0	84.8						
			達成率	—	84.8	—	—	—		%	
	2	特別支援学校における現場実習の受入先を開拓した数(R2年度からの累計)【当該年度4月～3月】	目標値		110.0	115.0	120.0	125.0	130.0	力所	累計値
			実績値	93.0	99.0						
			達成率	—	90.0	—	—	—		%	
特別支援学校 CT環境整備 事業	1	授業で端末を週2日以上使用した児童生徒の割合(特支)【当該年度2月時点】	目標値		58.0	61.0	64.0	67.0	70.0	%	単年度 値
			実績値	56.8	52.3						
			達成率	—	90.2	—	—	—	—	%	

(2) 不登校児童生徒等への支援

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
不登校対策推進事業	1	公立小・中・高校の不登校児童生徒のうち、 学校内・外で専門的な支援を受けている児童 生徒の割合【当該年度4月～3月】	目標値		73.1	73.3	73.5	73.7	73.9	%	単年度 値
			実績値	72.6	(R8.10予定)						
			達成率	—	—	—	—	—		%	
生徒指導体制 充実強化事業	1	生徒指導に関する専門的な校内研修を実施した学校の割合【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	(R8.10予定)						
			達成率	—	—	—	—	—		%	
	2	学校いじめ防止基本方針の見直しをした学校 の割合【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	(R8.10予定)						
			達成率	—	—	—	—	—		%	
悩みの相談事業	1	公立小・中・高校の不登校児童生徒のうち、 学校内・外で専門的な支援を受けている児童 生徒の割合【当該年度4月～3月】	目標値		73.1	73.3	73.5	73.7	73.9	%	単年度 値
			実績値	72.6	(R8.10予定)						
			達成率	—	—	—	—	—		%	
	2	スクールカウンセラーの総相談件数【当該年度 4月～3月】	目標値		17,000.0	17,500.0	18,000.0	18,500.0	19,000.0	件	単年度 値
			実績値	16,623.0	16,124.0						
			達成率	—	94.9	—	—	—		%	
「こころ・発達」 教育相談事業	1	心の悩みや発達の課題を持つ子どもや保護 者が「こころ・発達」教育相談室につながり、 相談を行った件数【当該年度4月～3月】	目標値		310.0	330.0	350.0	370.0	390.0	人	単年度 値
			実績値	262.0	195.0						
			達成率	—	63.0	—	—	—		%	
学びの場を支 える非常勤講 師配置事業	1	自学教室等で非常勤講師が指導に関わった 生徒数の割合【当該年度4月～3月】	目標値		91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	%	単年度 値
			実績値	90.0	95.0						
			達成率	—	104.4	—	—	—		%	

(3) 学校と福祉の連携の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
高等学校奨学 事業	1	適格者に対する貸与率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
高等学校修学 奨励費(定時 制・通信制)	1	適格者に対する賞与、給与率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
特別支援教育 就学奨励事業 費	1	就学奨励費支給率【当該年度3月時点】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
進路保障推進 事業	1	県立学校におけるスクールソーシャルワーカーへの相談のうち、生徒が抱える課題が解決し、又は状況が好転した割合【当該年度4月～3月】	目標値		26.0	44.0	46.0	48.0	50.0	%	単年度 値
			実績値	24.0	48.1						
			達成率	—	185.0	138.6	—	—	—		

(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
帰国・外国人児童生徒等教育の 推進支援事業	1	日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒の割合(居所不明を除く)【当該年度5月時点】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		

3 地域との協働による学びの充実

(1) 地域との連携・協働の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	1	「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業」を活用して地域学校協働活動に参画する地域住民数(延べ数)【当該年度4月～3月】	目標値		62,000.0	64,000.0	66,000.0	68,000.0	70,000.0	人	単年度値
			実績値	60,267.0	57,878.0						
			達成率	—	93.4	—	—	—	—		
	2	親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す研修の延べ参加者数【当該年度3月時点】	目標値		2,500.0	3,000.0	3,500.0	4,000.0	4,500.0	人	単年度値
			実績値	2,206.0	1,963.0						
			達成率	—	78.6	—	—	—	—		
教育魅力化人づくり推進事業【再掲】	1	将来、自分の住んでいる地域のために役立ちたいという気持ちがあると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		75.1	76.4	77.7	79.0	80.3	%	単年度値
			実績値	73.8	75.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		
	2	県内大学と連携・協働して行う、各学部の学びの理解を深める放課後講座等に参加した高校生の数【当該年度4月～3月】	目標値		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	人	単年度値
			実績値	630.0	432.0						
			達成率	—	86.4	—	—	—	—		
教育魅力化人づくり推進事業(探究学習)【再掲】	1	地域社会の魅力や課題について考える学習に対して主体的に取り組んでいると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		62.1	63.6	65.1	66.6	68.1	%	単年度値
			実績値	60.6	62.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		

(2) 地域を担う人づくり

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
教育魅力化人づくり推進事業【再掲】	1	将来、自分の住んでいる地域のために役立ちたいという気持ちがあると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		75.1	76.4	77.7	79.0	80.3	%	単年度値
			実績値	73.8	75.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		
	2	県内大学と連携・協働して行う、各学部の学びの理解を深める放課後講座等に参加した高校生の数【当該年度4月～3月】	目標値		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	人	単年度値
			実績値	630.0	432.0						
			達成率	—	86.4	—	—	—	—		
教育魅力化人づくり推進事業(探究学習)【再掲】	1	地域社会の魅力や課題について考える学習に対して主体的に取り組んでいると回答した高校生の割合【当該年度7月時点】	目標値		62.1	63.6	65.1	66.6	68.1	%	単年度値
			実績値	60.6	62.2						
			達成率	—	100.2	—	—	—	—		
社会教育士養成・育成事業	1	社会教育士の称号取得者数【当該年度4月～3月】	目標値		60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	人	単年度値
			実績値	51.0	58.0						
			達成率	—	96.7	—	—	—	—		
	2	しまね社会教育師認証制度及びしまね社会教育サポーター登録制度の認証・登録者数【当該年度4月～3月】	目標値		250.0	350.0	450.0	550.0	650.0	人	累計値
			実績値	114.0	226.0						
			達成率	—	90.4	—	—	—	—		

(3) 社会教育における学びの充実

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
社会教育総合推進事業	1	社会教育に対する助言等の場の確保【当該年度4月～3月】	目標値		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	回	単年度値
			実績値	2.0	2.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
	2	優良少年団体(県教育長表彰)の被表彰団体数【当該年度12月時点】	目標値		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	団体	単年度値
			実績値	1.0	1.0						
			達成率	—	33.4	—	—	—	—		
社会教育士養成・育成事業【再掲】	1	社会教育士の称号取得者数【当該年度4月～3月】	目標値		60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	人	単年度値
			実績値	51.0	58.0						
			達成率	—	96.7	—	—	—	—		
	2	しまね社会教育師認証制度及びしまね社会教育サポーター登録制度の認証・登録者数【当該年度4月～3月】	目標値		250.0	350.0	450.0	550.0	650.0	人	累計値
			実績値	114.0	226.0						
			達成率	—	90.4	—	—	—	—		
社会教育研修センター事業	1	社会教育実践者の養成(延べ参加者)人数【当該年度4月～3月】	目標値		850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	人	単年度値
			実績値	636.0	770.0						
			達成率	—	90.6	—	—	—	—		

(4) 家庭教育支援の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
家庭教育の支援体制整備事業	1	県PTA合同研修の参加者数【当該年度4月～3月】	目標値		150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	人	単年度 値
			実績値	132.0	110.0						
			達成率	—	73.4	—	—	—	—		

(5) 体験活動の充実

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
青少年の家事業	1	青少年の家年間利用者数【当該年度4月～3月】	目標値		8,000.0	43,000.0	43,000.0	43,000.0	43,000.0	人	単年度 値
			実績値	27,843.0	7,900.0						
			達成率	—	98.8	—	—	—	—		
	2	アウトリーチ型プログラムの参加者数(青少年の家)【当該年度4月～3月】	目標値		400.0	350.0	350.0	350.0	350.0	人	単年度 値
			実績値	151.0	1,828.0						
			達成率	—	457.0	—	—	—	—		
	3	県立青少年社会教育施設及び国立三瓶青少年交流の家年間利用者数【当該年度4月～3月】	目標値		81,000.0	120,000.0	124,000.0	128,000.0	132,000.0	人	単年度 値
			実績値	91,110.0	69,110.0						
			達成率	—	85.4	—	—	—	—		
少年自然の家事業	1	少年自然の家年間利用者数【当該年度4月～3月】	目標値		19,000.0	19,000.0	19,000.0	19,000.0	19,000.0	人	単年度 値
			実績値	13,590.0	14,663.0						
			達成率	—	77.2	—	—	—	—		
	2	アウトリーチ型プログラムの参加者数(少年自然の家)【当該年度4月～3月】	目標値		300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	人	単年度 値
			実績値	314.0	270.0						
			達成率	—	90.0	—	—	—	—		
	3	県立青少年社会教育施設及び国立三瓶青少年交流の家年間利用者数【当該年度4月～3月】	目標値		81,000.0	120,000.0	124,000.0	128,000.0	132,000.0	人	単年度 値
			実績値	91,110.0	69,110.0						
			達成率	—	85.4	—	—	—	—		
青少年文化活動推進事業	1	青少年芸術文化表彰及び児童生徒学芸表彰の被表彰団体(個人)件数【当該年度4月～3月】	目標値		70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	件	単年度 値
			実績値	62.0	51.0						
			達成率	—	72.9	—	—	—	—		

4 教育の基盤となる環境の整備と充実

(1) 学びを支える指導体制の充実

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
「しほね教育の日」推進事務	1	「しほね教育の日」にちなんだ活動への参加者数(延べ数)【当該年度4月～3月】	目標値		425,000.0	425,000.0	425,000.0	425,000.0	425,000.0	人	単年度 値
			実績値	396,533.0	395,778.0						
			達成率	—	93.2	—	—	—	—		
中学校クラスサポート事業	1	非常勤講師(CST)1人あたりの平均不登校生徒数【当該年度4月～3月】	目標値		5.0	4.9	4.8	4.7	4.6	人	単年度 値
			実績値	6.1	6.8						
			達成率	—	136.0	—	—	—	—		
	2	非常勤講師(CST)1人あたりの平均いじめ認知件数【当該年度4月～3月】	目標値		6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	件	単年度 値
			実績値	6.9	12.9						
			達成率	—	64.0	—	—	—	—		
進路希望実現のための講師配置事業	1	代替を受けた教員一人あたりが面談した県内実企業数平均【当該年度4月～3月】	目標値		79.0	80.0	81.0	82.0	83.0	社	単年度 値
			実績値	83.2	82.4						
			達成率	—	115.0	—	—	—	—		
	2	「周りの大人は、じっくりと話を聞き、考える手助けをしてくれる」と回答する生徒の割合【当該年度4月～7月】	目標値		86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	%	単年度 値
			実績値	91.2	91.8						
			達成率	—	106.8	—	—	—	—		

(2) 教職員の人材育成

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
専門的知識習得事業	1	資質及び指導力の向上が図られた教員の割合【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
	2	免許法認定講習の定員に対する受講者の割合【当該年度4月～10月】	目標値		80.0	82.5	85.0	87.5	90.0	%	単年度 値
			実績値	76.7	57.1						
			達成率	—	71.4	—	—	—	—		
教職員研修事業	1	研修後アンケート「ねらいをもって主体的に研修に取り組むことができた。」に対する肯定的回答の割合【当該年度4月～3月】	目標値		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	%	単年度 値
			実績値	—	99.3						
			達成率	—	104.6	—	—	—	—		
	2	教職員の資質能力及び指導力向上を目的とした校内研修に教育センターが出前講座を実施した件数【当該年度4月～3月】	目標値		135.0	135.0	135.0	135.0	135.0	件	単年度 値
			実績値	115.0	104.0						
			達成率	—	77.1	—	—	—	—		
	3	公立学校において授業でICTを活用した指導ができていると回答した教員の割合【当該年度3月時点】	目標値		80.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	76.8	(R8.11予定)						
			達成率	—	—	—	—	—	—		
教育センター調査研究事業	1	研究成果を発表する教育研究発表会の視聴回数【当該年度4月～3月】	目標値		350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	回	単年度 値
			実績値	386.0	512.0						
			達成率	—	146.3	—	—	—	—		

(3) 働き方改革の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
地域人材を活用した指導力等向上事業	1	月45時間を超える時間外労働を行った教職員数(全校種の延べ人数)(対R5年度実績比)【当該年度4月～3月】	目標値		91.0	83.0	75.0	66.0	58.0	%	単年度 値
			実績値	94.3	(R8.9予定)						
			達成率	—	—	—	—	—	—		

(4) 学校危機管理体制の充実

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
学校安全確保 推進事業	1	学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	95.3	94.1						
			達成率	—	94.1	—	—	—	—		

(5) 学校施設の環境改善の推進

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
高等学校校舎 等整備事業	1	教室不足や狭あい化の解消に向けた普通教室の整備数(高等学校)【当該年度3月時点】	目標値		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	室	累計値
			実績値	—	6.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
特別支援学校 校舎等整備事業	1	教室不足や狭あい化の解消に向けた普通教室の整備数(特別支援学校)【当該年度3月時点】	目標値		8.0	8.0	8.0	12.0	12.0	室	累計値
			実績値	8.0	8.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
教育財産維持 管理費	1	校舎トイレの洋式化率75%を達成した学校の割合【当該年度3月時点】	目標値		67.6	83.8	100.0	100.0	100.0	%	累計値
			実績値	36.2	59.6						
			達成率	—	88.2	—	—	—	—		
	2	エアコン新設対象箇所の整備率(R2年度からの累計)【当該年度3月時点】	目標値		83.3	85.5	91.1	100.0	100.0	%	累計値
			実績値	80.6	86.1						
			達成率	—	103.4	—	—	—	—		
産業教育設備 整備事業	1	専門高校における特別装置の設備更新率【当該年度3月時点】	目標値		15.4	38.5	61.5	84.6	100.0	%	累計値
			実績値	100.0	15.4						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
普通高校等情 報教育機器整 備事業	1	普通科高校・特別支援学校におけるパソコン教室数【当該年度3月時点】	目標値		3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	室	単年度 値
			実績値	100.0	3.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—	—		
理科教育設備 整備事業	1	理科備品等の充足率【当該年度3月時点】	目標値		14.2	14.4	14.7	15.0	15.2	%	累計値
			実績値	14.1	14.3						
			達成率	—	100.8	—	—	—	—		

(6) 部活動の地域連携・地域移行

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
部活動改革支 援事業	1	公立中・高校における部活動の指導に携わった外部指導者の数【当該年度3月時点】	目標値		650.0	700.0	750.0	800.0	850.0	人	単年度 値
			実績値	589.0	649.0						
			達成率	—	99.9	—	—	—	—		

(7) 図書館サービスの充実

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
図書館事業	1	県立図書館のレファレンス年間受付件数【当該年度4月～3月】	目標値		10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	件数	単年度 値
			実績値	6,307.0	5,464.0						
			達成率	—	54.7	—	—	—	—		
	2	県立図書館から幼児教育施設への児童書の貸出冊数【当該年度4月～3月】	目標値		5,600.0	5,700.0	5,800.0	5,900.0	5,900.0	冊	単年度 値
			実績値	5,281.0	4,688.0						
			達成率	—	83.8	—	—	—	—		
	3	県立図書館と市町村立図書館等との間での相互貸借冊数【当該年度4月～3月】	目標値		11,000.0	11,000.0	11,000.0	11,000.0	11,000.0	冊	単年度 値
			実績値	9,530.0	7,655.0						
			達成率	—	69.6	—	—	—	—		

(8) 文化財の保存・継承と活用

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
指定文化財等 保護事務	1	国・県指定等文化財の指定件数【当該年度 4月～3月】	目標値		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	件	単年度 値
			実績値	2.0	2.0						
			達成率	—	33.4	—	—	—			
歴史遺産保存 整備事業	1	国・県指定文化財(建造物)の保存修理が 完了した件数【当該年度4月～3月】	目標値		12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	件	累計値
			実績値	10.0	15.0						
			達成率	—	125.0	—	—	—			
八雲立つ風土 記の丘事業	1	八雲立つ風土記の丘展示学習館、ガイド ス山代の郷及び山代二子塚土層見学施設 の入館者数【当該年度4月～3月】	目標値		22,600.0	22,900.0	23,200.0	23,500.0	23,800.0	人	単年度 値
			実績値	22,910.0	21,741.0						
			達成率	—	96.2	—	—	—			
古墳の丘古曾 志公園事業	1	古墳の丘古曾志公園事故発生件数【当該 年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
			実績値	0.0	0.0						
			達成率	—	—	—	—	—			
古代出雲歴史 博物館管理運 営事業	1	古代出雲歴史博物館入館者数【当該年度4 月～3月】※R7年4月～R8年9月は施設整 備を実施	目標値		0.0	130,000.0	260,000.0	260,000.0	260,000.0	人	単年度 値
			実績値	200,130.0	—						
			達成率	—	—	—	—	—			
埋蔵文化財保 護事務	1	県内における遺跡の位置情報の更新割合 【当該年度3月時点】	目標値		53.0	61.0	69.0	77.0	85.0	%	累計値
			実績値	45.0	53.2						
			達成率	—	100.4	—	—	—			
文化財活用事 業	1	子ども塾(小中学校の出前講座)でのアン ケートにおいて、文化財への興味・関心が高 まったと感じた児童生徒の割合【当該年度4 月～3月】	目標値		88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	%	単年度 値
			実績値	—	67.0						
			達成率	—	76.2	—	—	—			
埋蔵文化財調 査センター事 業	1	発掘調査件数に対する現地公開の割合【当 該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—			
古代文化の郷 「出雲」整備事 業	1	文化財活用度(出雲地域の代表的な史跡 等(松江城など8か所)の来訪者数)【当該 年度4月～3月】	目標値		623,000.0	627,000.0	631,000.0	635,000.0	639,000.0	人	単年度 値
			実績値	702,329.0	776,862.0						
			達成率	—	124.7	—	—	—			
未来に引き継ぐ 石見銀山保全 事業	1	石見銀山資料館、龍源寺間歩及び石見銀 山世界遺産センターの入込客延べ数【前年 度1月～当該年度12月】	目標値		180,000.0	190,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	人	単年度 値
			実績値	178,157.0	182,785.0						
			達成率	—	101.6	—	—	—			
	2	講座等での参加者アンケートにおいて石見 銀山遺跡への興味・関心が高まったと感じ た人の割合【当該年度4月～3月】	目標値		96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	%	単年度 値
			実績値	88.9	96.6						
			達成率	—	100.7	—	—	—			
古代文化研究 事業	1	古代文化研究事業の成果としてHPで公表し た論文の閲覧回数【当該年度4月～3月】	目標値		9,500.0	9,550.0	9,600.0	9,650.0	9,700.0	回	単年度 値
			実績値	9,443.0	10,709.0						
			達成率	—	112.8	—	—	—			
島根の歴史文 化活用推進事 業	1	講座等での参加者アンケートにおいて島根の 歴史・文化への興味・関心が高まったと感じ た人の割合【当該年度4月～3月】	目標値		88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	%	単年度 値
			実績値	—	98.8						
			達成率	—	112.3	—	—	—			

(9) 私立学校への支援

名称		KPIの名称	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
私立学校経営 健全性確保事 業	1	私立高等学校生の県内就職率【当該年度3 月時点】	目標値		77.0	78.0	79.0	80.0	81.0	%	単年度 値
			実績値	71.8	72.7						
			達成率	—	94.5	—	—	—			
	2	私立専修学校生の県内就職率【当該年度3 月時点】	目標値		68.0	70.0	72.0	74.0	76.0	%	単年度 値
			実績値	65.9	64.7						
			達成率	—	95.2	—	—	—			
私立学校就学 支援事業	1	私立高等学校等就学支援金の支給対象者 に対する交付率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—			
	2	授業料等減免制度の対象要件を満たす県 内私立専修学校に対する授業料等減免費 用の交付率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度 値
			実績値	100.0	100.0						
			達成率	—	100.0	—	—	—			

IV 島根県総合教育審議会の主な意見（令和8年8月5日開催）

1 令和7年度県教育委員会の特徴的な動き

① 発達の段階に応じた学力の育成（P 6）

- ・ 全国学力テストの島根県の結果が全国平均を下回る状況が何年も続いているが、学力低下の根本的な原因は、文章を読んで読解する力が不足していることであると考えている。それを改善するためには、子どもたちが文章を読んで、それを理解し、意味を読み取るスキルを磨いていけるよう、文章に親しむ習慣や、そういう空気を学校全体に作っていく必要がある。

③ ICT教育の充実（P 8）

- ・ ICTの活用を得意とする教員が業務効率や教育効果が上がるようなプログラムを作った際に、それを他の教員に共有できるようなプラットフォームがあるとよい。
- ・ システムやパソコンが市町村間で異なることによって、教員が異動した際に、前任校で使用していた教材が異動後には使えなくなることがある。県内でシステム等が統一する計画があれば、それに向けてそれぞれの教員がツールや知識を蓄積できると思う。
- ・ 配信拠点センターを設置して授業を配信していくことは、島根らしい取組であり、大事にしてほしい。

④ 高校魅力化の推進（P 10）

- ・ 魅力ある高校づくり、特色ある高校づくりに取り組み、それを小中学生にも周知してほしい。
- ・ 新たな教育課程では、小中学校でも探究に力を入れていくことになると考えている。高校での探究学習において、島根はとても進んでいるため、小中高の接続をどう深めていくかが、島根が次のステージに進んでいくためのポイントだと思っている。また、探究の質を高めるためには情報をうまく扱っていく必要があることから、ICT教育の充実とも連携していくとよい。

⑥ インクルーシブ教育システムの構築（P 12）

- ・ 特別支援学校における卒業後を見据えた切れ目のない支援は、とても重要であると思う。保護者においては、卒業後の支援や、地域との繋がりに不安を感じることも多いので、今後も関係機関との連携が必要である。
- ・ 特別支援学校の子どもたちにとって、地域活動やスポーツへの参加は、子どもたちの自信や社会参加につながる大切な機会であるため、今後も地域と連携して取り組んでほしい。
- ・ 特別支援学校では医療的ケアを受けている子どもたちもいる。震災等が発生した場合には、垂直避難が必要な場合もあることから、備品等の配備も必要である。
- ・ インクルーシブ教育の推進と言いながら、現行の施策は特別なニーズのある子どもを「分ける」教育になっている。支援の必要な子どもたちが増加すると現場の手が回らなくなるため、教員個人のスキルアップだけに頼るのではなく、組織として支援する方法も必要ではないか。「多様なニーズへの対応」は単一の課題ではなく、教員不足や学級規模、教員養成のあり方なども絡んでいるので、「インクルージョン」という言葉を使って、島根県の教育が進んでいく大きなビジョンを示し、各部署がまとまって取り組んでいけるとよい。

⑦ 悩みの相談対応（P13）

- ・ 不登校の生徒や保護者に対して様々な対策や支援がなされているが、保護者が支援に関する情報を把握しきれていないことがあるため、多くの保護者に情報が届くよう工夫が必要である。
- ・ スクールカウンセラーをすべての公立学校に配置するだけでなく、1人ひとりのスキルアップ、レベルアップも目指さなければ、生徒やその家族の役には立てないと考えている。また、学校によって活用に濃淡があるので、しっかり活用してほしい。
- ・ 不登校が長期化している子どもたちについては、学校との繋がりが弱くなっているため、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、組織的に対応していく必要がある。

2 点検・評価

(1) 発達の段階に応じた学力の育成

③ 理数教育の充実（P20）

- ・ 理科や数学・算数が好き、面白いといった、肯定的な感想を持つ児童生徒が増えるとうい。また、理系の教育について、小中学校から高校、そして大学への連携にしっかり力を入れていただきたい。
- ・ 小学校では、教員が全教科を教える中で、理科の授業、特に高学年の理科の授業では実験の準備とか片付けをしながら指導しなければならなかったが、理科の専科加配によって負担が軽減されている。

(2) 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援

① インクルーシブ教育システムの推進（P34）

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を担う特別支援学校による小中学校に対する巡回相談は有効である。

(4) 教育の基盤となる環境の整備と充実

② 教職員の人材育成（P49）

- ・ 子どもたちの勉強する意欲が下がることがないように、教員の質を確保してほしい。

3 各事業に係るKPI（重要業績評価指数）の状況（P63）

- ・ KPIについて、特に特徴的に上がり下がりしたものについては、こういった支障があつてこうだったとか、次はこのような取り組んで目標値に近づけるといったレビューを付記された方がよい。

4 その他

- ・ AIの活用において、いかにして子どもたちの思考力が上がるような活用ができるのかが課題である。AIを使用することで、「浅いわかった感」を得ることができるが、それとは違う、本当に物事がわかったという「深いわかった感」をどうやって持たせるのかということに焦点を置いて議論していく必要がある。
- ・ 子どもを取り巻く状況が多様化・複雑化しているという表現を使うことが多いが、多様化・複雑化については、その具体的な事象をしっかりとっておさえ、対策につなげていかなければならない。

令和9年度県立学校校長職及び教頭職に係る 採用・昇任候補者選考試験の実施について

1 試験期日等

(1) 願書等出願期間

令和8年9月18日（金）～10月1日（木）必着

(2) 試験日

筆記試験：令和8年11月2日（月）

面接試験：令和8年12月中旬～下旬

2 試験会場（予定）

筆記試験：島根県教育センター、浜田教育センター

面接試験：島根県教育センター、浜田教育センター

3 試験内容

	筆 記 試 験	面 接 試 験
校長職	学校経営、学校管理、学校教育等に関する論文試験	学校経営、学校管理、学校教育等に関する内容
教頭職		

4 受験資格

(1) 校長職

次のア①～③のいずれかに該当する者であって、イ①、②の資格要件すべてに該当する者

ア 資格者

① 県立学校の教頭

② 島根県教育委員会事務局又は教育機関（学校を除く。）の職員で教頭級にある者（高等学校等教育職給料表3級の者）

③ ②のほか、県若しくは市町村の行政機関又は国等に派遣されている職員で教頭級にある者

イ 資格要件

① 令和9年3月31日現在で59歳未満の者

② 令和9年3月31日現在で教頭2年以上の経験者

なお、ア②又は③の職員としての勤務年数も含む。

また、主幹教諭としての勤務は、主幹教諭勤務1年を教頭勤務0.5年と換算する。

(2) 教頭職

県立学校教諭（助教諭として採用され教諭に昇任した者も含む。以下同じ。）採用区分又は養護教諭採用区分に籍を有し、次のア①～③のいずれかに該当する者であって、教諭についてはイ①～④、養護教諭についてはイ①～⑤の資格要件すべてに該当する者

ア 資格者

- ① 県立学校及び島根県内の市町村立学校又は島根大学教育学部に附属する学校の教諭及び養護教諭
- ② 島根県教育委員会事務局又は教育機関（学校を除く。）の職員
- ③ ②に定める者のほか、県若しくは市町村の行政機関又は国等に派遣されている職員

イ 資格要件

- ① 令和 9 年 3 月 31 日現在で、満 45 歳以上 59 歳未満の者
- ② 令和 8 年度末時点で教諭又は養護教諭として 10 年以上の勤務経験年数を有する者（島根県公立学校教員として採用される前の正規教員の経歴を含む。）
- ③ 県立学校教育職員人事異動ルールにおける、へき地校勤務等の区分解消終了者、又は今年度末を含め人事異動ルール区分未解消が残り 1 つとなる者
※ 未解消者については、主幹教諭又は教頭としての配置の際に、区分解消となる勤務地に配置し、2 年以上の勤務をもって解消したものと見なす。
- ④ 原則として、島根県立高等学校規程、島根県立高等学校通信教育規程及び島根県立特別支援学校規程に定める主任等のうち、次の主任の経験者
総務主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、学年主任、農場長、研究主任、保健主事、特別支援学校の各学部主事及びこれらに相当する主任又は教育委員会事務局等職員の経験者
ただし、上記主任等を経験していない者については、令和 9 年度島根県立学校教頭職採用・昇任者名簿（以下「令和 9 年度教頭候補者名簿」という。）の登載期間内に教諭又は養護教諭として上記主任等を 1 ～ 2 年経験した後に昇任させることを条件に出願を認める。なお、その際の令和 9 年度教頭候補者名簿の登載有効期間を 2 年延長する。
- ⑤ 5 年以上の県立学校養護教諭経験を有する者

5 選考結果の通知

令和 9 年 1 月下旬

【参考】県立学校管理職の年度末役職定年状況

	校長級	教頭級
令和 6 年度末	17	6
令和 7 年度末	8	4
令和 8 年度末（見込）	13	2
令和 9 年度末（見込）	20	3

令和9年度(令和8年度実施)島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」第2次試験の結果について

1 採用候補者名簿登載者数等

校種・教科等		採用予定者	受験者(A)	第2次試験受験者	名簿登載者(B)	倍率 (A)/(B)
小学校		150 名程度	283	255	200	1.4
中学校	国語		46	35	25	1.8
	社会		53	33	18	2.9
	数学		30	24	19	1.6
	理科		21	19	16	1.3
	英語		32	25	24	1.3
	音楽		12	12	8	1.5
	美術		3	2	2	1.5
	保健体育		58	38	17	3.4
	技術		3	2	2	1.5
	家庭		6	5	5	1.2
	特別支援教育担当		3	2	2	1.5
	計	140 名程度	267	197	138	1.9
高等学校	国語		22	15	4	5.5
	地理歴史及び公民		41	21	5	8.2
	数学		34	22	4	8.5
	理科(物理)		13	10	2	6.5
	理科(化学)		9	8	2	4.5
	理科(生物)		7	7	2	3.5
	英語		22	17	3	7.3
	芸術(音楽)		4	4	1	4.0
	芸術(美術)		6	4	1	6.0
	保健体育		51	23	1	51.0
	家庭		6	5	1	6.0
	情報		7	3	0	—
	農業(園芸)		6	3	1	6.0
	農業(土木)		1	1	0	—
	農業(食品)		2	2	1	2.0
	工業(電気)		1	1	1	1.0
	工業(機械)		4	1	0	—
	商業		10	7	2	5.0
	水産(漁業)		2	2	1	2.0
	水産(機関)		0	0	0	—
	水産(栽培)		0	0	0	—
	水産(製造)		2	2	1	2.0
	計	42 名程度	250	158	33	7.6
特別支援学校	小学部		17	16	11	1.5
	中学部		0	0	0	—
	中学・高等部		18	18	10	1.8
	高等部		0	0	0	—
	計	28 名程度	35	34	21	1.7
養護教諭		10 名程度	134	56	11	12.2
栄養教諭		1 名程度	25	12	1	25.0
国スポ競技力向上枠		1 名程度	1	1	1	1.0
障がいのある方を対象とした選考※		3 名程度	(2)	(0)	(0)	(—)
合 計		375 名程度	995	713	405	2.5

※ 出願する校種・職種に含む。

○ 繰り上げ登載候補者 65名

2 特別枠の採用

採用区分	校種等	採用予定者	第1次試験 受験者	第2次試験 受験者	名簿登載者
島根創生特別枠 ※一般枠の募集人数に含む	小学校	20名程度	10	10	10
	中学校	15名程度	15	15	13
	特別支援学校	5名程度	1	1	1
島根連携特別枠 ※一般枠の募集人数に含む	小・中・特	10名程度	8	8	8
島根かみあり国スボ競技力向上枠	中・高・特 (保健体育)	若干名	1	1	1

3 併願制度

	第1志望	第2志望	第1次試験 受験者	第2次試験 受験者	第2志望での 名簿登載者
ア	中学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）	27	27	3
イ	中学校教諭（技術、家庭受験者以外）	中学校教諭（技術、家庭）	0	0	0
ウ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）	2	2	2
エ	高等学校教諭（情報受験者以外）	高等学校教諭（情報）	0	0	0
オ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）	3	3	2
カ	特別支援学校（中学部、中学・高等部、高等部）	特別支援学校教諭（小学部）	1	1	0

4 島根独自の特色ある採用

(1) 採用区分

	採用区分	校種	採用予定者	第1次試験 受験者	第2次試験 受験者	名簿登載者
①	小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ者	小学校	10名程度	5	5	2
②	小学校英語教育のリーダー的役割を担う教員	小学校	10名程度	5	5	3
③	小学校の特別支援教育担当	小学校	若干名	5	4	4
④	中学校の特別支援教育担当	中学校	若干名	3	2	2
⑤	石見地域限定採用	小学校	20名程度	13	13	9
	石見・隠岐地域限定採用	中学校	23名程度	21	17	10
	隠岐地域限定採用	高等学校	若干名	0	0	0

(2) 第1次試験の免除及び加点の特例

	免除及び加点の特例	校種・職種	第1次試験 受験者	第2次試験 受験者	名簿登載者
①	県外国公私立学校現職教員への特例 （第1次試験全免除）	小・中・特	8	6	2
②	前年度第2次試験A評価者等への特例 （第1次試験全免除）	全校種・職種	10	10	2
③	前年度第2次試験「繰り上げ登載候補者」のうち名簿登載にならなかった者への特例 （第1次試験全免除）	全校種・職種	15	13	5
④	常勤講師等経験者のうち前年度第2次試験受験対象者への特例 （第1次試験一部免除と加点）	全校種・職種	102	101	21
⑤	石見地域・隠岐地域の限定受験者のうち、市町村教育委員会教育長から推薦された者への特例 （第1次試験一部免除と加点）	小・中 地域限定	2	2	2
⑥	国公私立学校正規教員経験者への特例 （第1次試験一部免除と加点）	小・中・特	4	2	2
⑦	県外国公私立学校現職教員への特例 （第1次試験加点）	高・養・栄	4	4	3
⑧	国公私立学校正規教員経験者への特例 （第1次試験加点）	高・養・栄	2	2	1
⑨	常勤講師等への特例 （第1次試験加点）	全校種・職種	88	86	16
⑩	非常勤講師等への特例 （第1次試験加点）	全校種・職種	2	1	1
⑪	島根県内の高等学校等の卒業生への特例 （第1次試験加点）	全校種・職種	189	179	95
⑫	第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例 （第1次試験加点）	全校種・職種	7	7	2

令和9年度（令和8年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の実施について

1 趣旨

島根県全体の教職員年齢構成において、中堅世代の教員が不足しており、若手の人材育成等に資するための学校の即戦力となる人材を確保することから、第2回特別選考試験を実施する。

2 募集の校種・教科等

選考枠	校種	教 科	募集人数
特別選考 (第2回)	小学校	—	30名程度
	中学校	数学、理科	各教科10名程度
		国語、英語、美術、技術、家庭	各教科5名程度
	高等学校	情報、工業（機械）、水産（機関・栽培）	4名程度
	特別支援 学校	小学部	—
		中学部	技術
		中学・高等部	国語、社会及び地歴、数学、 理科、英語、音楽、美術、家 庭
		高等部	情報

3 出願資格

出願する校種・教科の教員免許状所有者で、次のアまたはイの要件を満たす者

ア 島根県外の正規現職教員

- ・島根県外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員として、令和9年3月31日時点で3年以上勤務している者
- ・出願する校種・教科について正規採用の教員としての勤務経験がある者

イ 過去正規教員

- ・過去10年以内（平成28年4月1日～令和8年3月31日）に、島根県内外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員として、通算3年以上の勤務経験がある者
- ・出願する校種・教科について正規採用の教員としての勤務経験がある者

4 出願期間、試験期日、会場

出願期間 令和8年8月10日（月）～9月16日（水）

期 日 令和8年10月4日（日）

会 場 島根県職員会館

5 選考方法

個人面接（40分程度を2回）

6 試験結果の通知

令和8年10月15日（木）

教職員の働き方改革の進捗状況について

1 概要

- ・ 教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、「教職員の働き方改革プラン」(平成 31 年 3 月)を策定し、具体的取組を推進
- ・ 同プランでは、教職員※の時間外勤務(平日・休日)に係る数値目標を、全校種で月 45 時間以内、年 360 時間以内としており、以下これまでの進捗と令和 7 年度の状況を報告

(※ 県立学校は教育職員のみ、市町村立学校は教育職員、学校事務職員、学校栄養士)

2 時間外勤務の状況

(1) 総論

- ・ 重点期間(令和元～3 年度)の取組成果として、全校種平均でプラン策定前の平成 30 年度の月 65.1 時間から、令和 3 年度には月 36.6 時間まで減少(H30 比 43.8%減)し、全校種で月 45 時間以内を達成
- ・ 令和 4 年度には新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、高等学校及び特別支援学校で一時的に増加したものの、令和 7 年度には全校種平均で月 32.8 時間まで減少(H30 比 49.6%減)
- ・ ただし、近年減少幅は鈍化傾向にある。年 360 時間以内とする目標は特別支援学校を除き未達成

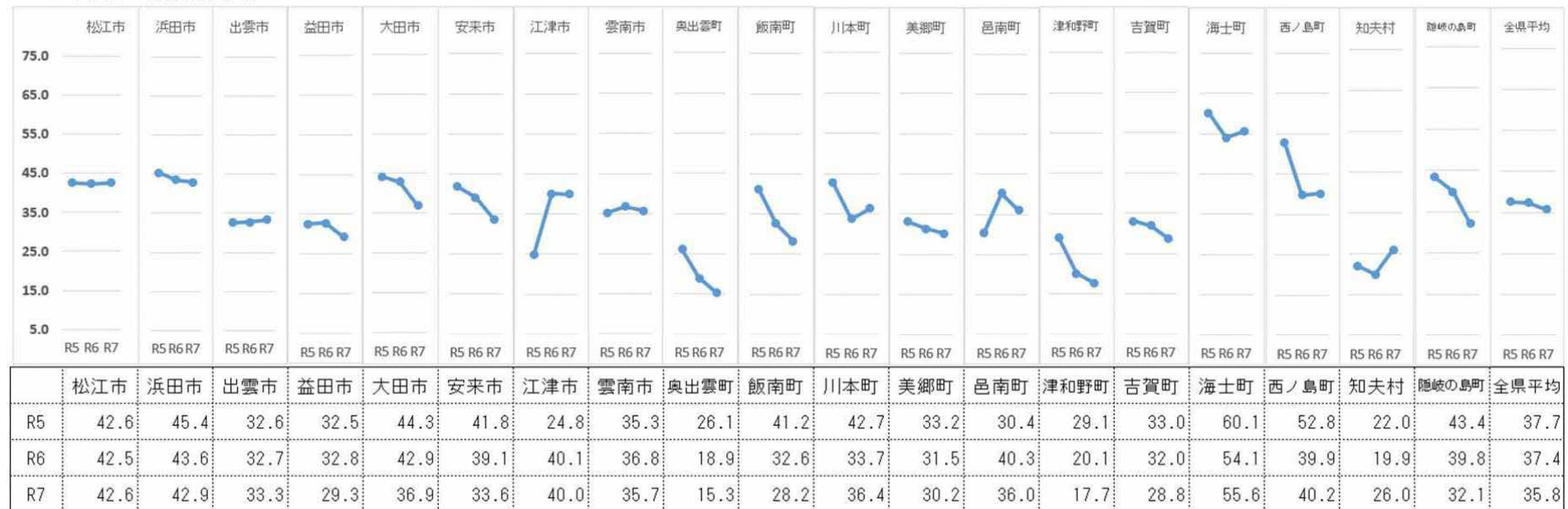


(2) 小学校、中学校・義務教育学校（単位：時間/月）

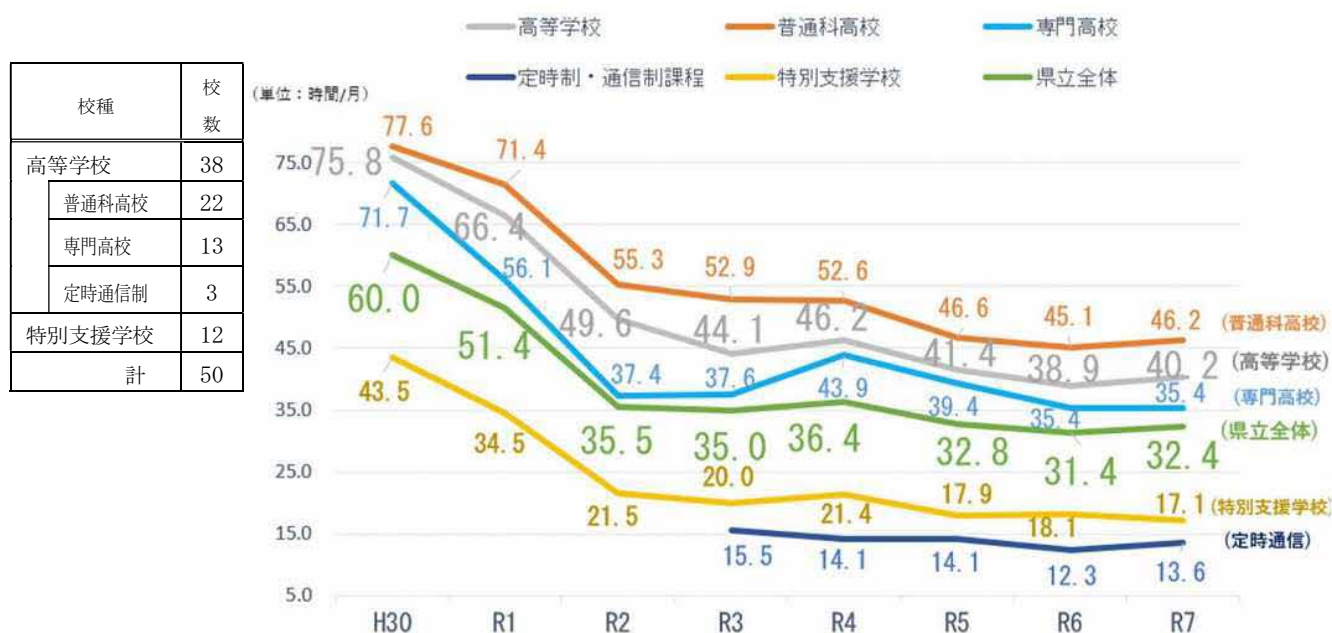
小学校



中学校・義務教育学校



(3) 県立学校



3 働き方改革に向けた令和8年度以降の取組（主なもの）

(1) 「島根県教職員働き方改革プラン」（令和8年3月策定）の推進

改正給特法に基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康確保等を図るための『業務量管理・健康確保措置実施計画』として策定し、令和8年度から令和11年度までの4箇年を重点期間として、プランの実現に向けた具体的な施策を服務監督教育委員会が推進していく。

<目的>

- ・教職員の心身の健康保持
- ・教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備
- ・教職を志す人材の確保

<県教育委員会の具体的数値目標>

① 時間外在校等時間

全ての教育職員が年間360時間以内、1か月45時間以内

② 年次有給休暇の取得日数

全ての教育職員が年5日以上、平均取得日数が17日以上

③ 働き方に関する意識

「働きやすい職場である」と回答した教育職員90%以上

「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員90%以上

(2) 計画を達成するため新規・拡充する取組（県立学校）

① 学校アシスタントの増員【拡充】

授業・生徒指導以外の業務に係る負担を軽減するため 15 名増員の 84 名分を予算措置

② 部活動指導員等の増員【拡充】

平日及び週休日等の部活動指導に係る時間を削減するため 15 名増の 350 名分を予算措置

③ 教員特殊勤務手当（部活動指導手当）【拡充】

週休日等における効率的な部活動運営のために、部活動指導手当の支給基準を見直し（4 時間以上 3,600 円→3 時間以上 3,900 円等）

④ 県立学校における働き方改革を進めるための具体的な取組【新規】

～将来にわたり持続可能な学校をつくる 10 の提案～ （別紙）

⑤ 長時間勤務者代替非常勤講師の配置【新規】

平日の放課後の部活動指導の時間を勤務時間内とするための授業補充のために非常勤講師 20 名分を予算措置

⑥ 在宅勤務制度の試行実施【新規】

職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び校務能率の向上や悪天候等の際の業務継続性を図るため、希望する 41 校（7 月 31 日現在）において試行的に実施

⑦ 次世代校務支援システムの導入【令和 9 年度から】

クラウド型の校務支援システムを導入し、インターネット上にある学習系システムとのデータ連携により業務を効率化

(3) 市町村教育委員会に対する支援

① 業務量管理・健康確保措置実施計画の目標達成に向けた助言

② スクール・サポート・スタッフの全校配置に係る予算支援

③ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置に係る予算支援

(4) 継続的に実施する取組（県立学校・市町村立学校）

① 業務改善事例の収集・共有（改善事例の横展開）

② 働き方改革ワークショップ（管理職マネジメント支援と教職員の共通理解）

③ スクールロイヤー制度（法的課題の相談）

④ 教員サポーターの配置（業務上の悩み相談）



県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組

～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～

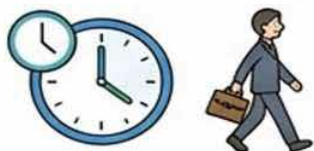


1 学校の経営方針、評価・育成シートへの盛り込み



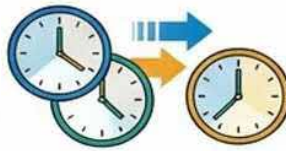
学校経営方針に位置付け、評価・育成シートにも業務改善の視点を反映し、組織的に進める。

2 定時退勤日、最終退勤時刻の設定



定時退勤日や最終退勤時刻を設定し、勤務時間を意識した働き方を進める。

3 時差出勤制度の活用



時間外勤務が見込まれる場合に活用し、勤務時間を調整して時間内に業務を行う体制を整える。

4 部活動による長時間勤務の削減



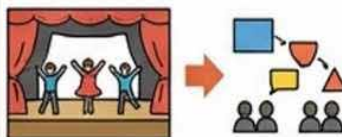
活動時間や休養日を適正化し、複数顧問制や部活動指導員等の活用により負担軽減を図る。

5 職員朝礼の回数削減、SHRの時間設定等の工夫



職員朝礼の回数やSHRの時間設定等を見直し、日課全体の効率化を図る。

6 学校行事や各任意団体における研究大会等の見直し



学校行事や研究大会等の在り方を見直し、精選・簡素化を進める。

7 教材の共有、校務DX



教材や指導資料の共有、校務のデジタル化を進め、業務の効率化を図る。

8 2学期制の導入、定期試験の回数削減、学習の総括的評価の回数削減



定期試験や通知表作成等の回数を見直し、事務負担の軽減を図る。

9 特別休業日の設定



特別休業日を設定し、休暇を取得しやすい体制づくりを進める。

10 在宅勤務制度の試行



在宅勤務制度を試行し、新たな働き方の可能性や課題を検証する。

大阪教育大学、島根県立大学及び島根県教育委員会による 教員人材の養成・採用・研修に関する連携協力協定について

1 目的

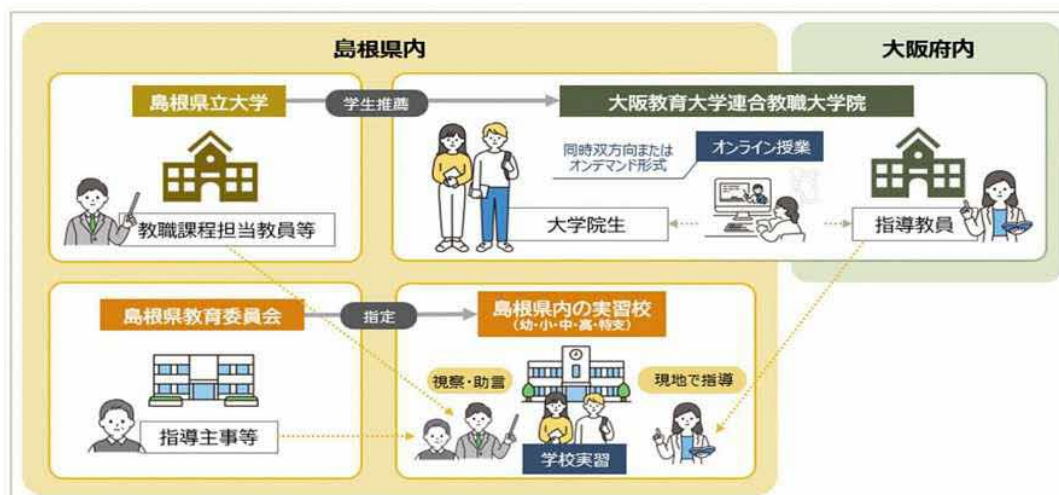
国立大学法人大阪教育大学、公立大学法人島根県立大学及び県教育委員会が、相互に連携協力し、教員人材の養成・採用・研修を一体的に取り組む体制を構築することで、近年の人口減少及び都市部への人材流出等による県内教員のなり手不足への対応方策を講じ、県内の学校教育の中核を担う人材の安定的な確保に資することを目的とする。

2 本協定における連携事項

- ① 島根県内における教員の養成・採用・研修に関すること
- ② 学部・大学院における教育課程の編成と実施に関すること
- ③ 学校教育上の諸課題に対応した調査研究をすること
- ④ その他学校教育の充実に関すること

3 本協定に基づく具体的な取組

- ・ 大阪教育大学連合教職大学院の新たな学生推薦制度創設に伴い、島根県立大学卒業生が同教職大学院に推薦制度（募集人員2名）を利用して入学した場合、同教職大学院の講義等をオンラインで受講しながら、島根県内の学校で学校実習を継続的に行うことで、大阪のキャンパスに通うことなく教職修士（専門職）の学位を取得することが可能となる。
- ・ 島根県内の学校における学校実習については、大学院生を県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で非常勤講師として任用した上で、大阪教育大学の指導教員が定期的に現地で指導を行うほか、島根県立大学の教員及び県教育委員会の指導主事等も現地での視察や助言等を行う。



4 3の取組により期待される効果

- ・ 大学院生を県内学校の非常勤講師として任用することで、わずかではあるが不足する教員人材を補うことができる。
- ・ 島根県での非常勤講師としての勤務を通して、地域の教育資源を生かした教育や、学校を取り巻く様々な人とのつながりなど、島根の教育の魅力を感じてもらうことで、将来にわたって島根県の教員として働きたいという思いを醸成できる。
- ・ 大学院で学びながら学校現場の現状や課題等について体験的に学ぶことができるため、将来、島根県の正規教員として勤務することになった際に、学校の中核を担う教員となることが期待できる。

5 本協定の調印式

- (1) 日時 令和8年9月2日（水）10時30分～11時15分
- (2) 場所 島根県教育庁教育委員室

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

I 調査の概要

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第 6 学年、義務教育学校前期課程第 6 学年、特別支援学校小学部第 6 学年

イ 中学校調査

中学校第 3 学年、義務教育学校後期課程第 3 学年、特別支援学校中学部第 3 学年

(2) 障がいのある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスクリプト表示問題などの配慮を可能とする。ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが 60 デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

3 調査実施日・方式・教科等

校種	実施日	方式	教科等
小学校	令和 8 年 4 月 23 日 (木) 後日実施：令和 8 年 4 月 24 日 (金) ～ 4 月 30 日 (木)	冊子による 筆記方式	国語・算数
	令和 8 年 4 月 24 日 (金) ～ 5 月 8 日 (金) の うち、指定された実施日 後日実施：調査実施日翌日～ 5 月 8 日 (金) (学校外でオンライン実施可)	オンライン (MEXCBT)	児童質問調査

校種	実施日	方式	教科等
中学校	令和8年4月23日（木） 後日実施：令和8年4月24日（金）～ 4月30日（木）	冊子による 筆記方式	国語・数学
	令和8年4月20日（月）～4月23日（木） のうち、指定された実施日 予備日：4月24日（金） 後日実施：令和8年4月27日（月）～ 5月1日（金）（学校外でオンライン実施可）	オンライン （MEXCBT）	英語「聞くこと・読む こと・書くこと」
	当日実施：令和8年4月24日（金）・ 27日（月）（全国から500校抽出） 期間内実施：令和8年4月28日（火）～5月 29日（金）のうち、指定された実施日（期間 内実施に限り、学校外でオンライン実施可）		英語「話すこと」
	令和8年4月20日（月）～4月23日（木） のうち、指定された実施日 予備日：4月24日（金） 後日実施：令和8年4月27日（月）～ 5月8日（金）（学校外でオンライン実施可）	オンライン （MEXCBT）	生徒質問調査

4 調査事項

（1）児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

（ア）小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

（イ）国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（「PBT」＝Paper Based Testing）で実施する。英語は、生徒が活用する ICT 端末等を用いた、文部科学省 CBT システムによるオンライン方式（「CBT」＝Computer Based Testing）で実施する。ただし、2（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答については CBT で実施する。

（ウ）出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用する ICT 端末等を用いて CBT で実施する。ただし、2（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5 県内公立学校で調査を実施した学校数・児童生徒数

【小学校等】市町村立小学校 175 校、義務教育学校前期課程 2 校及び県立特別支援学校小学部 2 校

小学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施児童数
公立学校合計	179	179（100%）	5,169 人

【中学校等】市町村立中学校 87 校、義務教育学校後期課程 2 校及び県立特別支援学校中学部 2 校

中学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施生徒数
公立学校合計	92	91（99%）	4,907 人

II 公表について

1 公表の内容

- (1) 島根県及び全国の教科に関する調査の結果（英語は 3 技能「聞くこと・読むこと・書くこと」）
- (2) 島根県及び全国の質問調査の結果

児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

2 公表結果に関する留意事項

本調査の結果については、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であること。

中学校英語については、IRT（項目反応理論）方式で実施。学校（自治体）ごとの結果は、IRT スコア（IRT に基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500 を基準にした得点）で表示し、個人の結果は 5 段階の IRT バンドで表示する。

3 その他

島根県教育委員会のホームページ及びしまねの教育情報 Web(EIOS)に公表資料を掲載

Ⅲ 教科に関する調査の結果

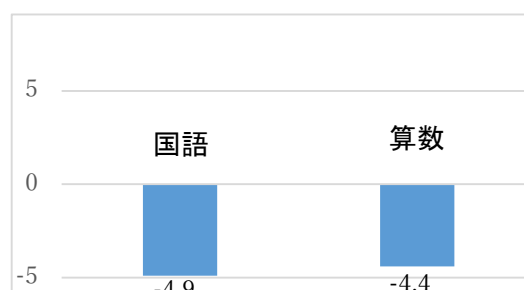
1 結果の概要（島根県と全国の平均正答率との比較）

- (1) 中学校国語の平均正答率は全国平均並みであった。
- (2) 小学校国語、算数、中学校数学の平均正答率、中学校英語 3 技能（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」）の IRT スコアは全国平均を下回った。
- (3) 小学校国語では、全ての内容項目について全国平均を下回った。「情報の扱い方に関する事項」は年々、全国平均との差が広がっている。
- (4) 小学校算数では、全ての領域において全国平均を下回った。
- (5) 中学校国語では、「情報の扱い方に関する事項」と「話すこと・聞くこと」は全国平均並みで、「言葉の特徴や使い方に関する事項」と「書くこと・読むこと」は全国平均を下回った。
- (6) 中学校数学では、全ての領域において全国平均を下回った。特に「関数」は全国との差が大きい。
- (7) 中学校英語の IRT バンド分布グラフは、全国と比較すると「2」の割合が高く、「4」「5」の割合が低かった。

2 各教科の平均正答率・IRT スコア

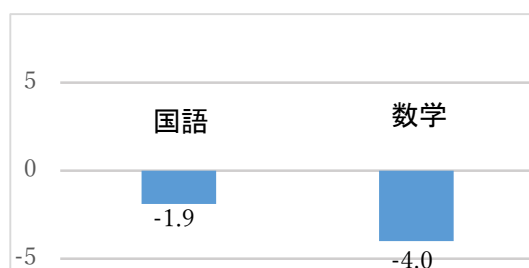
【小学校（国語・算数）】

	平均正答率（％）		
	島根県	全国（公立）	差
国 語	56	60.9	-4.9
算 数	52	56.4	-4.4



【中学校（国語・数学）】

	平均正答率（％）		
	島根県	全国（公立）	差
国 語	62	63.9	-1.9
数 学	53	57.0	-4.0

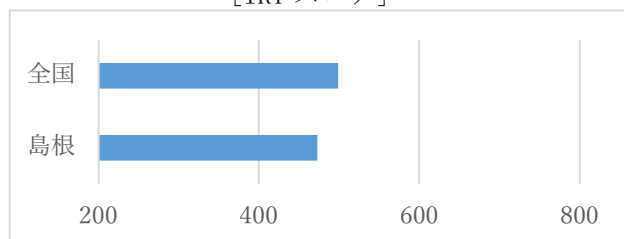


【中学校（英語）】

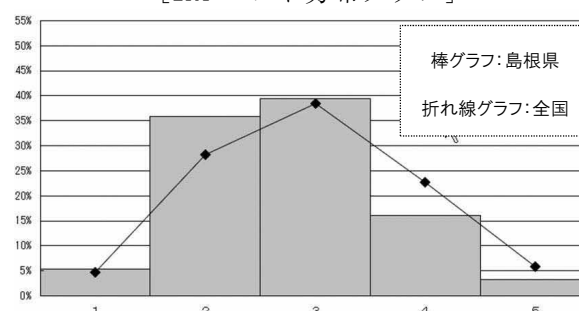
	IRT スコア		
	島根県	全国（公立）	差
英語	473 ※	499	-26

※ 3 技能

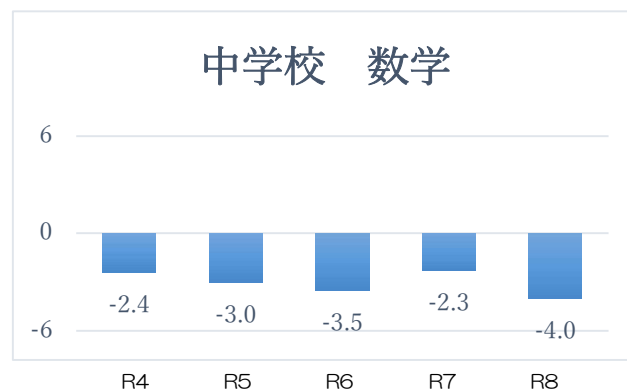
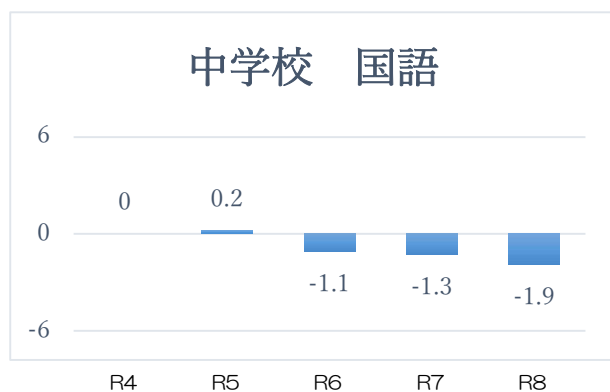
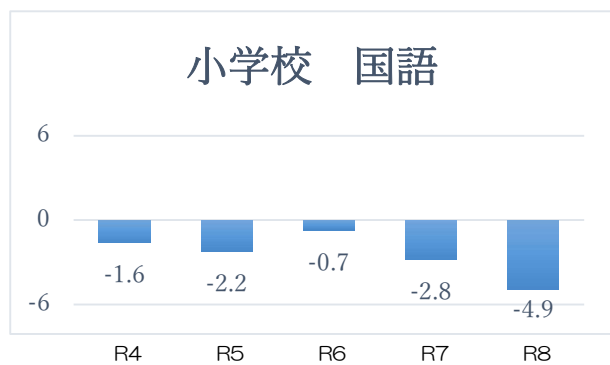
[IRT スコア]



[IRT バンド分布グラフ]



【参考】各教科の正答率の全国との差（経年変化）



英語はR 4、R 6、R 7は実施なし

3 各教科の正答数分布グラフ及び分類・区分別集計結果

【小学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

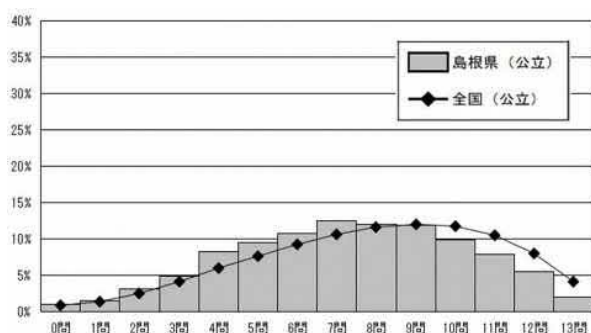
【これまでの課題】

- A 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し、使うことに課題が見られる。
- B 「書くこと」において、内容のまとまりや段落相互の関係に注意して文章構成を考えることに課題が見られる。

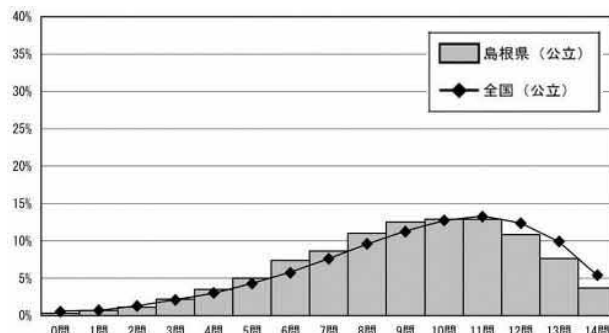
【本調査の状況】

- ・ 県平均正答率は 56%であり、全国平均を下回っている。
 - ・ 全ての内容項目について全国平均を下回っている。
 - ・ 「情報の扱い方に関する事項」は年々、全国平均との差が広がっている。
- ①筋道の通った文章となるように、文章全体の構成や展開を考えることができています。
- ②文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめることができています。
- ①学年別漢字配当表に示されている漢字を、文の中で正しく使うことに課題が見られる。
- ②情報と情報との関連付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し、使うことに課題が見られる。・・・A

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に 関する事項	4	61.6	66.8	-5.2	△
情報の扱い方に関する 事項	2	45.8	52.3	-6.5	△
我が国の言語文化に関 する事項	0				
話すこと・聞くこと	3	61.2	65.8	-4.6	△
書くこと	2	41.9	45.7	-3.8	△
読むこと	2	62.3	65.9	-3.6	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に 関する事項	2	76.7	76.9	-0.2	—
情報の扱い方に関する 事項	1	59.0	63.1	-4.1	△
我が国の言語文化に関 する事項	1	79.6	81.2	-1.6	—
話すこと・聞くこと	3	63.4	66.3	-2.9	△
書くこと	3	66.2	69.5	-3.3	△
読むこと	4	55.5	57.5	-2.0	△

○：県が全国を2ポイント以上、上回るもの —：県と全国の差が2ポイント未満のもの △：県が全国を2ポイント以上、下回るもの（以下同じ）

3 成果の見られる問題2問

〔問題番号〕 ② 一「書くこと」→① 〔島根県値 56.7%〕〔全国値 57.9%〕 〔問題内容〕 花山さんの文章の工夫を説明したものとして適切なものを選択する。	〔問題番号〕 ③ 三（２）「読むこと」→② 〔島根県値 74.4%〕〔全国値 76.0%〕 〔問題内容〕 【文章】を読んで考えたことを、自分の経験と結び付けてまとめて書く。
---	--

課題のある問題2問

〔問題番号〕 ② 三イ「言葉の特徴や使い方に関する事項」→① 〔島根県値 35.1%〕〔全国値 45.2%〕 〔問題内容〕 「花山さんの文章の一部」の下線部イを漢字を使って書き直す（ふしぎ）。	〔問題番号〕 ③ 二「情報の扱い方に関する事項」→② 〔島根県値 47.5%〕〔全国値 55.6%〕 〔問題内容〕 「林さんのメモ」にどのように整理したのかを説明したものとして適切なものを選択する。
--	---

【小学校 算数】

・：概要 ○：成果 ●：課題

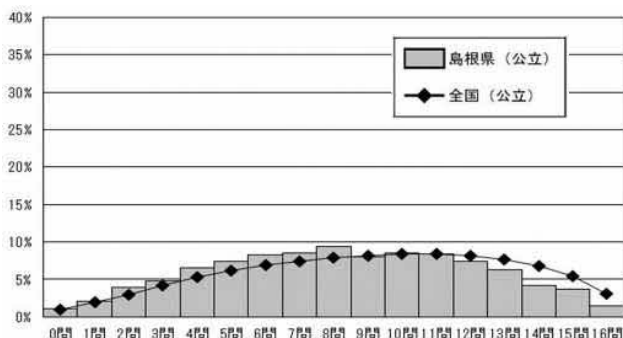
【これまでの課題】

- A 「図形」において基本図形に分割することができる図形の面積の求め方を、式や言葉を用いて記述することに課題が見られる。
- B 「数と計算」において分数の加法について、共通する単位分数を見出し、加数と被加数が共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述することに課題が見られる。

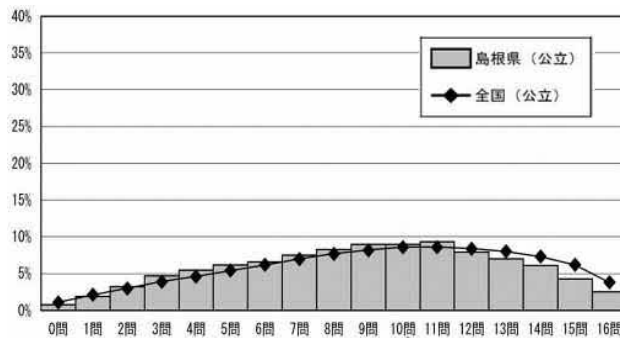
【本調査の状況】

- ・高正答率者が全国と比較して少ない。
 - ・県平均正答率は52%であり、全国平均を下回っている。
 - ・全ての領域において全国平均を下回っている。
- ①「数と計算」において小数や整数の相対的な大きさについて理解できている。
- ②「図形」において立方体及び直方体の体積の計算による求め方について理解できている。
- ❶「図形」において体積の基準となる単位について理解し、それらを用いて体積を表すことについて課題が見られる。
- ❷「変化と関係」において基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えることについて課題が見られる。

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の領域	対象 設問数 ※	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
数と計算	8	56.6	61.1	-4.5	△
図形	4	49.9	55.3	-5.4	△
測定	1	74.3	78.1	-3.8	△
変化と関係	3	35.8	41.1	-5.3	△
データの活用	4	43.9	48.6	-4.7	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の領域	対象 設問数 ※	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
数と計算	8	59.9	62.3	-2.4	△
図形	4	53.4	56.2	-2.8	△
測定	2	52.5	54.8	-2.3	△
変化と関係	3	54.4	57.5	-3.1	△
データの活用	5	59.6	62.6	-3.0	△

3 成果が見られる問題2問

〔問題番号〕 ③ (1)「数と計算」→①
〔島根県値 94.6%〕〔全国値 94.5%〕

〔問題内容〕 1、5、9の3枚のカードをあてはめてつくることのできる最も大きい数を書く。

〔問題番号〕 ① (1)「数と計算」→②
〔島根県値 71.7%〕〔全国値 72.7%〕

〔問題内容〕 一辺が8cmの立方体の体積を求める式を書く。

課題のある問題2問

〔問題番号〕 ① (3)「図形」→❶
〔島根県値 33.0%〕〔全国値 40.1%〕

〔問題内容〕 1立方センチメートルの立方体を36個使ってできた直方体の体積を書く。

〔問題番号〕 ② (4)「変化と関係」→❷
〔島根県値 27.2%〕〔全国値 34.2%〕

〔問題内容〕 赤いテープの長さが、白いテープの長さの1.5倍になっている図を二つ選ぶ。

※グラフの設問数（16問）と分類・区分別集計結果の対象設問数（22問/R7）が一致しないのは、1つの設間に複数の学習指導要領の領域が含まれるため。

【中学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

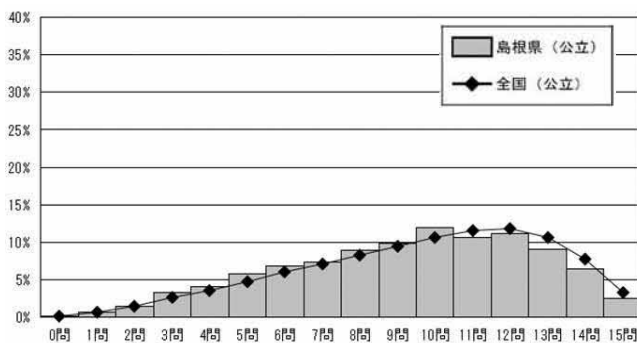
【これまでの課題】

- A 文脈に即して漢字を正しく使うことに課題がある。
 B 書く内容の中心が明確になるように、内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考えることに課題がある。

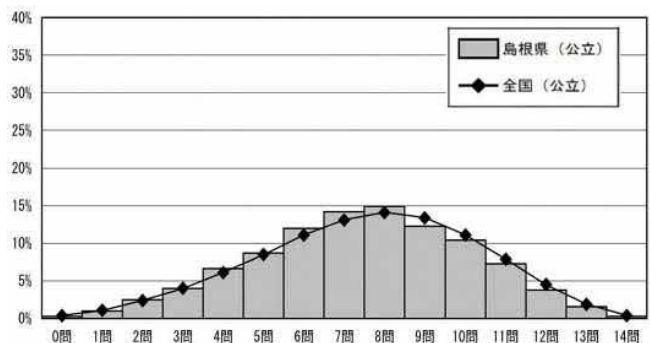
【本調査の状況】

- ・県平均正答率は62%であり、全国平均並みである。
- ・「情報の扱いに関する事項」と「話すこと・聞くこと」は全国平均並みで、「言葉の特徴や使い方に関する事項」と「書くこと」、「読むこと」は全国平均を下回っている。
- ①互いの立場や考えを尊重しながら話し合い、結論を導くために考えをまとめることができている。
- ②表現の効果を考えて描写することができている。
- ①文脈に即して正しく漢字を書き、語句を文章の中で使うことに課題がある。・・・A
- ②文章を読んで理解したことに基づいて自分の考えを確かなものにすることに課題がある。

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率（%）			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に関する事項	5	60.4	63.0	-2.6	△
情報の扱い方に関する事項	1	69.7	70.4	-0.7	—
我が国の言語文化に関する事項	0				
話すこと・聞くこと	3	62.4	63.9	-1.5	—
書くこと	3	65.2	67.4	-2.2	△
読むこと	3	57.2	59.7	-2.5	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率（%）			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に関する事項	2	47.7	48.1	-0.4	—
情報の扱い方に関する事項	0				
我が国の言語文化に関する事項	0				
話すこと・聞くこと	4	51.8	53.2	-1.4	—
書くこと	5	52.1	52.8	-0.7	—
読むこと	3	60.8	62.3	-1.5	—

3 成果が見られる問題2問

- 【問題番号】② 四「話すこと・聞くこと」→①
 [島根県値 53.4%] [全国値 52.7%]
 【問題内容】話し合いを受けてどのような意見を述べるか、自分の考えを書く。
-
- 【問題番号】③ 二「書くこと」→②
 [島根県値 92.6%] [全国値 92.3%]
 【問題内容】気持ちにより伝わるように、表現を工夫して書く。

課題のある問題2問

- 【問題番号】③ 一「言葉の特徴や使い方に関する事項」→①
 [島根県値 34.8%] [全国値 39.8%]
 【問題内容】文書作成ソフトに表示された意味と用例を参考にして漢字を書き、漢字の組合せとして適切なものを選択する（とる）。
-
- 【問題番号】④ 四「読むこと」→②
 [島根県値 35.1%] [全国値 38.9%]
 【問題内容】二つの例文を比べながら、擬態語「きっぱり」が表している具体的な様子と擬態語の効果を書く。

【中学校 数学】

・：概要 ○：成果 ●：課題

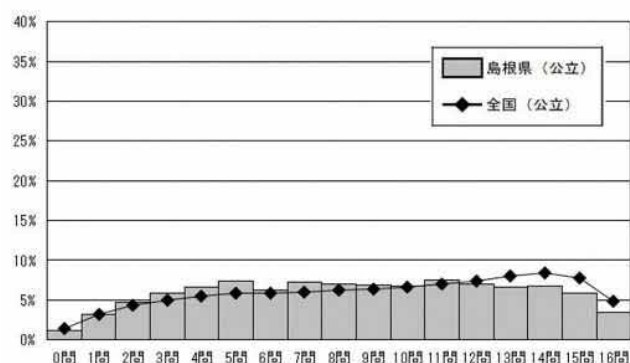
【これまでの課題】

- A 「数と式」において、文字を用いて数量を表すことに課題が見られる。
 B 「数と式」において、目的に応じて式を変形したり、理由を説明したりすることに課題が見られる。

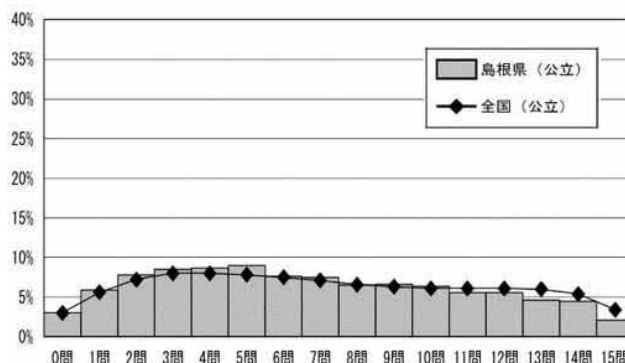
【本調査の状況】

- ・県平均正答率は53%であり、全国平均を下回っている。13問以上の正答者が全国と比較して少なく、5問から9問の正答者が全国と比較して多い。
 - ・全ての領域において全国平均正答率を下回っており、特に「関数」は全国との差が大きく、引き続き課題が見られる。
- ①「数と式」において、同類項の意味を理解し、ある項の同類項を選ぶことができています。
 ②「データの活用」において、箱ひげ図と四分位数の対応について理解し、求めることができています。
①「関数」において、反比例の関係を表す表から、 x の値に対応する y の値を求めることに課題が見られる。
②「データの活用」において、度数分布表から、ある階級の累積度数を求めることに課題が見られる。

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の領域	対象 設問数	平均正答率（％）		
		島根	全国	差
数 と 式	5	65.5	67.8	-2.3
図 形	4	44.8	48.7	-3.9
関 数	3	49.1	54.8	-5.7
データの活用	4	50.3	53.5	-3.2

【参考】[R7]

学習指導要領 の領域	対象 設問数	平均正答率（％）		
		島根	全国	差
数 と 式	5	39.5	43.5	-4.0
図 形	4	44.3	46.5	-2.2
関 数	3	44.8	48.2	-3.4
データの活用	3	58.3	58.6	-0.3

3 成果が見られる問題2問

〔問題番号〕 ②「数と式」→①
 〔島根県値 71.5%〕〔全国値 70.5%〕

〔問題内容〕 $7x + 9 - 5x + 7x^2 + 2x$ から、 $7x$ の同類項をすべて書き出す。

〔問題番号〕 ⑨(2)「データの活用」→②
 〔島根県値 75.5%〕〔全国値 75.8%〕

〔問題内容〕 学年別睡眠時間の箱ひげ図から、問題文にあってはまる2つの値を読み取り、その値が最小値、最大値、中央値、第1四分位数、第3四分位数のどれかを答える。

課題のある問題2問

〔問題番号〕 ④「関数」→①
 〔島根県値 47.6%〕〔全国値 55.3%〕

〔問題内容〕 y が x に反比例する関係を表した表から、 $x = -3$ のときの y の値を求める。

〔問題番号〕 ⑨(1)「データの活用」→②
 〔島根県値 39.5%〕〔全国値 46.0%〕

〔問題内容〕 全校生徒の睡眠時間の度数分布表から、ある階級の累積度数を求める。

【中学校 英語】 ・：概要 ○：成果 ●：課題

【これまでの課題】

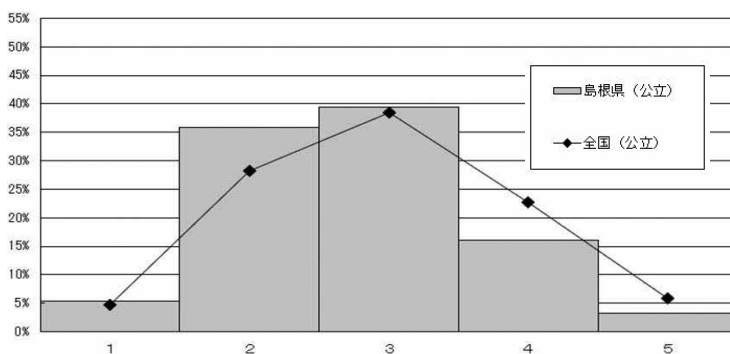
- A 音声や語彙、表現、文法や言語などの働きなどを理解するとともに、これらの知識を実際のコミュニケーションにおいて活用する技能に課題がある。
- B 文構造や文法事項、言語の働きなどの知識を活用し、正しい語順で文を構成することや、伝えたいことについての情報を正確に書くことに課題がある。

【本調査の状況】

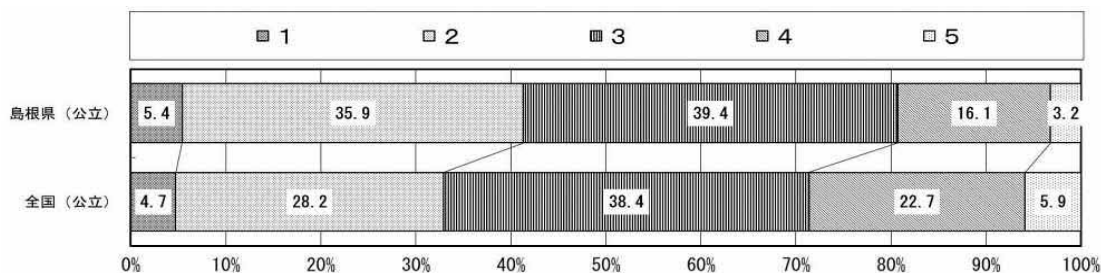
- ・平均 IRT スコアは 473 である。
- ・IRT バンド分布グラフは、全国と比較すると「2」の割合が高く、「4」「5」の割合が低い。
(高学力層が全国と比較して少ない。)

- ①日常的な話題について、まとまりのある英語を聞いて、必要な情報を目的に応じて聞き取ることができる。
- ②日常的な話題について、簡単な英文で書かれた内容を正確に読み取ることができる。
- ①文法事項の知識を、実際のコミュニケーションの場面で活用することに課題がある。・・・A
- ②社会的な話題について書かれた英文を読んで、自分の考えを書くという複数の領域を統合して活用することに課題がある。また、無回答率も高い。

1 IRT バンド分布グラフ [R8]



IRT バンド分布比較



2 成果が見られる問題 2 問

- [設問番号] 2 「聞くこと」 → ①
[島根県値 78.0%] [全国値 78.5%]
[問題内容] ショッピングセンターでのアナウンスを聞き、行くべき階を選択する。
-
- [設問番号] 6 「読むこと」 → ②
[島根県値 65.4%] [全国値 67.3%]
[問題内容] 文章を読み、グラフの空所に入る学校行事を選択する。

課題が見られる問題 2 問

- [設問番号] 11①② 「書くこと」 → ①
[島根県値 48.9%] [全国値 58.9%]
[問題内容] 与えられた情報に基づいて、留学生の昨日の出来事を説明する英文を書く。
-
- [設問番号] 10 (1) 「書くこと」 → ②
[島根県値 38.2%] [全国値 47.5%]
[問題内容] インターネットの使用に関する文章を読み、書き手が最も伝えたいことを選択する。

IV 児童生徒質問・学校質問調査の結果

〔児〇〕：令和8年度 児童質問調査項目〇番

〔学小〇〕：令和8年度 学校質問（小学校）調査項目〇番

〔生〇〕：令和8年度 生徒質問調査項目〇番

〔学中〇〕：令和8年度 学校質問（中学校）調査項目〇番

※紙面の都合上、一部質問調査項目は簡略化して記載しています。

1 第2期しまねの学力育成推進プランに関する質問調査項目

（1）基礎学力を育成する授業づくりの推進

- ①国語の勉強は好きだ〔児 53〕〔生 53〕
- ②算数・数学の勉強は好きだ〔児 61〕〔生 61〕
- ③英語の勉強は好きだ〔児 70〕〔生 70〕
- ④学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている〔児 43〕〔生 43〕
- ⑤授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う〔児 44〕〔生 44〕

①について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は中学校で増加、小学校で減少している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

②について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は増加している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

③について

- ・令和5年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は小学校、中学校ともに減少している。
- ・児童生徒の肯定的な回答の割合は、全国値を大きく下回っている。

④⑤について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は中学校で増加、小学校で減少している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

（2）学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

- ⑥児童〔生徒〕は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている〔学小 26〕〔学中 26〕

- ⑦授業では、児童〔生徒〕が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動を行っている

〔学小 30〕〔学中 30〕

- ⑧授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた

〔児 39〕〔生 39〕

【家庭学習時間】

- ⑨学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）〔児 23〕〔生 23〕

- ⑩土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）

〔児 25〕〔生 25〕

【メディア接触時間】

- ⑪普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、テレビ等（以下、「スマートフォン等」）でSNSや動画視聴などを行っているか（スマートフォン等を使って学習する時間やゲームをする時間は除く）〔児4〕〔生4〕

⑥について

- ・全国値と開きはあるが、経年で見ると肯定的な回答の割合は小中学校とも8割程度で例年度並みである。

⑦について

- ・全国値と大きな開きがあり、昨年度に比べ中学校で増加、小学校で大きく減少している。

⑧について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は、わずかに減少しているが、小中学校とも全国値並みである。

⑨について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値並み、中学校は全国値を5ポイント以上下回っている。

⑩について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値を上回り、中学校は全国値並みである。

⑪について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値を上回り、中学校は全国値並みである。

（3）幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

- ⑫総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている〔学小39〕〔学中39〕

- ⑬総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる〔児47〕〔生47〕

⑫⑬について

- ・肯定的な回答の割合が、学校質問調査で9割程度、児童生徒質問調査で8割程度と高い水準である。

（4）ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

- ⑭5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用していたか〔児35〕〔生35〕

- ⑮あなたの学校では、児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していたか〔学小60〕〔学中68〕

⑭⑮について

- ・「ほぼ毎日」と回答した児童生徒、学校の割合は、全国値と大きな開きがある。
- ・島根県を経年で比較すると「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合は昨年度並みである。
- ・児童生徒と学校の回答結果に大きな開きがある。

(5) 多様な子供の主体的な学びを支える授業づくりの推進

- ⑩5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた 〔児41〕〔生41〕
- ⑪学習指導において、児童〔生徒〕一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する 〔学小31〕〔学中31〕
- ⑫前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童〔生徒〕も含めた、多様な児童〔生徒〕が通常の学級に在籍していることを前提に、学級全体での指導の工夫を行っていたか 〔学小72〕〔学中80〕
- ⑬前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童に対する個に応じた指導内容や指導方法の工夫として、当該児童が学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を講じていたか 〔学小73〕〔学中81〕

⑩⑪について

- ・8割程度の児童生徒、学校が肯定的に回答している。

⑫⑬について

- ・小中学校とも全国値との差が大きい。

2 今年度肯定的回答の割合が高かった質問項目

肯定的回答が9割を越えている又は全国値を上回っている項目から抽出

- (1)朝食を毎日食べている〔児1〕〔生1〕
- (2)毎日、同じくらいの時刻に起きている〔児3〕〔生3〕
- (3)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う〔児9〕〔生9〕
- (4)人が困っているときは進んで助けている〔児11〕〔生11〕
- (5)いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う〔児12〕〔生12〕
- (6)人の役に立つ人間になりたいと思う〔児14〕〔生14〕
- (7)友達関係に満足している〔児17〕〔生17〕
- (8)授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる〔児46〕〔生46〕

- ・基本的な生活習慣が身に付いていると考えられる。 (1) (2)
- ・他者を思いやり、大切に作る心が育っていると考えられる。 (3) (4) (5) (6) (7) (8)

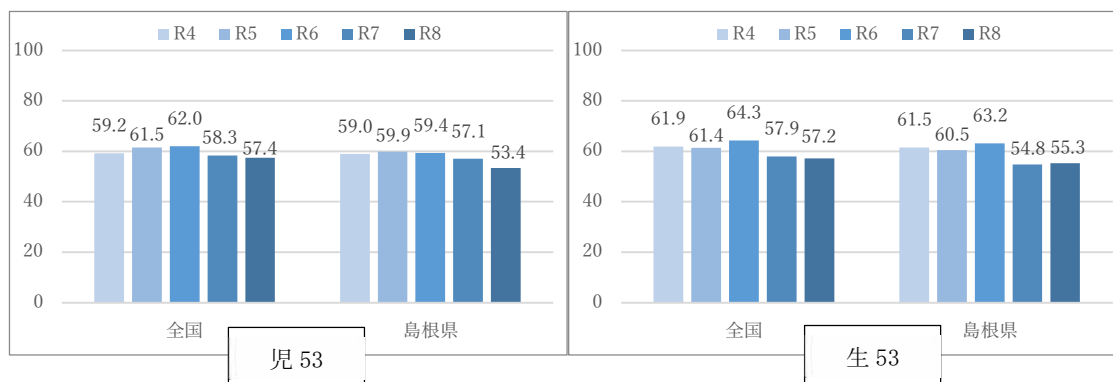
3 まとめ

- ・朝食の摂取、起床時間などの基本的な生活習慣に係る質問、また「先生は自分のよいところを認めてくれる」「人が困っているときは進んで助ける」等の思いやり、親切等の質問に対する肯定的回答の割合は、引き続き9割を越えており、児童生徒の生活習慣が定着し、思いやりの心が育っているとともに、教員の児童生徒一人一人に対する配慮が行き届いていることがうかがえる。
- ・児童生徒質問・学校質問調査の回答状況から、総合的な学習の時間等を通じた「探究の過程」を意識した学習について肯定的な回答の割合が高い。島根県が実施している「ふるさと教育」等を通じた課題を探究する継続的な取組によって効果が現れていると考えられる。しかし、児童生徒が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動については、今後、第2期しまねの学力育成推進プランの令和8年度重点アクション1で示す「全ての教科で大切にしたい”学びの過程”」を意識した授業づくり、児童生徒の主体性を引き出す指導を進める必要がある。
- ・学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した児童生徒の割合は小学校で減少、中学校で増加している。めあてと振り返りを大切にした授業の推進を引き続き行うとともに、授業の学びと家庭学習をつなぐ指導の在り方について工夫し、家庭学習の充実を図る必要がある。その際、授業と家庭学習をつなぐ一人一台端末活用の検討を行い、教職員同士が共通理解を図り、家庭での学習方法について具体例を挙げながら指導する必要がある。特に中学校では、家庭学習の時間の設定を含め、生徒の家庭学習の意欲を高める個別のアドバイス、教員の支援が必要である。
- ・授業でのICT機器の活用については、依然として全国値との差は大きく、活用が進んでいない。第2期しまねの学力育成推進プラン令和8年度重点アクション3に示す「一人一台端末を活用した授業」の、「情報活用能力を育成する」、「クラウド環境を活用する」ことを中心に、児童生徒が一人一台端末を活用する場面を増やすことが急務である。「主体的・対話的で深い学び」の推進を通して授業改善を図る際、一人一台端末活用を重視した取組を県全体として進めていく必要がある。
- ・小学校児童、小学校管理職に対する質問項目の肯定的な回答の割合が昨年度から減少したり、全国値と比較して低かったりする質問項目が多い。管理職を含めた小学校に対する伴走支援について、県と市町村の協働の取組が必要である。

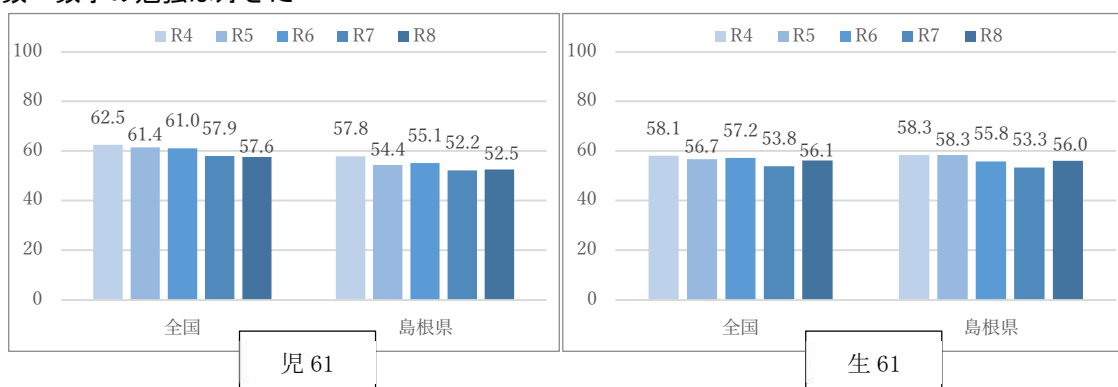
参考:R8グラフ

【Ⅳにあげた項目のグラフ】（青は児童生徒、緑は学校の回答）

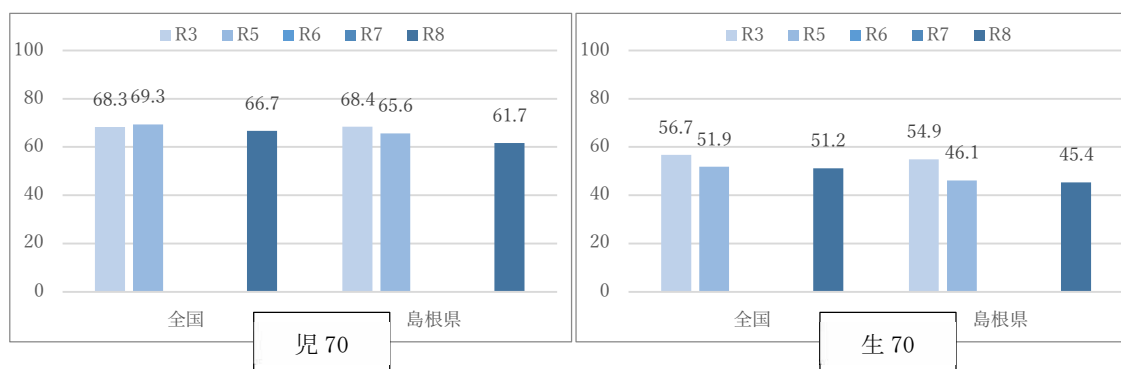
①国語の勉強は好きだ



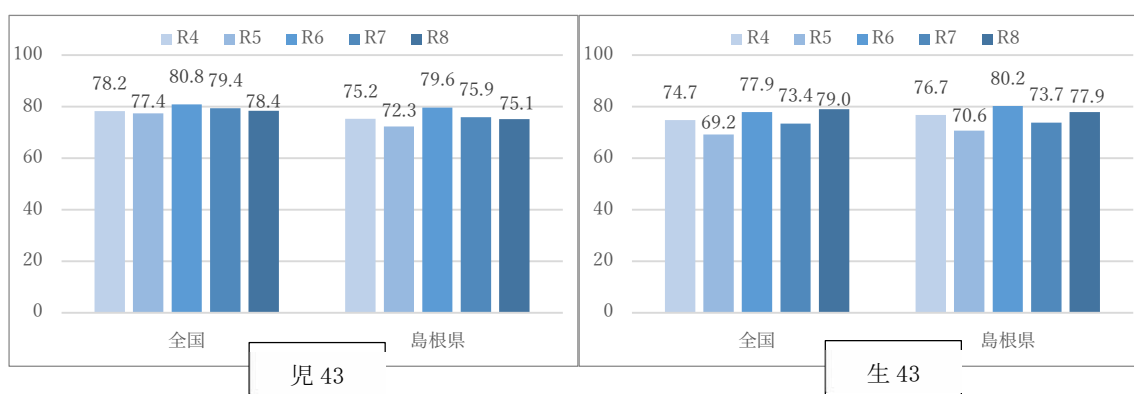
②算数・数学の勉強は好きだ



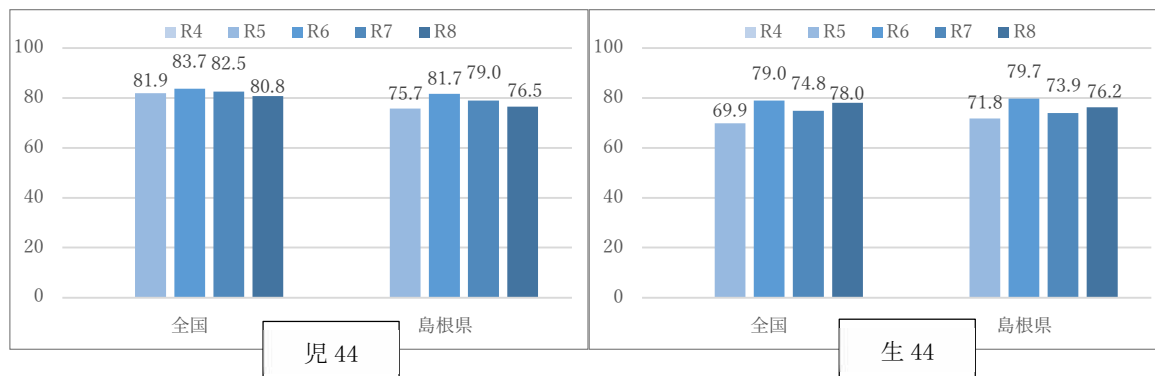
③英語の勉強は好きだ



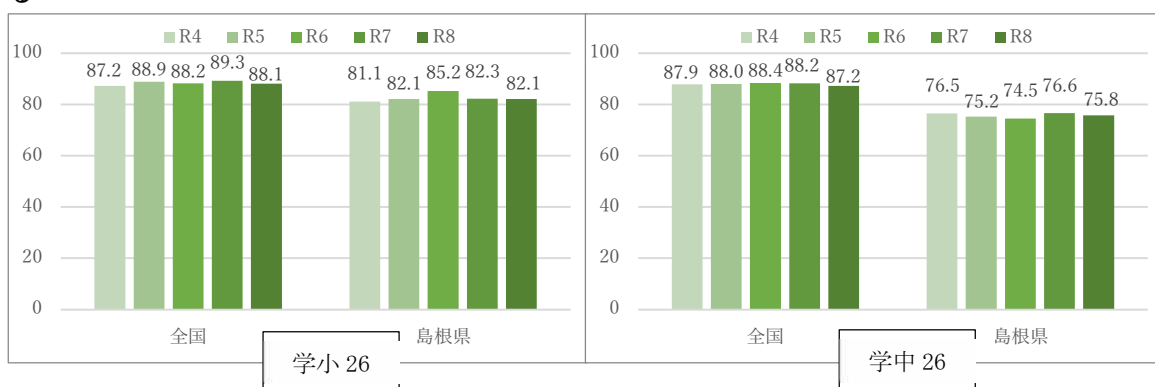
④学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる



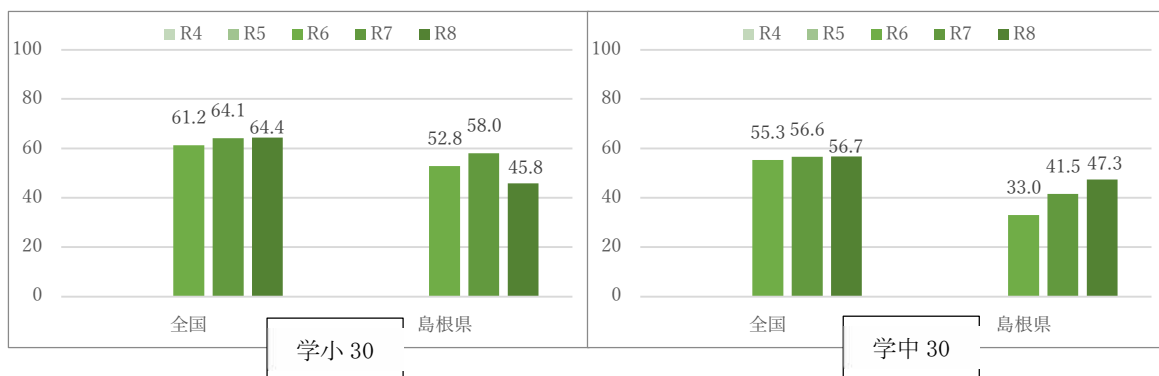
⑤授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う



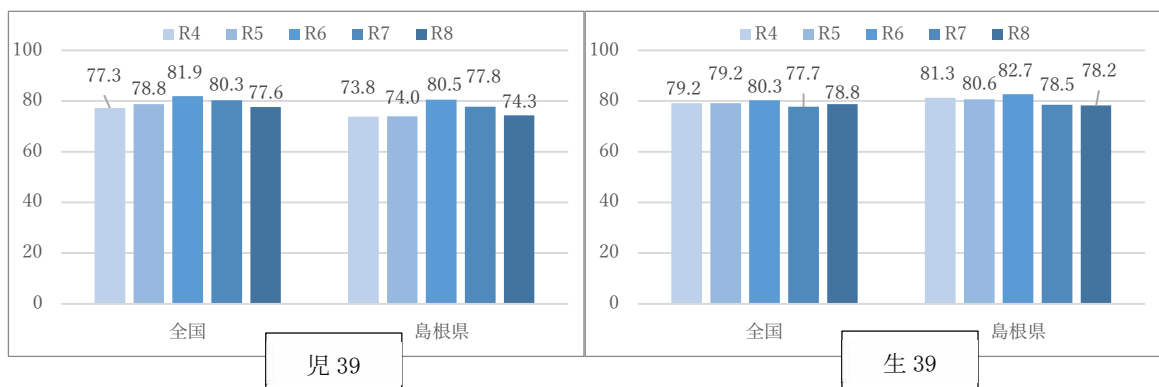
⑥児童〔生徒〕は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができる



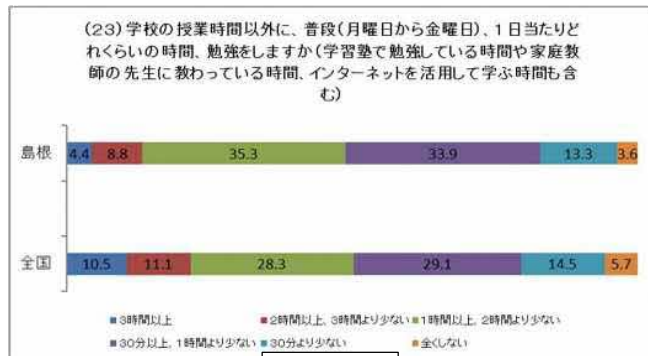
⑦授業では、児童〔生徒〕が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動を行っている



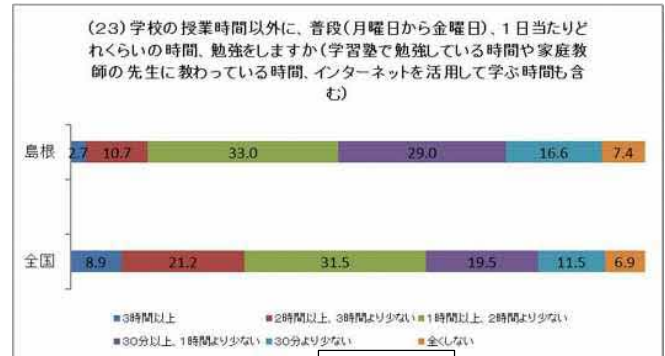
⑧授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた



- ⑨学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）

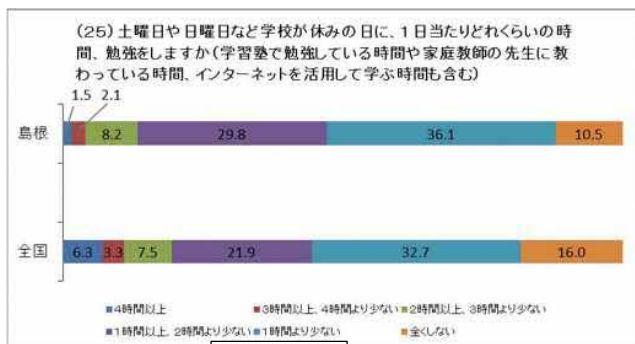


児 23

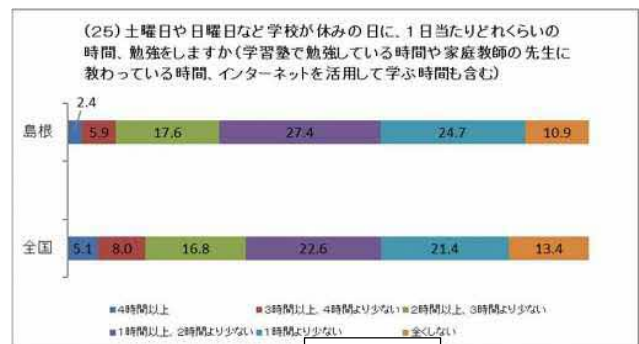


生 23

- ⑩土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）



児 25

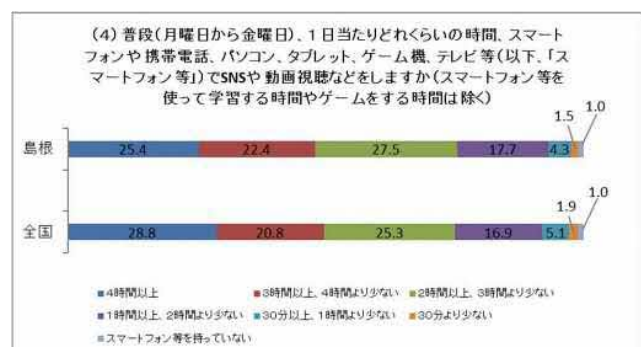


生 25

- ⑪普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、テレビ等（以下、「スマートフォン等」）で SNS や動画視聴などを行っているか（スマートフォン等を使って学習する時間やゲームをする時間は除く）

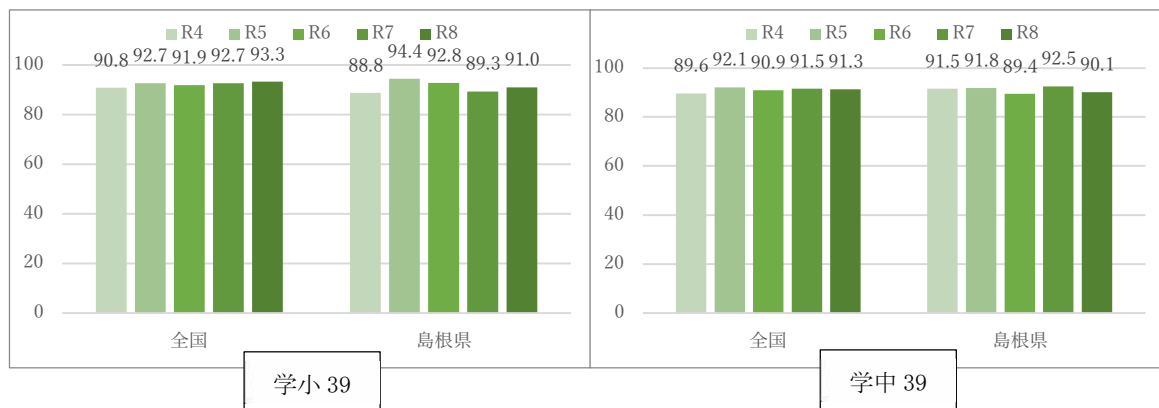


児 4

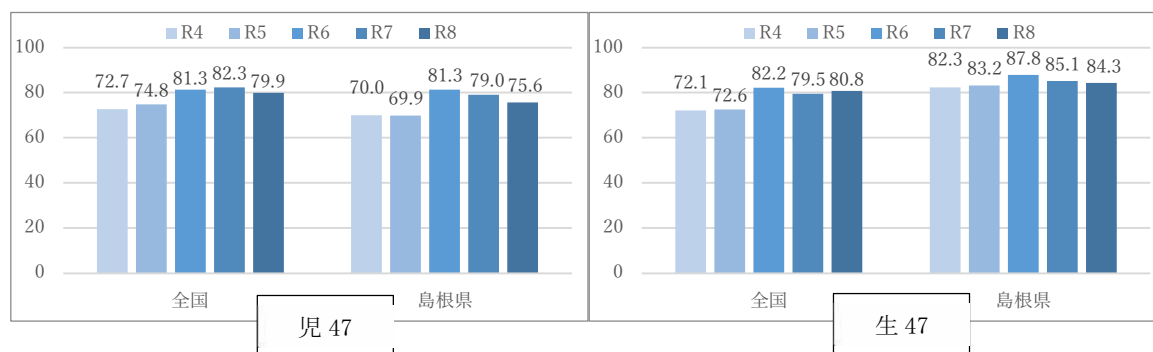


生 4

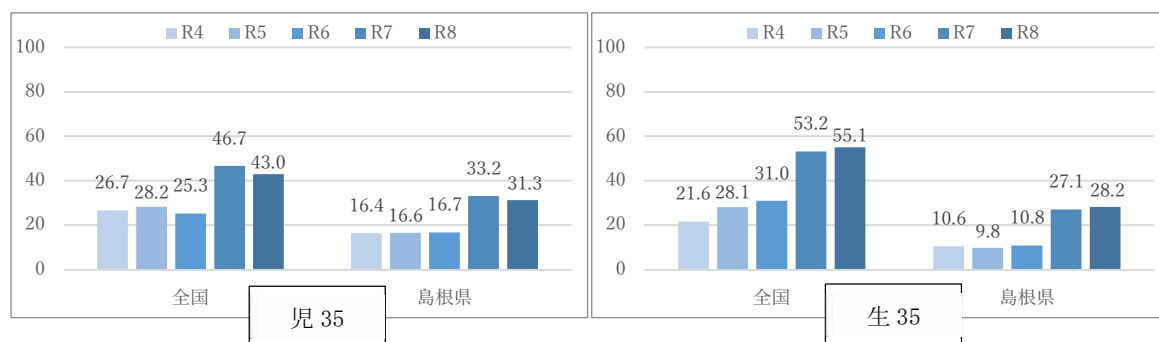
- ⑫総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている



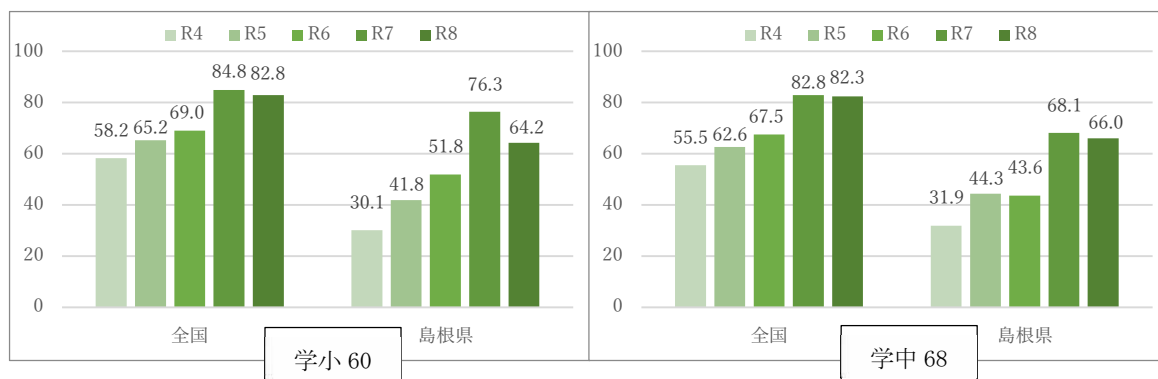
- ⑬総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる



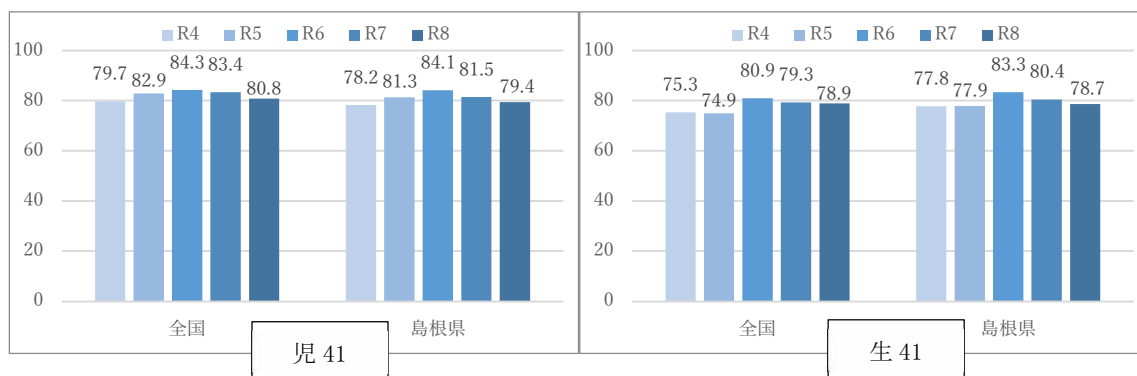
- ⑭5年生まで〔1, 2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用していたか ※「ほぼ毎日」と回答した割合



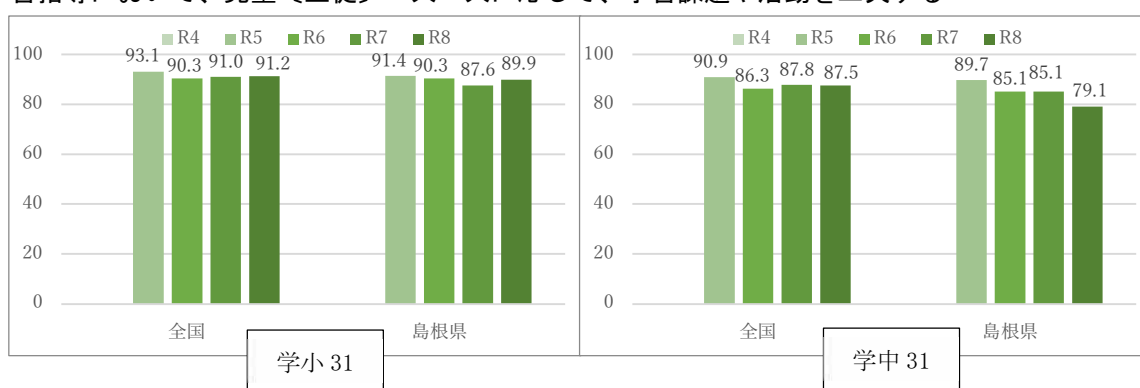
- ⑮あなたの学校では、児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していたか ※「ほぼ毎日」と回答した割合



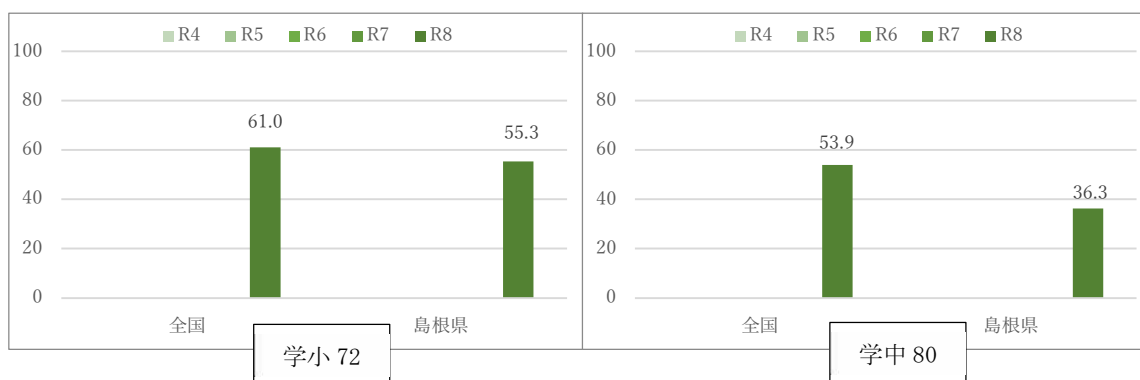
⑩5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた



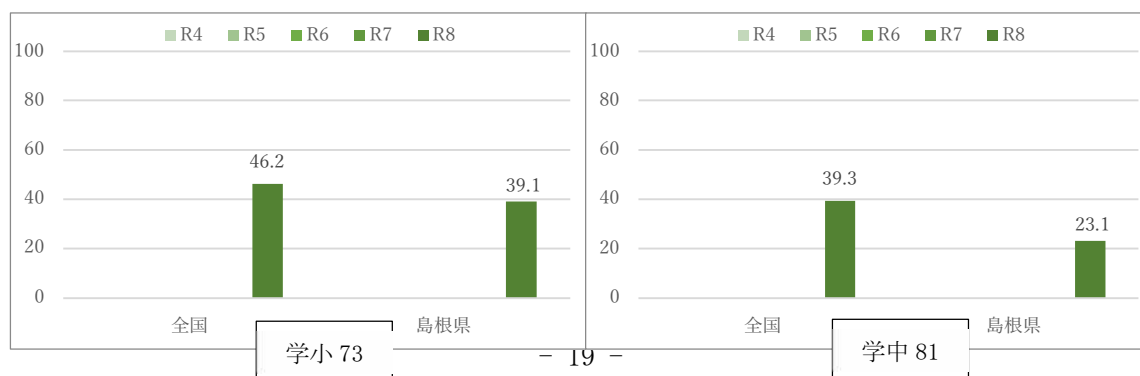
⑪学習指導において、児童〔生徒〕一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する



⑫前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童〔生徒〕も含めた、多様な児童〔生徒〕が通常の学級に在籍していることを前提に、学級全体での指導の工夫を行っていたか



⑬前年度までに、調査対象学年の児童に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童に対する個に応じた指導内容や指導方法の工夫として、当該児童が学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を講じましたか



V 今後の取組

- 1 県教育委員会と市町村教育委員会が連携・協力し、全国学力・学習状況調査の結果分析に基づき、第2期しまねの学力育成推進プランの令和8年度重点アクションを実行する。

アクション1 問題発見・解決能力を育む授業

- ・「学びの過程」として、①「問い」をもつ ②課題の設定 ③課題の追究 ④まとめ・表現 ⑤取組の振り返り・価値づけ、という流れの中で、学んだことを意味づけし、既得の知識や経験と、新たに得た知識を活用することで、「思考力、判断力、表現力等」を高める。また、児童生徒が自分で「学びの過程」を活用できるようにする。

アクション2 全国学力・学習状況調査を活用した授業改善

- ・全教員が全国学力・学習状況調査の問題を解き、ねらいや意図を丁寧に読み取ることで、学習指導要領が求める授業の具体像をイメージする。各設問が「学びの過程」のどの段階にあたるかを意識し、授業づくりの視点を得る。こうした分析に基づき、全教科・全学年で授業改善に向けた具体的な取組を進める。
- ・自校の調査結果の解答類型から児童生徒のつまずきの要因を把握し、授業改善策と評価方法を協議する。これらを踏まえて改善に向けた授業を実施し、具体的な評価問題等で改善状況を検証する。

アクション3 一人一台端末を活用した授業

- ・クラウド環境を活かし、自分の考えを分かりやすく伝え、リアルタイムに友だちと共有したり比べたりする、思考ツール等で情報を整理するなど学習場面を工夫し、情報活用能力を育成する。
- ・クラウド環境を活用して、めあて、振り返り、考えや発表をリアルタイムで共有や比較をし、主体的・対話的で深い学びを充実させる。
- ・各学校での改善を図るため、国が集約している好事例等を、教育情報紙やしまねの教育情報 Web 等を通じて情報提供する。

アクション4 子どもが学び方を選択できる授業

- ・肯定的な言葉がけによる多様さを認め合う風土づくり、発問・指示等の可視化、必要最小限の情報に絞った教室の整理整頓による学習に集中できる環境づくりを通して、ユニバーサルデザインの視点で誰もが学びやすい環境を整える。
- ・学び方や学びにくさの背景を探ったり、教職員同士で話し合ったり、子どもや保護者に尋ねたりすることで、授業に学びにくさはないか振り返る。
- ・達成可能な目標、学び方や進度、自分に合った理解や表現の手段など、学びのオプション（選択肢）を用意する。

2 県教育委員会の取組

- ・学力育成会議等で市町村と学力育成の取組について協議するとともに、各市町村・学校の取組や成果等を共有する。
- ・「全国学力・学習状況調査」、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、「英語教育実施状況調査」等で学力育成に係る市町村の状況を把握し、支援を行う。
- ・学校全体で組織的に授業改善が進められるよう、調査結果の分析方法や今後の取組の設定等について、学校訪問を通じた支援を行う。また、小学校理数教科指導力向上プロジェクトにおいては、小学校算数に関し、全国学力・学習状況調査の課題を分析し、授業や家庭学習で活用可能な評価問題や授業プランを提供する。
- ・小学校低学年段階からの学習のつまずきを把握し、授業改善や学習支援に生かすための「学びの基盤に関する調査」を実施し、学年・教科・単元等での指導・支援の事例を普及する。
- ・全国学力・学習状況調査から見られた課題に基づく今後の授業づくりのポイントについて、説明動画、各教科等の指導の重点及び授業チェックリストを作成し、各学校に配信・配付するとともにそれらの活用を促進する。

令和 8 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰について

1 趣旨

P T A の本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げている P T A を表彰し、P T A の健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 被表彰団体

島根県立隠岐高等学校 P T A

3 主な表彰理由

- ・ P T A 役員に加え、各地区の評議員が運営体制に参画することで、各地区からの要望や意見など集約しやすい環境を整えるとともに、会員が参加しやすいよう、事業や会議の見直しを行い、P T A 活動の活性化へつなげた。
- ・ 総合的な探求の時間等の地域学習において、地域団体に加え、卒業生会等とも連携し、生徒の学びの充実に P T A が寄与している。
- ・ 島まつりなどの地域行事に P T A が参加することで地域とのつながりをつくるなど、学校・家庭・地域との関わりを大切にしながら活動を展開している。

4 表彰式

- (1) 日 時 令和 8 年 8 月 21 日（金） 9 : 30 ~ 10 : 30
- (2) 開催場所 別府国際コンベンションセンター（大分県別府市山の手町 12-1）
第 75 回全国高等学校 P T A 連合会大会 2026 大分大会内

島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について

島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員任期満了に伴い、新たな2年間を任期とする委員について、博物館法及び島根県立古代出雲歴史博物館条例に基づき、下記のとおり任命した。

記

1 委嘱した委員の任期

令和8年7月21日から令和10年7月20日までの2年間

2 委員の氏名等

別紙「島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員名簿」のとおり

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性7名、女性7名
- (2) 地 域 別 : 東部9名、西部3名、隠岐1名、県外1名
- (3) 新任・再任の別 : 新任3名、再任11名

【参考】関係法令等（抜粋）

博物館法（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

第22条 法第25条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）

（博物館協議会）

第20条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、博物館に島根県立古代出雲歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員名簿

任期：令和8年7月21日 ～ 令和10年7月20日

No.	区 分	氏 名	主 な 役 職 名 等	所在地 ・居住地	備考
1	学校教育 関係者	いい つか つもる 飯 塚 積	雲南市立鍋山小学校長 島根県社会科教育研究会長	雲南市	
2	社会教育 関係者	こう の み ち 河 野 美 知	神社ガールズ研究会長	松江市	
3		たか いわ あや こ 高 岩 綾 子	社会福祉法人いわみ福祉会理事 島根県障がい者文化芸術活動支援セン ター長	江津市	
4		とが の ちあき 梅 野 ちあき	有限会社草谷代表取締役 出雲商工会理事	出雲市	
5		なが お ひで あき 長 尾 英 明	石見銀山ガイドの会共同代表	大田市	
6	家庭教育／ 社会教育関係者	はら あつ よ 原 敦 代	出雲市荒木コミュニティセンター長	出雲市	
7	学識経験者	いわ と あき こ 岩 戸 晶 子	奈良大学文学部文化財学科教授	奈良県	新任
8		せん げ よし ひ こ 千 家 和比古	出雲大社権宮司	出雲市	
9		ち ば うしお 千 葉 潮	安来市加納美術館長	安来市	新任
10		なか の よし ふみ 仲 野 義 文	石見銀山資料館長 しまねミュージアム協議会長	大田市	新任
11		にしき だ みつ こ 錦 田 充 子	万九千社・立虫神社権禰宜	出雲市	
12		はな たに ひろし 花 谷 浩	出雲弥生の森博物館長	出雲市	
13		まつ うら みち ひと 松 浦 道 仁	焼火神社宮司	西ノ島町	
14		みな がわ しん じ 皆 川 信 司	NHK松江放送局長	松江市	